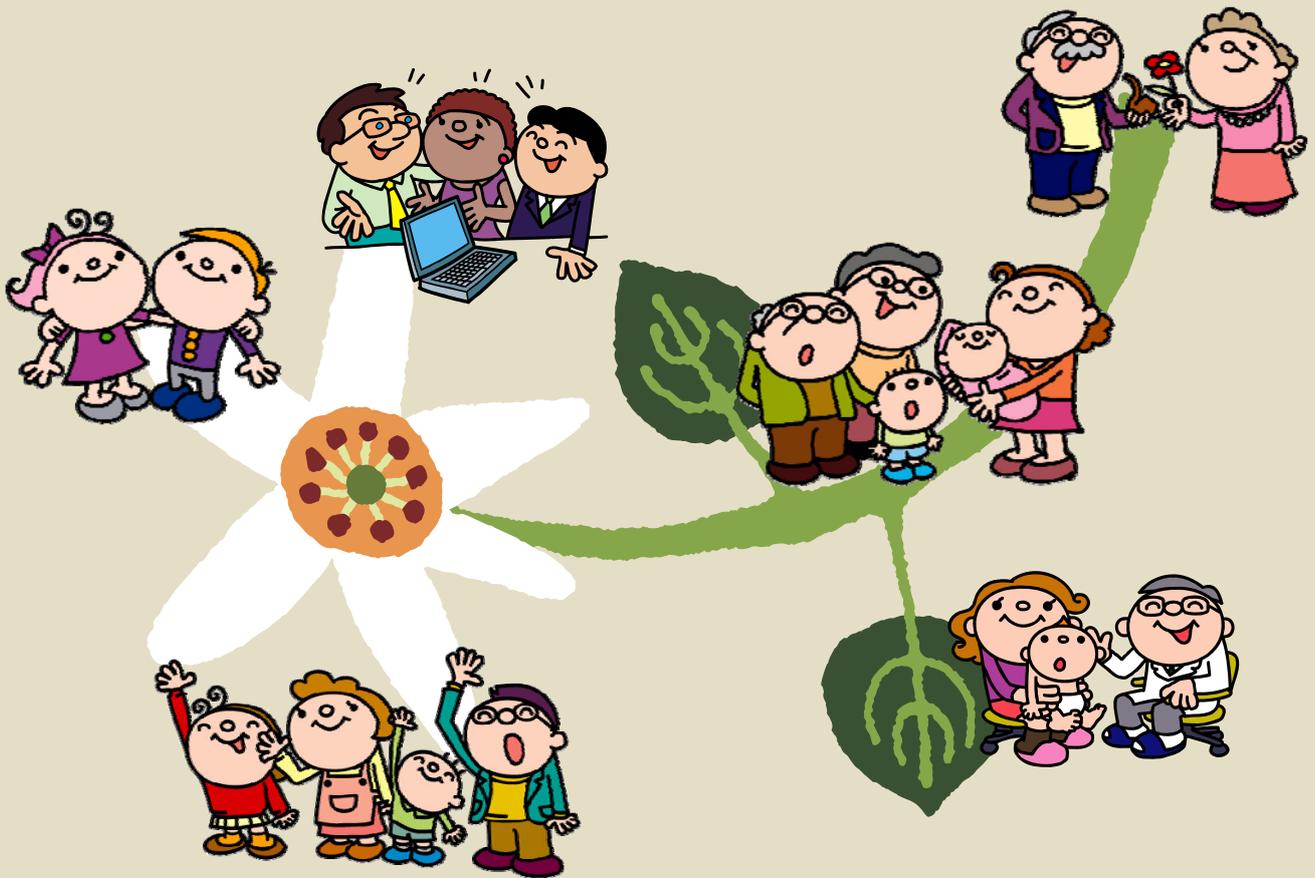


第3期

市川市 地域福祉計画

平成25年度～29年度



平成25年3月

市川市

はじめに



市川市は、緑地と水辺の自然環境に恵まれ、古来より万葉集に詠まれるなど、歴史と伝統に培われた文化の薫り高い都市として発展してきました。

近年、少子高齢化の進展により、本市の人口は平成22年7月をピークに減少に転じ、人口減少社会が到来しておりますが、平成24年から団塊世代の方が順次65歳に到達し、高齢化率が年々上昇することから、本格的な高齢社会を迎えることが予測されております。

現在、地域のつながりが希薄化し、孤独死や孤立死などが表面化するなど、新たな社会問題が生じている中で、様々な課題を解決していくためには、住み慣れた地域で安心して生活できるように継続して支援していくことが必要となっております。

このような社会的背景を踏まえ、平成25年度から29年度までを計画期間とした「第3期市川市地域福祉計画」を策定しました。

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」を基本理念として、今期計画では新たに「地域福祉推進の基盤づくり」を加えた五つの基本目標を設定することにより、住民がつくる身近な福祉コミュニティを目指し、本市の地域福祉施策を総合的に推進してまいります。

また、本計画では、「自助・共助・公助」をベースとして、個人、地域・関係団体、市のそれぞれが役割を明確にし、地域福祉発展のために連携・協力しながら取り組んでまいります。地域福祉施策を推進していくためには計画の策定も重要ですが、それを実行するのは「人」であり、地域の皆様のご協力をいただくことが必要と考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、それぞれの専門分野や市民の代表としての立場からご審議いただいた社会福祉審議会委員の皆様をはじめ、「市民意向調査」や「地域懇談会」、「パブリックコメント」において貴重なご意見をいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

市川市長 大久保 博

目 次

第一編 基本計画

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉とは	2
3. 地域福祉計画とは	2
4. 市川市地域福祉計画の位置づけ	4
5. 市川市地域福祉計画の特徴	5
6. 計画期間	7
7. 第3期地域福祉計画の策定体制と経緯	8
(1) 市民意向調査の実施	8
(2) 地区推進会議	8
(3) 社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）	8
(4) パブリックコメントの実施	8
(5) 住民への説明（地域懇談会）	8
(6) 社会福祉審議会	8
【計画策定の仕組み】	9
第2章 これまでの取組みの成果と課題	10
1. 主要課題の進捗状況	10
(1) 福祉コミュニティの充実	10
(2) 福祉圏域の考え方	11
(3) まとめ	12
2. 行政施策の進捗状況	13
(1) 行政施策の評価	13
(2) 基本目標ごとの整理（主要な成果：平成23年度目標と実績）	13
(3) まとめ	23
3. 地区別計画の進捗状況	24
■北部圏域	24
■中部圏域	25
■南部圏域	26
まとめ	27
4. 「市民意向調査」から見た課題	28
(1) 主な調査結果	28
(2) まとめ	43

第3章 第2期計画の総括	45
1. 基本目標を中心とした行政施策の展開に関する事	45
2. 地区別計画の取組みに関する事	45
3. 計画管理に関する事	45
(1) 進捗管理の推進	45
(2) 庁内推進連絡会の推進	46
4. 福祉圏域の考え方	46
第4章 第3期計画の基本的考え方	47
基本理念	47
行動指針	47
基本目標	47
第5章 施策の展開	48

第二編 実施計画(行政計画、地区別計画)

第1章 計画事業の選定にあたって	49
第2章 実施計画の展開	50
1. 見方	50
2. 重点事業選定の考え方	52
基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり	53
施策の方向1 情報の提供と啓発	55
施策の方向2 地域におけるケア体制の充実	57
施策の方向3 地域医療・福祉の充実	63
施策の方向4 権利擁護と見守り体制の充実	67
施策の方向5 サービスの質の向上	72
基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり	74
施策の方向6 福祉コミュニティの充実	76
施策の方向7 地域における緊急支援	80
施策の方向8 ボランティア・NPO活動の推進	84
基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり	86
施策の方向9 快適空間のあるまち	87
施策の方向10 道路・歩道のバリアフリー化	89
施策の方向11 住環境の整備	91
基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり	93
施策の方向12 健康づくりの支援	95
施策の方向13 就労支援	97
施策の方向14 社会的な自立への支援	99

施策の方向 15 移動の自由の確保	101
基本目標 V 地域福祉推進の基盤づくり	103
施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発	104
施策の方向 17 地域人材の確保と育成	106
施策の方向 18 地域資源の有効活用	108
施策の方向 19 情報管理の充実	111
重点サポート項目	113
第 3 章 地区別計画	116
■北部圏域	117
■中部圏域	122
■南部圏域	128
第 4 章 計画の推進のために	134
1. 地域福祉推進体制の充実	134
2. 計画の進行管理	135
3. 市川市社会福祉協議会との連携強化	135
4. 第 4 期計画の策定に向けて	136

資料編

1. 市川市の将来人口	139
2. 市川市地域福祉計画改定のためのアンケート調査の概要	140
3. パブリックコメント及び地域懇談会の実施概要	144
4. わかちあいプランの概要	145
5. 市川市社会福祉審議会条例	147
6. 市川市社会福祉審議会委員名簿	150
7. 市川市社会福祉審議会及び市川市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会等の開催状況	151
8. 用語解説	154
9. 市川市地域福祉計画行政施策体系図	160

本文中で*マークがついている用語は、資料編の【用語解説】(154～159 ページ)に掲載しています。

第一編

基本計画

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

日本の戦後の社会福祉は昭和26年に制定された「社会福祉事業法」に基づき、行政による措置という形でサービスが提供されてきました。しかし、少子高齢化・経済状況のひっ迫、そして何より人々の福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけでは対応できない状況となり、政府は社会福祉の基礎構造改革を行い、平成12年には同法が「社会福祉法」へと改正されました。その中で、公的福祉のさらなる充実とともに「共助」といった新たな地域福祉の概念が取り入れられました。

さらに、3・11の東日本大震災等に見られるように、地域住民による互助活動や災害時における地域での要援護者の支援活動の重要性が叫ばれています。また、平常時においても、昨今の厳しい経済社会状況の中での生活不安やコミュニティ機能の喪失等から、精神的不安・引きこもり・虐待・DV*・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死*・自殺等のさまざまな社会問題が起こっています。

本市では、平成13年度から福祉コミュニティ*の充実を図るため、地域ケアシステム*の構築に取り組んできました。このシステムは、地域住民が地域の福祉活動に参加することにより、福祉の理念である地域での支え合い助け合い（共助）を実現していくものです。市川市社会福祉協議会*を中心に、14の地区社会福祉協議会*で立ち上げ、現在は3人のコミュニティワーカー*が地域の調整役となり、それぞれの地区拠点に相談員を配置して相談窓口を開設したり、地域の誰もが参加できる「てるぼサロン*」を毎月開催するなど、本市の地域ケアシステムは徐々に浸透してきています。

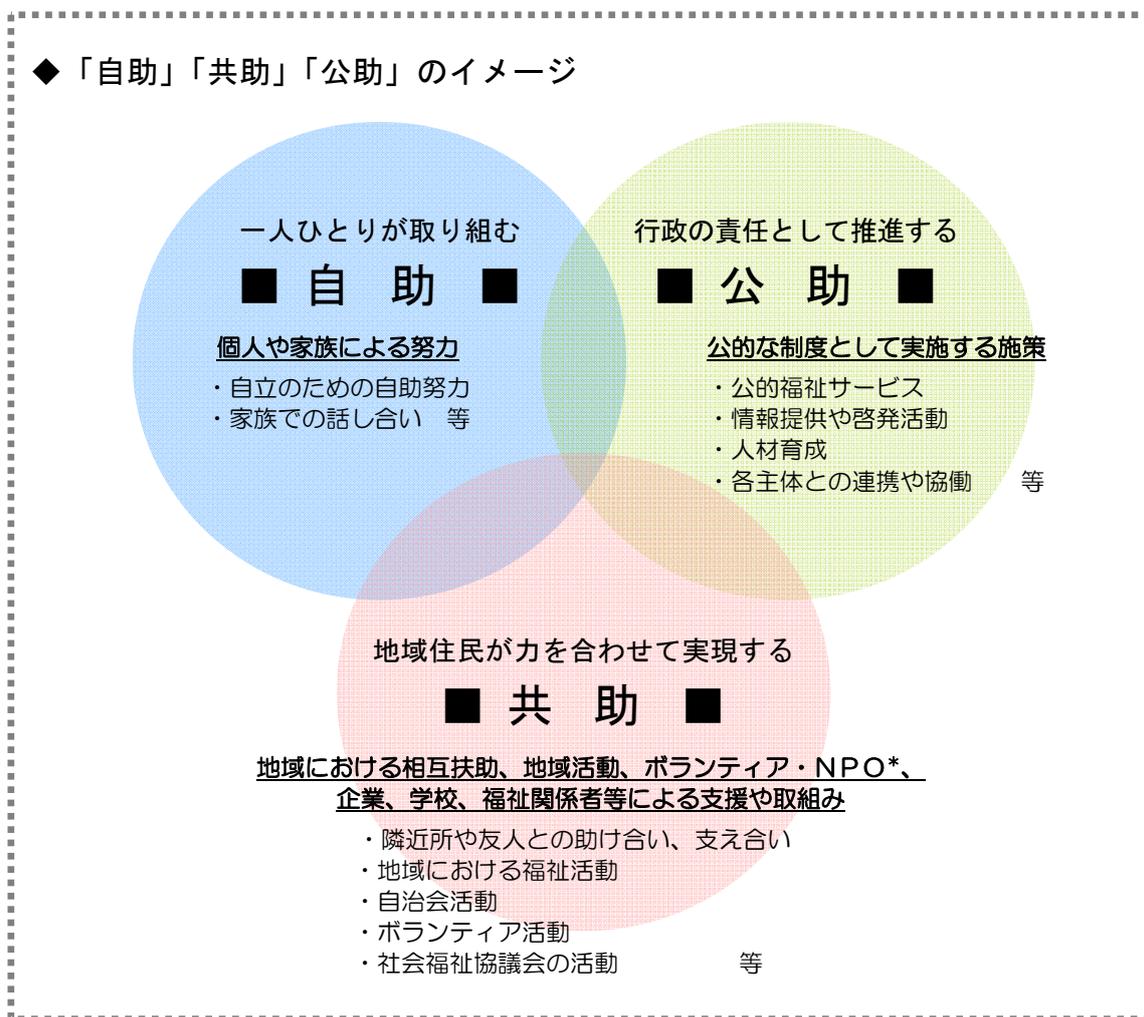
今後ますます加速する少子高齢化に対して、市は、個人、地域社会と一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援を継続する必要があります。そのためには、公的福祉サービスの充実と共に、福祉コミュニティの創出と、助け合いの基盤づくりが重要です。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

◆「自助」「共助」「公助」のイメージ



3. 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条に規定された法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項を一体的に定める計画として策定し、その内容を公表することが定められています。

本市には、人口の高齢化や少子化等の社会変化によりもたらされるさまざまな地域課題があります。その中では、高齢者や障害者、子ども等の福祉課題が主要な課題となっています。また、地域社会とつながりが薄い世帯等が増えつつあることについても、地域社会を維持し生活の秩序を保つために新たな福祉課題として捉えています。それらの課題に対応するための仕組み（共助）を市民や団体と行政とが協働してつくりあげるとともに、市民が「サービスの受け手」とどまらず、地域の課題の解決に主体的に参画し、よりよい地域社会に変えていくことを目指して地域福祉計画を策定してきました。

このような取組みを市内各地域の特性に即して進め、市民の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを実現するため、平成14年度策定の「市川市地域福祉計画（基本計画）」では次のとおり基本理念を定めました。

市川市地域福祉計画の基本理念

**だれもが住み慣れた地域で
自立した生活を送るとともに、自らも参画し、
安心して暮らすことのできるまちをつくる**

第3期市川市地域福祉計画では、市川市地域福祉計画（基本計画）に掲げた基本理念の実現を目指し、第2期市川市地域福祉計画での取組みを引き続き発展させながら、地域福祉の推進を目指します。

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

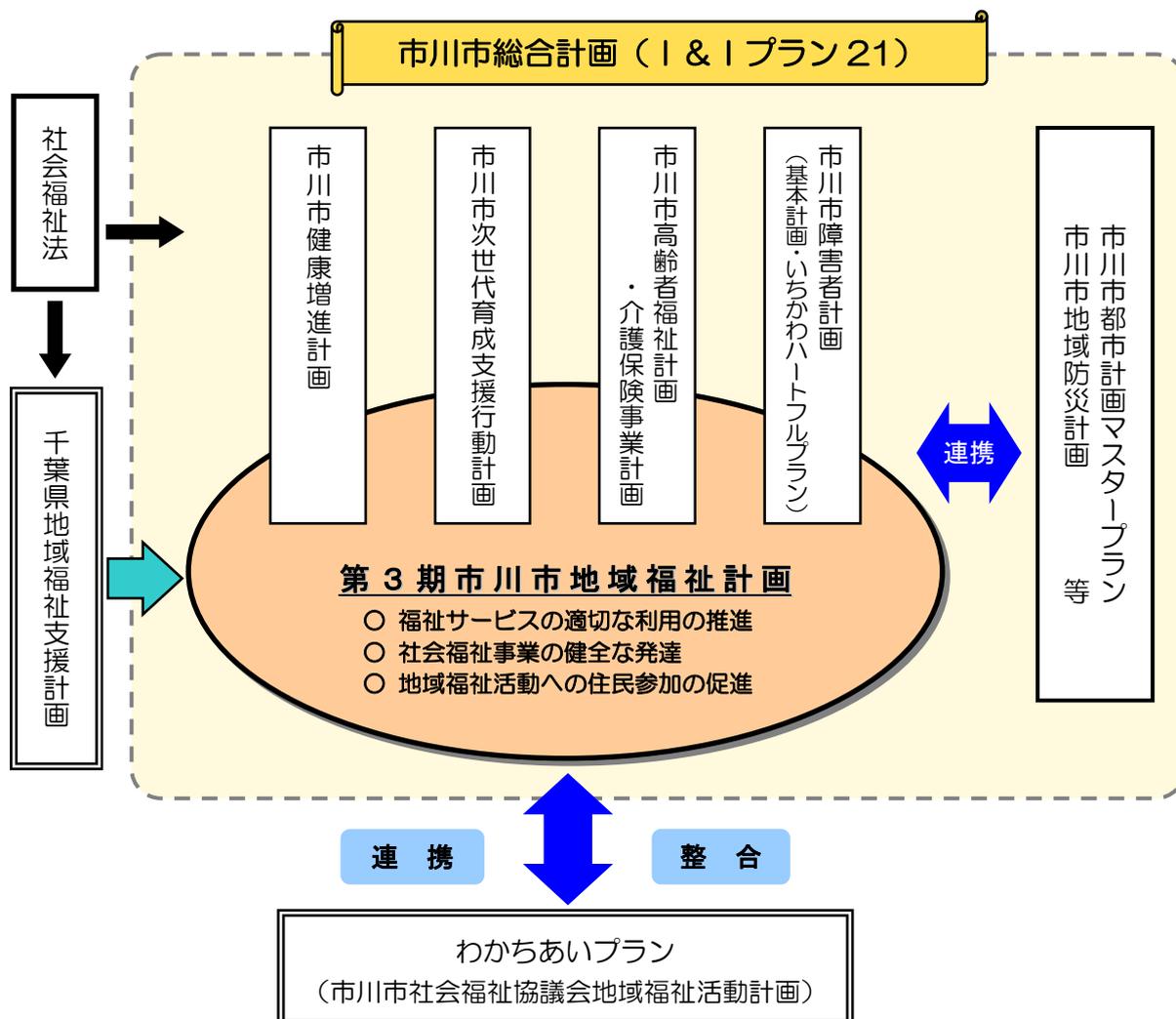
4. 市川市地域福祉計画の位置づけ

「第3期市川市地域福祉計画」は、市川市総合計画（I & Iプラン 21）における基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉を推進する上で、高齢者、障害者、児童、健康増進等、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定め、関連する諸計画との整合性や連携を図りながら、横断的計画として機能することが期待されています。あわせて、「市川市都市計画マスタープラン」「市川市地域防災計画」等、他の部門で策定された個別計画で捉えられている課題をも福祉の視点から横断的に捉えることができる計画です。

いずれの個別計画も「市川市総合計画（I & Iプラン 21）」の実現に向けた基本理念は一致していますので、本市の地域福祉向上のため、各計画と連携を図りながら本計画を推進していきます。

◆地域福祉計画と関連する諸計画の位置づけ



5. 市川市地域福祉計画の特徴

地域福祉の推進は「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」「共助」「公助」の連携、協働を進める中で、地域福祉の推進役である地域住民の主体的な活動が地域福祉計画の一部を構成するものとして「地区別計画」を策定しています。

「地区別計画」は、市域を北部、中部、南部に分けた3つの基幹福祉圏ごとに設置された「地区推進会議」において、基幹福祉圏ごとの地域課題と解決に向けた取り組み方（役割分担）が検討され、本計画と連動して策定されています。14の小域福祉圏では、地域が中心となって市川市社会福祉協議会が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」の主要課題と本計画の行政施策との関連を明確にし、個別事業の展開に反映させています。

本計画は、「地区別計画」及び「わかちあいプラン」で取り上げられた主要課題を横断的かつ総合的に捉え、個別事業の展開に反映させていく、いわゆる「ボトムアップ*」形式の計画を目指しています。

コラム 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（一般に「社協」と呼ばれています。）は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域におけるさまざまな生活課題に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指しています。

社協は全国すべての市区町村、都道府県ごとに設置されており、全国組織として全国社会福祉協議会があります。本市には、市川市社会福祉協議会（以下、「市川市社協」という。）が置かれています。

【社会福祉協議会と市との連携、関わりについて】

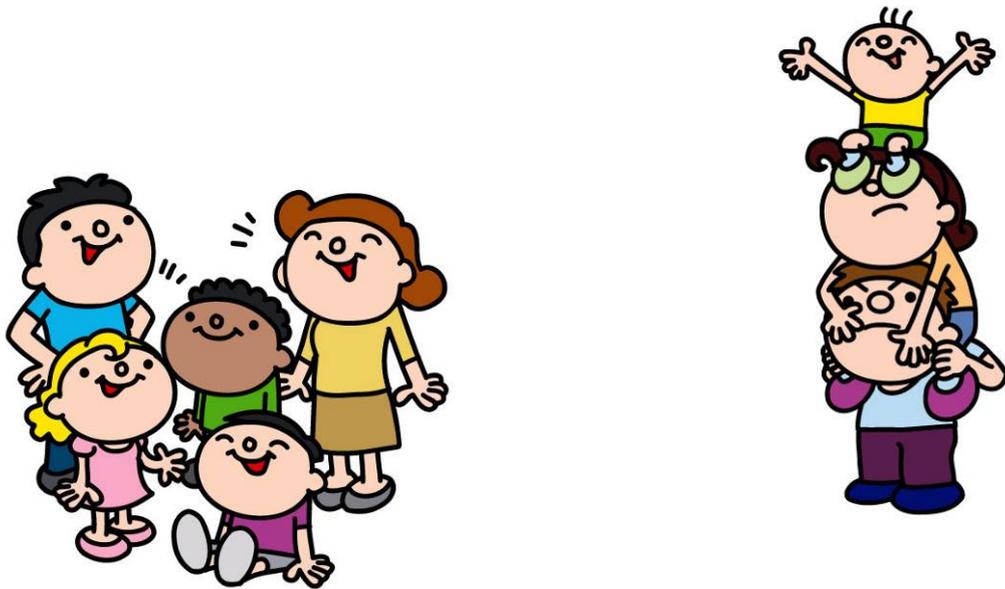
社協は民間の団体ですが、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社協の役割は行政（市）の施策目標である住民参加による地域づくりと軌を一にしています。

このことを背景として、社協は行政から地域福祉の推進に関する事業を受託したり、補助金を受けて公益性のある多くの事業を行っています。加えて、社協は民間団体であるということを活かし、住民、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員*、自治会、地区社会福祉協議会（地区社協）、福祉施設等の各種団体や機関の参加と協力をもとに、行政との連携や調整を図りながら地域の課題を解決しようとする特徴を持っています。

※コラム※ わかちあいプランとは

わかちあいプランは、市川市社協が地域福祉を推進するために策定する計画であり、各地区社協の活動を基盤として、すべての住民が生涯にわたり豊かに、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる地域社会をつくるための計画です。本市の地域福祉計画が、地域福祉を推進する上での自助、共助、公助の役割を明確化しているのに対して、わかちあいプランは、地域における新たな支え合いである互助、共助を基調にすえて住民自らが目標を定めています。

※資料編「4. わかちあいプランの概要」(145～146 ページ) 参照



6. 計画期間

第3期地域福祉計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う場合があります。

《計画期間》

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
市川市総合計画	基本構想（平成13年度～平成37年度）															
	基本計画（平成13年度～平成22年度）							基本計画（平成23年度～平成32年度）								
市川市地域福祉計画	基本計画（15年度～19年度）				第1期実施計画（17年度～19年度）					第2期地域福祉計画（20年度～24年度）				第3期地域福祉計画（25年度～29年度）		
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第2期			第3期		第4期		第5期								
市川市次世代育成支援行動計画	前期計画					後期計画										
市川市健康増進計画	前期計画					後期計画										
市川市障害者計画（基本計画）	基本計画（平成20年度～平成32年度）															
市川市障害者計画（実施計画）						第1次		第2次								
市川市障害福祉計画				第1期		第2期		第3期			いちかわハートフルプラン					
【参考】わかちあいプラン（市川市社会福祉協議会地域福祉活動計画）					第1期			第2期			第3期					



7. 第3期地域福祉計画の策定体制と経緯

(1) 市民意向調査の実施

市民の視点から見た地域福祉に対する意識やニーズを把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理しました。

(2) 地区推進会議

第2期地域福祉計画に位置づけられた「地区別計画」の進捗状況に基づき、成果と課題の整理を行いました。

(3) 社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）

第3期地域福祉計画作成に関する市長の諮問を受け、社会福祉審議会委員のうち12人で構成する「地域福祉専門分科会」を設置し、第2期地域福祉計画の総括、市川市社協主体による「第2期わかちあいプラン」「地区別計画」との調整及び市民意向調査結果を踏まえてまとめた計画骨子案について次のように審議し、計画原案の作成につなげました。

- ・地域福祉を推進する担い手の役割を自助、共助、公助と区分してより明確にしました。
- ・地域福祉の目指すもの（行動指針）は住民がつくる身近な福祉コミュニティであると明記しました。
- ・事業を進行管理事業と関連事業に区分けしました。
- ・地域福祉計画の基本理念の実現に向けた基本目標の見直しをしました。
- ・行政施策と地区別計画の関連性の明確化を図りました。

(4) パブリックコメントの実施

計画原案を広報いちかわ・ホームページで広報し、広く市民の意見を募り原案に反映させました。（実施時期：平成24年9月15日～10月15日）

(5) 住民への説明（地域懇談会）

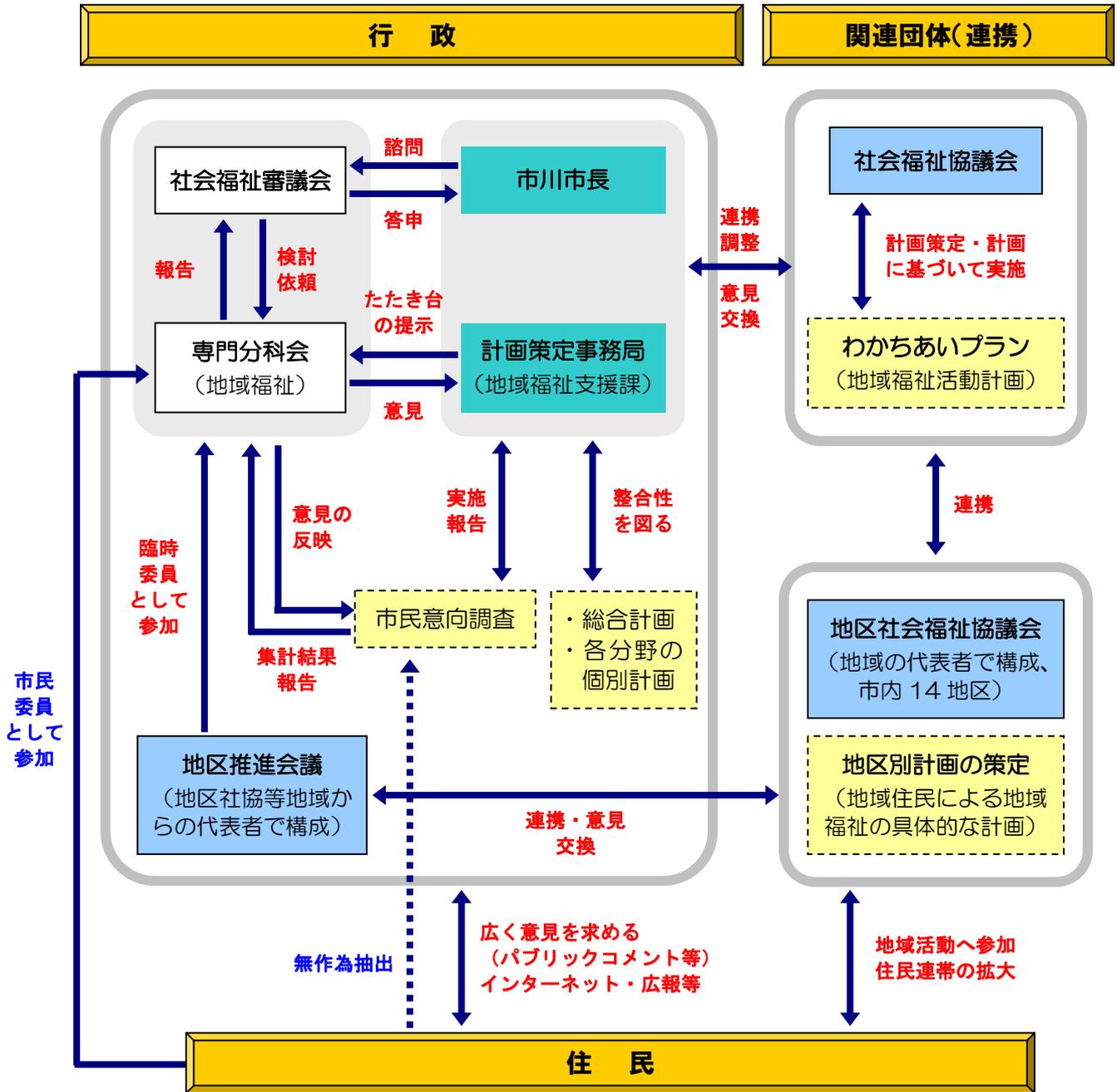
基幹福祉圏（北部、中部、南部）ごとに計画原案の説明会を開催し、地域福祉及び計画原案の内容について説明した上で市民から意見を募り、原案に反映させました。（実施時期：平成24年10月3日～5日）

(6) 社会福祉審議会

「地域福祉専門分科会」で作成された計画原案を基に、幅広い分野の関係者で構成される「市川市社会福祉審議会」の審議を経て「第3期市川市地域福祉計画」として市長に答申しました。

【計画策定の仕組み】

第3期市川市地域福祉計画策定に伴う関連図



第2章 これまでの取組みの成果と課題

平成20年度～24年度を計画期間とする第2期地域福祉計画では、「第1期実施計画」の進捗状況や市民意識調査結果、地域における取り組み状況等を踏まえ、4つの基本目標を定め、18の施策の方向性とその具現化に向けた取組みとして82の事業を位置づけました。

1. 主要課題の進捗状況

第2期計画の「第3章 計画の基本的な考え方」では、地域福祉に関する取組みや仕組みを効果的に展開していくための主要な課題として「福祉コミュニティの充実」「福祉圏域の考え方」を掲げていました。計画期間中のこれらの主要課題の進捗状況は、以下のとおりです。

(1) 福祉コミュニティの充実

①地域ケアシステム事業

成 果

1. インフォーマルなネットワーク整備の基盤となる、小域福祉圏（地区社会福祉協議会）ごとの組織強化が進んでおり、地域ケア推進連絡会*や相談員会議については定期的に開催されている。
2. サロンについては子育てや高齢者関係を中心に増加の一途をたどっており、地域福祉の土壌が着実に開拓されつつあり、相談ケースの発掘も進みつつある。
3. 地域住民の参加者が増加し、地域課題に対する意識の変化が見られた。

課 題

1. 各小域福祉圏では、地域住民の活動拠点が整備されてきているが、一部の活動拠点では、活動場所のスペースに余裕がなかったり、開所日数に制限がある等の改善課題が残されている。
2. 地域住民の期待に応えることのできる拠点機能にするため、相談員の役割を再確認することが必要である。
3. 地区によって、地域ケア推進連絡会の開催回数に格差が生じている。
4. 一般市民の認知度が大変低く、今後の周知が重要な課題となっている。また、地域ケアシステムの母体の一つである地縁団体（自治（町）会）の加入率が増加することで、地域におけるケアの充実・発展が望めることから、加入率アップに向けた取組みが必要である。

②コミュニティワーカー配置事業

成 果

1. 地域ケア推進連絡会への多様な団体の参加（プラットフォーム*化）に向けたコーディネーター役として実績をあげている。
2. サロンの立ち上げや地域における活動支援のキーパーソンとして地域での活動に積極的に関わっており、サロン開設数、サロン開催数の大幅な増加に大きく貢献している。
3. 地域特性を活かしたイベントの企画・推進を通して、地域ネットワークづくりに寄与している。

課 題

1. 地域活動の活性化に伴い喫緊の業務が増大しており、より政策的な課題に取り組む余力がなくなっている。
2. コミュニティワーカー1人あたりの担当範囲が広く、すべての地区に偏りのない支援活動が困難である。
3. コミュニティワーカーの増員の実現に向けて、増員の意義及び期待できる効果を明確にする必要がある。
4. コミュニティワーカーの活動を支援することのできる地域人材の育成が必要である。

（2）福祉圏域の考え方

現 状

1. 地域福祉専門分科会において、適切な福祉圏域について検討した。意見としては、「基幹福祉圏は総合的なコミュニティ政策による「行政圏域」と統一されるべき」「小域福祉圏は災害拠点の取組みと同様に小学校区が理想的」「小域福祉圏は住民の主体性を確保する立場から、自治会連合協議会との整合性を重視しつつ、自然発生的なブロック制を尊重し、当面は地域の主体的な判断に委ねる」等があった。
2. 平成23年度から4つの地域包括支援センター*に各1人のコーディネーターが配置され、現在3人のコミュニティワーカーと連携しつつフォーマル分野での活動を行っている。また、高齢者分野で築いたネットワークを中心に、障害者、子育て等の相談支援機関のスタッフがソフト面で相互連携することが課題となっていたが、一部地域においては、地域ケア推進連絡会議に各機関が参加するようになり、連携が強化された。

課 題

1. 基幹福祉圏では、中部圏域の人口が他の圏域と比べて肥大化している。小域福祉圏では、地域コミュニティの形成にあたり適正規模と言えないような地域もあるので、福祉圏域のあり方を検討する必要がある。
2. 今後増加が予想されるブロック化を支援する必要がある。

(3) まとめ

主要課題の進捗状況としては、福祉コミュニティの充実については地域ケアシステム事業とコミュニティワーカー配置事業でそれぞれ課題はあるものの、前述のとおり、一定の成果があったと評価できます。

しかし、福祉圏域については、本市全般としての目指すべきコミュニティ像が不明瞭であるため、議論が進まない状況にあります。地域福祉を推進するために福祉圏域のあり方は重要な事項であるため、引き続き検討する必要があります。

2. 行政施策の進捗状況

(1) 行政施策の評価

第2期計画における4つの基本目標に対応する「施策の方向性」ごとに位置づけられた重点事業の進捗度を基に、行政施策を項目別に評価し、基本目標ごとの総合評価をまとめます。

- ・項目別評価は、担当所管が行った自己評価です。
- ・総合評価は、項目別評価の合算を基に評価しています。

評価基準

A：すべて達成できた B：概ね達成できた C：一部達成できた D：全く達成できなかった

※評価は平成23年度の実績に対するものです。

(2) 基本目標ごとの整理（主要な成果：平成23年度目標と実績）

基本目標1 安心と信頼のあるまちづくり

●施策の方向性1. 情報提供の仕組みづくり

重点事業名〔所管〕	電子自治会推進事業（平成23年度末で廃止※） 〔地域振興課〕		
指標	目標	実績	進捗率
ホームページ作成自治会数	・意向調査の実施 ・サービス内容の検証	50か所	—

評価
B

成果：市のシステムを利用した自治会ホームページが立ち上がり、身近なところでの情報発信が可能になった。

課題：自治会によるホームページの増加と単独管理。

※ 市の事業仕分けによる判定結果では廃止

本事業は自治会のWebサイト構築をソフト・ハードの両面で支援するものである。市は電子自治会開設を推進しているが、事業開始後6年が経った現在の自治会参加率は22.5%と伸び悩んでおり、今後の開設数の拡大の見通しも厳しい。よって事業は廃止すべきだが、開設済みWebサイトのスムーズな移行措置はきちんと講じる必要がある。（判定委員会のコメント）

●施策の方向性2. 相談支援の仕組みづくり

重点事業名〔所管〕	地域包括支援センター事業 [地域福祉支援課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
地域包括支援センター設置数	4 か所	4 か所	100%

評価 B	成果 ：地域包括支援センター4か所と在宅介護支援センター*11 か所が地域内で役割を補完しながら機能している。
	課題 ：困難事例の増加による専門職員のレベルアップ。

●施策の方向性3. 地域医療の充実

重点事業名〔所管〕	2.5 次救急医療運営事業 [保健医療課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
受け入れ病院数	4 か所	4 か所	100%

評価 B	成果 ：救急患者の受け入れ病院数は4か所と当初の目標を達成している。
	課題 ：時間外救急医療体制*の拡大。

●施策の方向性4. 権利擁護*

重点事業名〔所管〕	成年後見制度*利用支援事業 [地域福祉支援課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
研修会開催数	1 回	1 回	100%
パンフレット作成部数	3,000 部	3,000 部	100%

重点事業名〔所管〕	地域福祉権利擁護事業 [地域福祉支援課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
権利擁護利用件数	65 件	82 件	126%
研修会開催数	10 回	5 回	50%

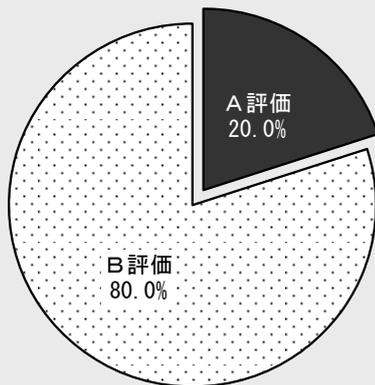
評価 B	成果 ：成年後見制度のパンフレットや講座を通して権利擁護が地域に周知され、成年後見制度の利用者が増加している。
	課題 ：日常生活支援事業（てるぼサポート）のさらなる事業拡大。

●施策の方向性5. サービスの質の向上

重点事業名〔所管〕	第三者評価事業（保育園）		
			[保育課]
指 標	目 標	実 績	進捗率
第三者評価実施園数	1 か所	1 か所	100%
園内研修開催数	4 回	4 回	100%

評価 A	成果：第三者評価事業が保育園で浸透している。 課題：評価内容の周知。
----------------	---------------------------------------

基本目標 1 安心と信頼のあるまちづくり



総合評価 B

5つの「施策の方向性」に対する項目別評価は、A評価：1項目（20.0%）、B評価：4項目（80.0%）であり、C評価はなかった。

項目別評価の比率（平成 23 年度）

基本目標 II 参加と交流のまちづくり

●施策の方向性 1. 交流の場づくり

重点事業名 [所管]		各施設での地域交流（保育園・幼稚園・障害者施設等） [障害者施設課、就学支援課、保育課]		
指 標		目 標	実 績	進捗率
各種施設が地域に開かれた施設となり、地域交流の重要な場として機能していく	障害者施設課	—	・餅つき大会の開催 ・ボランティアの受け入れ	—
	就学支援課	—	公立幼稚園（8園） 園庭開放 計887回	—
	保育課	—	施設開放 402回 来訪者数 7,146人	—
評価 B	成果： 保育園での交流は年々増加しており、特に育児不安の解消やリフレッシュに寄与している。 課題： 地域で求められている支援を把握し、家庭、地域の育児力向上を図る必要がある。			

●施策の方向性 2. 身近な支援

重点事業名 [所管]		地域ケアシステム推進事業 [地域福祉支援課]		
指 標		目 標	実 績	進捗率
地域ケア推進連絡会 年間開催数		168回	61回	36%
重点事業名 [所管]		コミュニティワーカー配置事業 [地域福祉支援課]		
指 標		目 標	実 績	進捗率
配置人数		3人	3人	100%
活動日数		週4日	週4日	100%
評価 B	成果： 全地区で課題を検討し解決していく地域ケア推進連絡会が定期的開催できるようになった。 課題： プラットフォーム型の会議の実現。			

●施策の方向性3. 地域における緊急支援

重点事業名〔所管〕	地域防災力強化事業（旧:自主防災組織*育成事業） 〔危機管理課〕		
指標	目標	実績	進捗率
地区防災訓練実施回数	13回	12回	92%
自主防災組織結成自治会数	210団体	187団体	89%

重点事業名〔所管〕	災害時要援護者支援対策事業 〔高齢者支援課〕		
指標	目標	実績	進捗率
登録者名簿取り交わし 自治（町）会数	223団体	114団体	51%
家具転倒防止器具等 補助金制度活用世帯数	—	141世帯	—
災害時要援護者支援 システムの有効活用	—	災害時要援護者支 援システム（平成 22年3月運用開始）	—

評価 C	<p>成果：自治（町）会の防災意識が高まるとともに、災害時要援護者の覚書の条件を緩和することで、覚書を締結した自治会が増加した。</p> <p>課題：自治（町）会によって意識に温度差がある。</p>
-----------------------	---

●施策の方向性4. ボランティア・NPO活動の推進

重点事業名〔所管〕	市民活動団体支援制度*運営事業 〔ボランティア・NPO課〕		
指標	目標	実績	進捗率
市民参加者数	10,000人	7,390人	74%

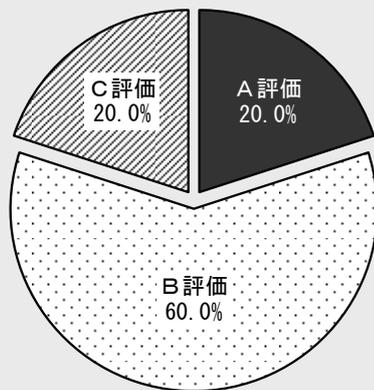
評価 B	<p>成果：市民活動団体支援制度（1%支援）の参加者が年々増加してきた。</p> <p>課題：1%支援のさらなる定着と制度改善。</p>
-----------------------	--

●施策の方向性5. 安心して子育て・子育てのできるまち

重点事業名〔所管〕	ファミリー・サポート・センター事業 [子育て支援課]		
指標	目標	実績	進捗率
活動件数の拡大	10,000 件	10,079 件	101%
会員獲得に向けて事業活動のPR (会員数)	3,925 人	4,496 人	115%
重点事業名〔所管〕	親子つどいの広場事業 [子育て支援課]		
指標	目標	実績	進捗率
親子つどいの広場設置数	4 か所	4 か所	100%

評価 A	成果：仕事と育児を両立できる子育て環境が整備された。
	課題：若い協力会員の確保。

基本目標II 参加と交流のまちづくり



項目別評価の比率 (平成 23 年度)

総合評価 **B**

5つの「施策の方向性」に対する項目別評価は、A評価：1項目（20.0%）、B評価：3項目（60.0%）、C評価：1項目（20.0%）である。

基本目標Ⅲ 安全とるおいのあるまちづくり

●施策の方向性1. 地域の拠点整備

重点事業名〔所管〕	地域ケアシステム推進事業 [地域福祉支援課]		
指標	目標	実績	進捗率
サロン開設数	100 か所	84 か所	84%

評価
B

成果：地域の拠点が広がるなど充実が図られた。
課題：地域活動の担い手の確保・育成。

●施策の方向性2. 快適空間のあるまち

重点事業名〔所管〕	青色防犯パトロール推進事業（平成23年度見直し*） [防犯課]		
指標	目標	実績	進捗率
パトロール車数 （民間・公用）	170 台	146 台	86%
平成17年比犯罪率	1,726	1,231	71%

評価
C

成果：犯罪認知件数が減少し治安の向上に寄与しているものの、全体的には不十分。
課題：パトロール時間の効率化。

※ 事業仕分けにより見直し事業とされた理由

効果が不透明ということから直営車両4台は廃止とされたが、改善を図ることで見直し事業とされ、平成23年度から効果的・効率的に運用を図るため、夕方から深夜の時間帯に委託車両によるパトロールを実施することとした。

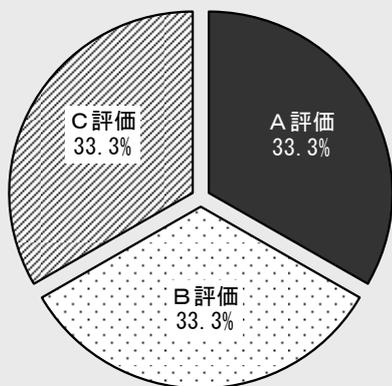
●施策の方向性3. 道路・歩道のバリアフリー*化

重点事業名〔所管〕	人にやさしい道づくり事業 [道路建設課]		
指標	目標	実績	進捗率
バリアフリー化工事距離	170m	895m	526%

評価
A

成果：過去2年間の実績を加えると、工事量ベースで目標を達成した。
課題：整備に伴う沿道家屋との調整。

基本目標Ⅲ 安全とるおいのあるまちづくり



項目別評価の比率（平成23年度）

総合評価 B

3つの「施策の方向性」に対する項目別評価は、A評価、B評価、C評価ともに1項目（33.3%）である。

基本目標Ⅳ 自立といきがづくり

●施策の方向性1. からだの健康

重点事業名〔所管〕	市民スポーツ振興事業 [スポーツ課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
メニュー数	22 件	22 件	100%
参加者数	65,500 人	42,913 人	66%

評価
B

成果：意識啓発やスポーツ体験等で市民へのスポーツ振興・健康保持促進を図ることができた。

課題：さらなるPRと関連団体との協働。

●施策の方向性2. 心の健康

重点事業名〔所管〕	障害者地域生活支援事業 [障害者支援課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
相談件数	14,000 件	16,535 件	118%
講演等件数	2 件	8 件	400%
地域活動支援センター 事業参加者数	6,000 人	6,439 人	107%

評価
A

成果：相談件数・講演等件数、地域活動支援センター事業参加者数が目標を上回った。

課題：法改正に伴う対応と新たな体制整備。

●施策の方向性3. 就労支援

重点事業名 [所管]	障害者就労支援センター運営事業 [障害者支援課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
就労件数	10 件	26 件	260%
相談件数	1,650 件	2,443 件	148%
職場開拓事業件数	120 件	59 件	49%
職場定着事業件数	500 件	492 件	98%
余暇活動事業件数	300 件	447 件	149%

重点事業名 [所管]	高年齢者職業相談室（平成 22 年度廃止※） [雇用労政課]		
指 標	目 標	実 績	進捗率
就職者数	—	—	—
求職者数	—	—	—
広報掲載回数	—	—	—

評価 A	成果： 障害者就労支援センター運営事業においては、就労件数・相談件数が各年度の目標を上回っている。
	課題： アフターケアの手法の改正。

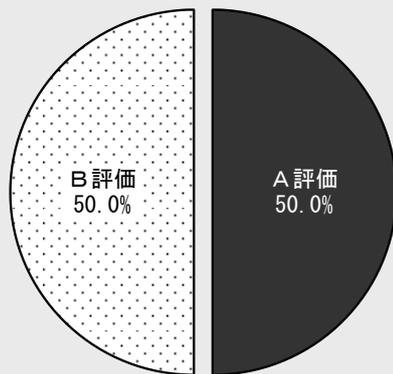
※ 高年齢者職業相談室の廃止理由

ハローワークの出先機関である高年齢者職業相談室は、自治体が場所を提供する形で、国の「高年齢者職業相談室運営費」（厚生労働省、3億円）によって維持されていたが、「二重行政の典型」との痛烈な批判の末、事業仕分けで廃止と判定され、平成 22 年 3 月で閉鎖された。その後の相談室の活用として、平成 23 年 6 月から子育てしながら働きたい人のための就労支援のためのマザーズコーナーを開設した。

●施策の方向性4. 社会的な自立への支援

重点事業名〔所管〕	ホームレス自立支援事業 [福祉事務所]		
指標	目標	実績	進捗率
居宅支援者数	15人	20人	133%
相談所相談者数	200人	748人	374%
巡回指導相談者数	1,500人	1,347人	90%

評価 B	<p>成果：巡回指導で適切な医療支援が実施されている。また、専門家による精神面でのケアを十分に実施できた。</p> <p>課題：路上死のゼロと入居支援等。</p>
-----------------	---

基本目標Ⅳ 自立といきがいづくり

項目別評価の比率 (平成23年度)

総合評価 B

4つの「施策の方向性」に対する項目別評価は、A評価：2項目（50.0%）、B評価：2項目（50.0%）であり、C評価はなかった。全体として概ね達成できたと考えられるため、総合評価をBとする。

(3) まとめ

基本目標Ⅰ～Ⅳの総合評価を通して見ると、すべてB評価となっています。目標を達成しつつあるものの、一部工夫・改善の必要性があるということから、こうした課題を解決し地域に反映させるためには何が必要なのかを考えながら、目標達成に向けさらに努力します。



3. 地区別計画の進捗状況

地区別計画における「課題」の進捗状況について、北部・中部・南部の3つの基幹福祉圏ごとに設置された「地区推進会議」で評価（達成・継続・一部未着手）を行いました。

■北部圏域

課題1：活動の場の確保・充実（継続）
<ul style="list-style-type: none"> ・国府台地区、宮久保・下貝塚地区は、公共施設があまりないことから、公共施設内における活動の拠点の確保が難しい状況にあった。しかし、国府台地区はスポーツセンターへ、宮久保・下貝塚地区は地区内の空き店舗を活用することによって、拠点を確保することができた。新たな拠点ができたことでアイデアが広がり、地域住民は活動意欲に燃えている様子であった。 ・大柏地区の地区拠点は、改修工事に伴い一時移転を余儀なくされるが、改修工事完了による復帰のときを拠点拡大のチャンスと捉え、関係機関と交渉にあたっていく。 ・拠点の充実に関しては、地域からの要望に応じてパソコンを設置し、各種情報を容易に得ることができるようになった。 ・北部圏域においては活動の場の確保ができており、今後はさらなる充実を図っていく。
課題2：地域住民のつながり・情報の共有化（継続）
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員と自治（町）会との連携が取れるようになった。 ・宮久保・下貝塚地区ではマンションが建築されたこともあり、子育て世代の住民が多くなったことから、赤ちゃんサロンは毎回大変な盛況となっている。また、高齢者に向けては、骨密度測定を行ったところ、大変多くの人に参加した。参加対象者に合った活動テーマを設定することで、地区社協のメンバーや参加住民がそれぞれの世代の住民とつながり、情報の共有が可能となる。住民同士の小規模なつながりを拡大することができた。 ・行政に要望して、自治（町）会と締結する災害時要援護者の覚書の条件を緩和できた。
課題3：活動内容の充実（継続）
<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動が充実してきた。歴史博物館で実施しているサロンには、近隣市からの参加者も多く毎回大盛況である。赤ちゃんサロンは、常に会場が一杯になるほど参加者が多く、育児に疲れている母親同士の交流の場にもなっている。 ・曾谷地区では高齢化が進み、地区の福祉活動参加者は70歳を超える人がほとんどであることから、若年層の参加が課題である。 ・自治（町）会の活動内容を充実させるためには、自治（町）会加入率を上げなければならない。新築住宅の建設現場に行って、入居予定者に防犯灯の話しながら入会を促している。 ・どの自治（町）会でも、アパートの住民の自治（町）会加入率の低調さに悩んでいる。アパートの住民も地域の自治（町）会による活動の恩恵を受けているということについて、理解を得ることが課題である。

■ 中部圏域

課題1：活動の場の確保・充実（継続）

- ・地域の要望に行政がしっかり対応した結果、以下のように拠点整備が充実し、すべての地区で拠点を確保することができた。
- ・菅野・須和田地区は、これまで菅野小学校の1階で週2回活動をしていたが、菅野公民館の新築後は同所に移転し、現在では土曜日・日曜日を除き毎日開催している。
- ・また、真間地区は、これまで真間小学校の2階で週2回活動をしていたが、真間商店街の空き店舗を活用した新たな拠点に移転し、現在では土曜日・日曜日を除き毎日開催している。
- ・八幡地区は、保健センターの一室を借りて活動をしていたが、拠点として手狭であったことから中央公民館へ移転し、以前の2倍近くの広さの場を確保することができた。地域住民に対する周知も図られ、活発に活用されている。

課題2：人材の確保・育成（継続）

- ・各地区とも役割分担制を導入しており、人材の確保・育成には、成果が出てきている。
- ・信篤・二俣地区では、イベントの運営をスムーズにするために役割分担制を導入し、組織強化を図った。その結果、地区社協の役員全員が何らかのイベントに携わることとなり、地域での活動に対する意識強化につながった。
- ・また、拠点での活動中に参加者からボランティアの申し出が見られるなど、活動拠点が人材の発掘場所となった。地域住民の意識が向上していることがうかがえる。
- ・市川第一地区では、ボランティアの登録制を導入して人材確保に努めており、ボランティアがサロンやイベント等の運営を手伝うことを通して、人材育成の成果が上がっている。
- ・サロン活動等に学生ボランティアが参加するなど、今後の新たな人材確保に向けて期待できる。

課題3：活動内容の充実（継続）

- ・真間地区では、来訪した相談者の悩みを記録し、相談員会議等を通して共有し、専門機関との連携によって相談対応のノウハウを学んでいる。困難事例に関しては速やかに専門機関に連絡し、場合によっては相談者を直接専門機関へつなぐなど、地域住民にとっての身近な相談場所として、機能の充実を図っている。
- ・市川第一地区では、市川駅から近いという地域性もあり、赤ちゃんサロンが大変盛況である。来場者が非常に多く、サロン運営のボランティアの確保が間に合っていない。赤ちゃんサロンについては、相当の需要があることが確認できたので、対象者をいくつかの集団に分けて開催するなど、綿密な計画を立てて実施している。
- ・菅野地区の赤ちゃんサロンは対象別に実施している。保護者による世話を基本としていることから、ボランティア不足の問題は生じず、スムーズに実施されている。また、男性参加者向けに企画した囲碁・将棋サロンでは、地域住民から道具の寄付を受けるなど、地域の協力のもとで男性に大変人気のある活動となっている。



課題4：団体間の連携・情報の共有化（継続）

- ・市川第二地区では、地域の特性を活かし、平成20年度から七社めぐりを年2回実施している。毎回100人以上が参加しており、地区の名物イベントになりつつある。実施にあたり、神社の管理者、氏子代表、自治（町）会、民生委員、行政、社協と連携をとっている。この活動には、身体障害者や「手をつなぐ親の会」（知的障害者支援団体）も参加しており、今後さらに連携を強化していきたい。

■南部圏域

課題1：活動の場の確保・充実（継続）

- ・行徳地区、南行徳地区とも拠点は整備されているが、塩浜地域ではサロンを実施するための拠点が離れた場所にあることから、場所を地区内で用意することについての要望が挙がっている。現在、まちかど健康サロンの利用形態について市の担当課と協議をしており、より有効に活用できるよう工夫しながら進めていきたい。

課題2：担い手の確保・育成（継続）

- ・行徳地区では、本格的な活動が始まったばかりではあるものの、人材は基本的に豊富である。今後、活動を通じてさらに人材の確保・育成をしていきたい。
- ・妙典（行徳地区）のマンションからサロン活動の実施意向が寄せられているので、今後、担い手の確保を考慮しながら連携していきたい。

課題3：地域のつながり・ネットワークづくり（継続）

- ・行徳地区の行徳小学校において、防災マップを作成する企画がある。地域住民に加えて千葉大学の学生が参加し取り組んでいる。
- ・南行徳地区では、地区社協のブロック活動の地図を作成し、さらに避難所や避難場所の位置を書き加えている。
- ・また、南行徳地区は学校と連携し、地区社協として福祉教育のブロック指定を受けており、福祉講演会を行っている。このような活動を通して、地域住民も学校を訪れるようになってきた。今後もさまざまな団体との連携を図り、ネットワークづくりをしていきたい。

課題4：PR活動（継続）

- ・行徳地区は、今後サロン活動の様態を地区に紹介するような活動を広げていきたい。
- ・南行徳地区では、ブロック活動のPR用のパンフレットを作成し、その中に地区社協の活動内容を盛り込んでいきたい。
- ・市役所入口の玄関マットの印刷図柄に地域ケアシステムの紹介図柄が採用された。市民に対する地域ケアシステムのPRになるものと期待する。

まとめ

- ・地域住民とのつながりを強め、地域活動を充実させていくためには、自治（町）会加入率をアップさせる地道な取り組みとともに、地域特性を活かし住民ニーズを反映させた活動（サロン、イベント等）が必要です。
- ・活動の場としての地域ケアシステム拠点ほぼ全地区において確保されていますが、地域活動の活発化に伴い、新たに生じるニーズ（サロン増設、広報・PR活動等）に対応するための活動の場、担い手の確保は継続的課題となっています。
- ・課題解決に向けた取り組みに対する基幹福祉圏ごと（北部・中部・南部）に特有の課題の把握が必要です。
- ・行政に対する意見・提案が積極的に行われ、行政と地域住民が一体となった取り組みが地域課題の解決につながっています。

【成果例】

- 情報の入手・把握・伝達手段として、活動拠点への電話・パソコン・プリンターの設置（平成21年度：全14地区）
- 活動の場としての空き店舗の借り上げ（平成23年度：真間地区、平成24年度：宮久保・下貝塚地区）

- ・基幹福祉圏ごとでの話し合いがよい情報交換となり、各地区の参考となっていました。成果事例については地区間で情報を共有し、組織的な展開を図ることのできる仕組みづくりが必要です。

4. 「市民意向調査」から見た課題

市民から見た地域福祉に対する意識・ニーズの動向を把握するとともに、そこから導き出される課題を整理し、第3期地域福祉計画の策定に資することを目的に「市川市地域福祉計画改定のためのアンケート調査」（平成23年度）を実施しました。

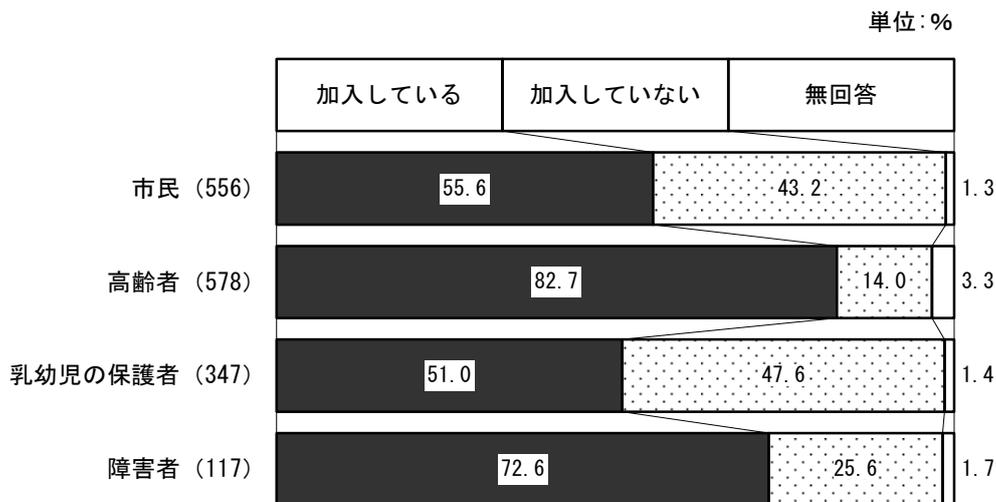
（1）主な調査結果

①回答者の属性

○自治（町）会の加入状況

すべての調査で「加入している」が5割以上となっており、特に、高齢者（82.7%）や障害者（72.6%）の加入率が高い。

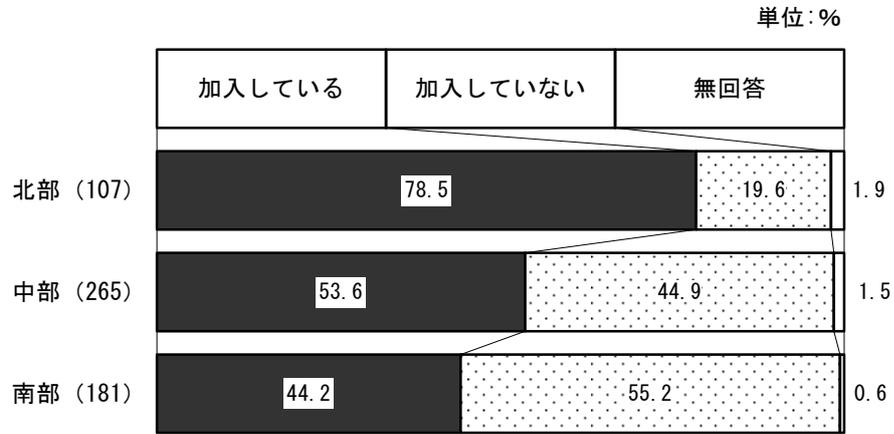
市民、乳幼児の保護者では、「加入していない」が4割台と高く、特に乳幼児の保護者では、「加入している」と「加入していない」の割合がそれぞれほぼ半数となっている。



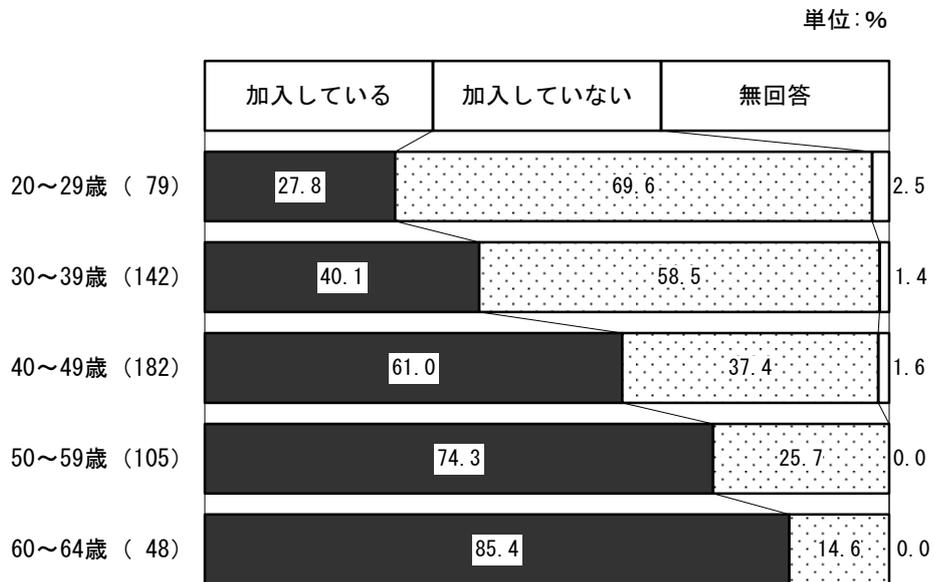
図表 1 自治（町）会の加入状況

市民調査について圏域別に見ると、「加入していない」は北部では19.6%であるのに対し、南部では55.2%と過半数を占めている。

年齢別では、「加入していない」は年齢が下がるにつれて高くなり、60～64歳では14.6%であるのに対し、30～39歳では58.5%、20～29歳では69.6%を占めている。



図表 2 自治（町）会の加入状況【市民：圏域別】

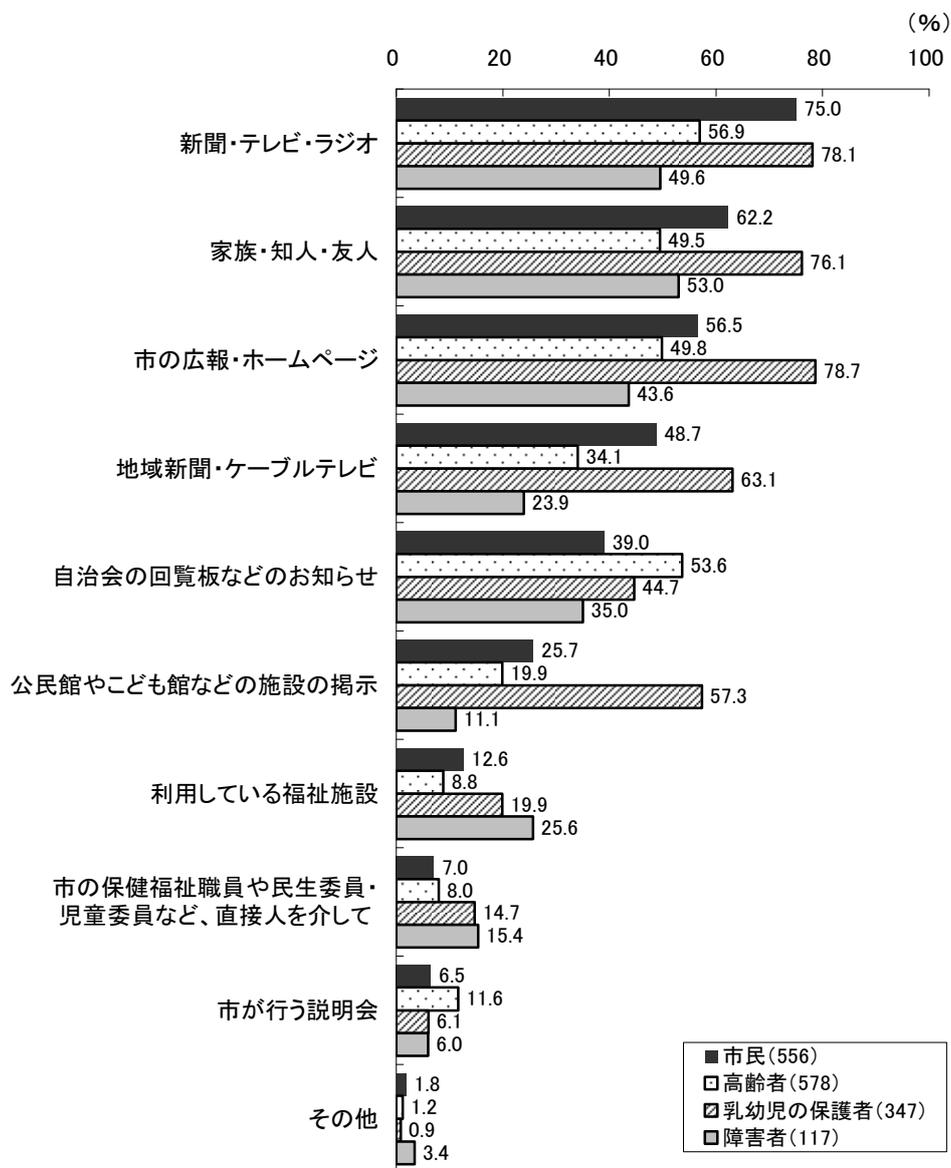


図表 3 自治（町）会の加入状況【市民：年齢別】

○福祉に関する情報の入手方法

「新聞・テレビ・ラジオ」「家族・友人・知人」「市の広報、ホームページ」が上位に挙げられている。

高齢者では「自治会の回覧板などのお知らせ」が、乳幼児の保護者では「公民館やこども館などの施設の掲示」がそれ以外の調査に比べて高くなっている。一方、障害者ではそれ以外の調査と比べて全体的に利用している情報源が少ない。



図表 4 福祉に関する情報の入手方法

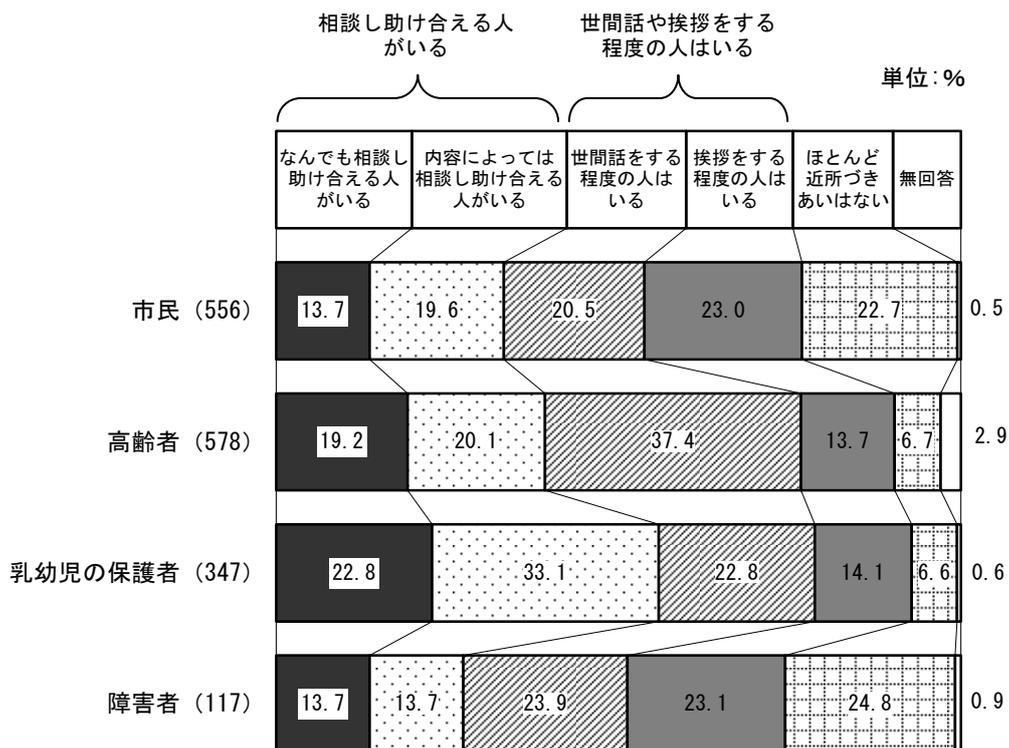
②地域との関わり

○近所づきあいの程度

『相談し助け合える人がいる』（「内容によっては相談し、助け合える人がいる」「なんでも相談し、助け合える人がいる」の合計）は、乳幼児の保護者で 55.9%を占めている一方で、それ以外の調査では3割弱～4割弱となっている。

『世間話や挨拶をする程度の人はいる』（「世間話などはしないが、挨拶をする程度の人はいる」「相談事はしないが、世間話をする程度の人はいる」の合計）は、高齢者、障害者で5割前後、市民、乳幼児の保護者で4割前後となっている。

「ほとんど近所づきあいはない」は、高齢者、乳幼児の保護者では1割未満にとどまっているのに対し、市民、障害者では2割強となっている。

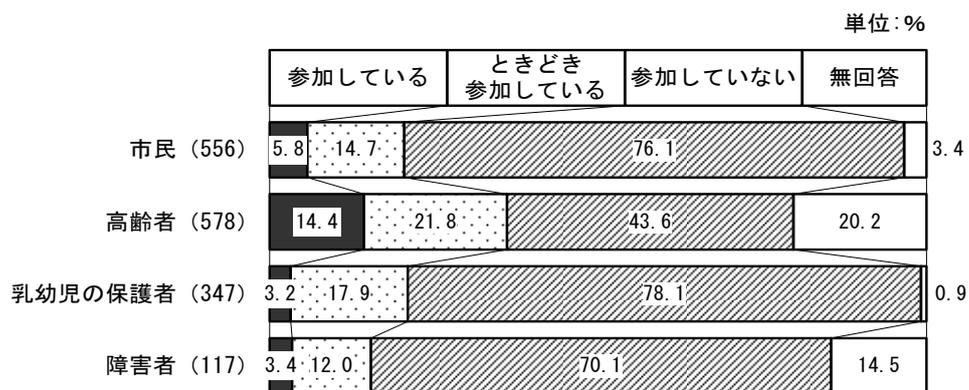


図表 5 近所づきあいの程度

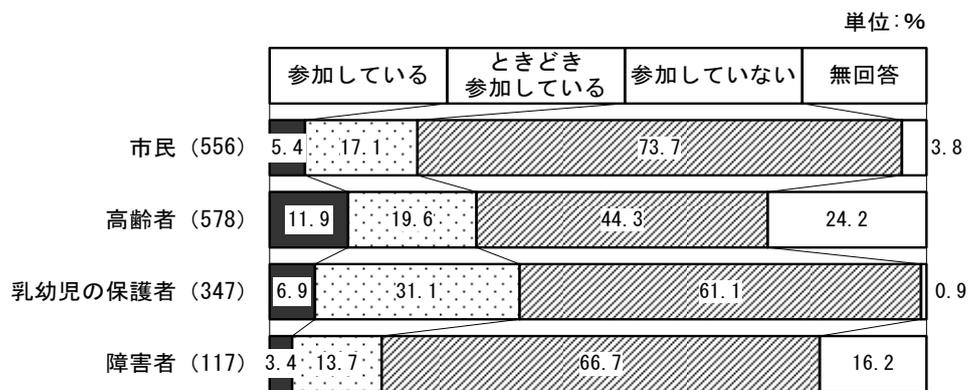
○地域活動への参加状況

地域活動《日頃の自治（町）会活動》や《自治（町）会のイベント》への参加状況（最も身近である自治（町）会関係の活動・イベント）を見ると、市民、乳幼児の保護者、障害者では6割～8割弱が「参加していない」と回答している。その一方で、市民の8割は《自治（町）会など地域組織の活性化》や《自治（町）会や婦人会などのボランティア活動》は「主に地域が担う」ことであると考えている。（40 ページ参照）

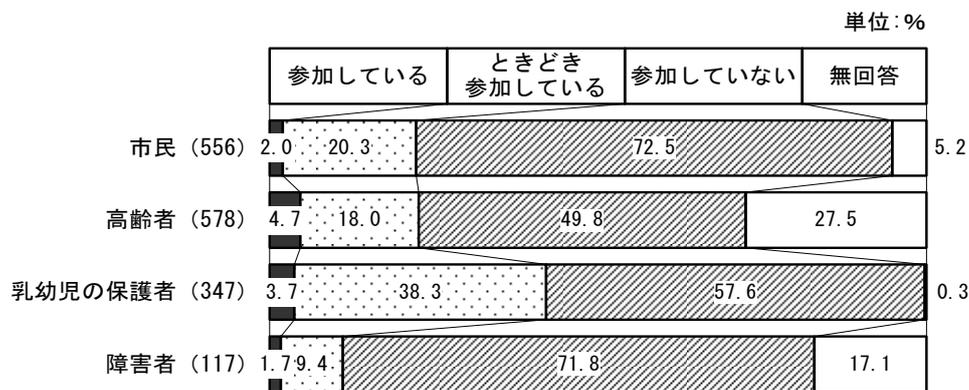
《市のイベント》では、市民、障害者の7割強が「参加していない」と回答しており、すべての調査で「参加している」が5%未満となっている。



図表 6 地域活動への参加状況 《日頃の自治（町）会活動》



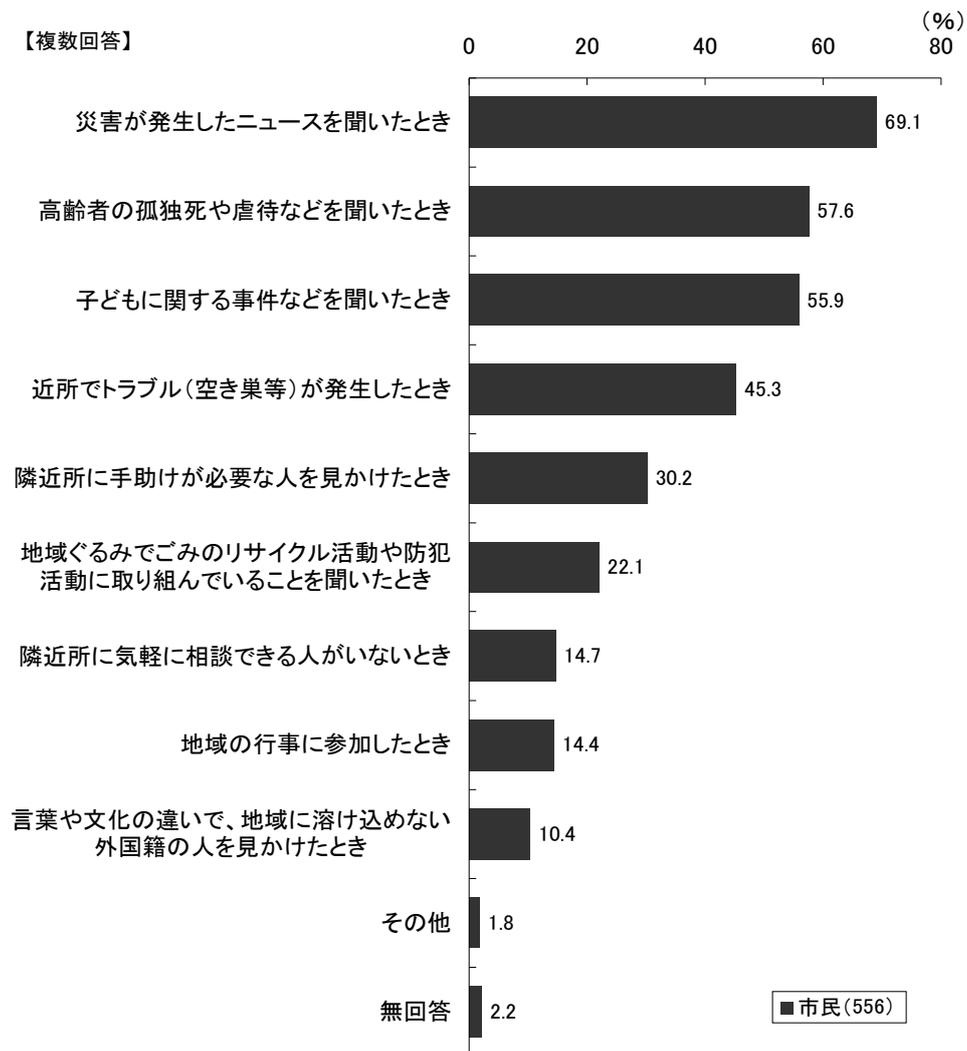
図表 7 地域活動への参加状況 《自治（町）会のイベント》



図表 8 地域活動への参加状況 《市のイベント》

○地域との関わりの必要性を感じたとき

「災害が発生したニュースを聞いたとき」が69.1%で最も多く、「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が57.6%、「子どもに関する事件などを聞いたとき」が55.9%と続いている。

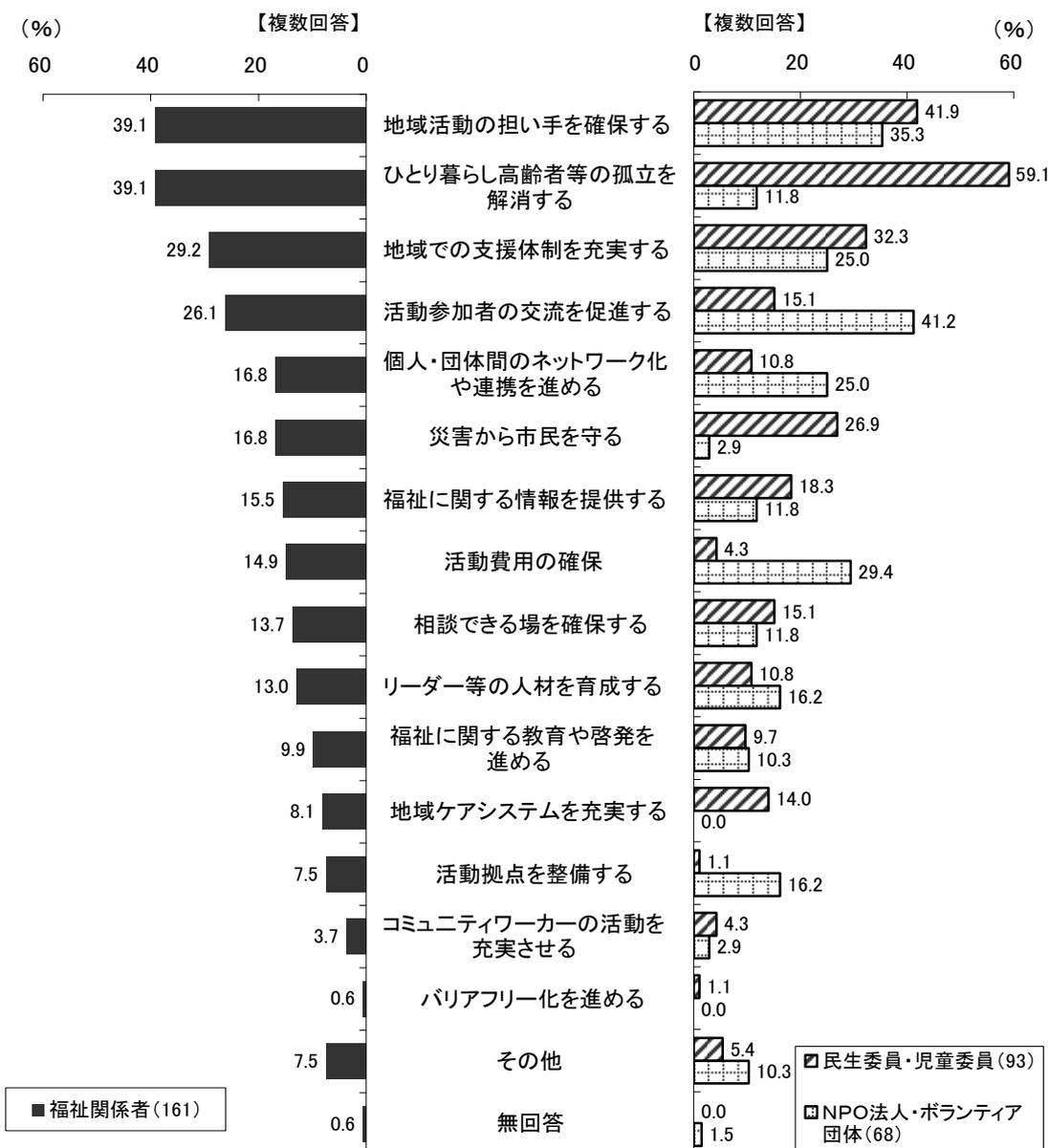


図表 9 地域との関わりの必要性を感じたとき【市民】

○日頃地域活動を通して課題だと思う点

福祉関係者全体としては、「地域の担い手を確保する」「ひとり暮らし高齢者等の孤立を解消する」がそれぞれ39.1%で最も多く、「地域での支援体制を充実する」が29.2%、「活動参加者の交流を促進する」が26.1%と続いている。

このほか、立場別に見ると、民生委員・児童委員では「災害から市民を守る」が、NPO法人・ボランティア団体では「活動費用の確保」「個人・団体間のネットワーク化や連携を進める」が上位に挙げられている。



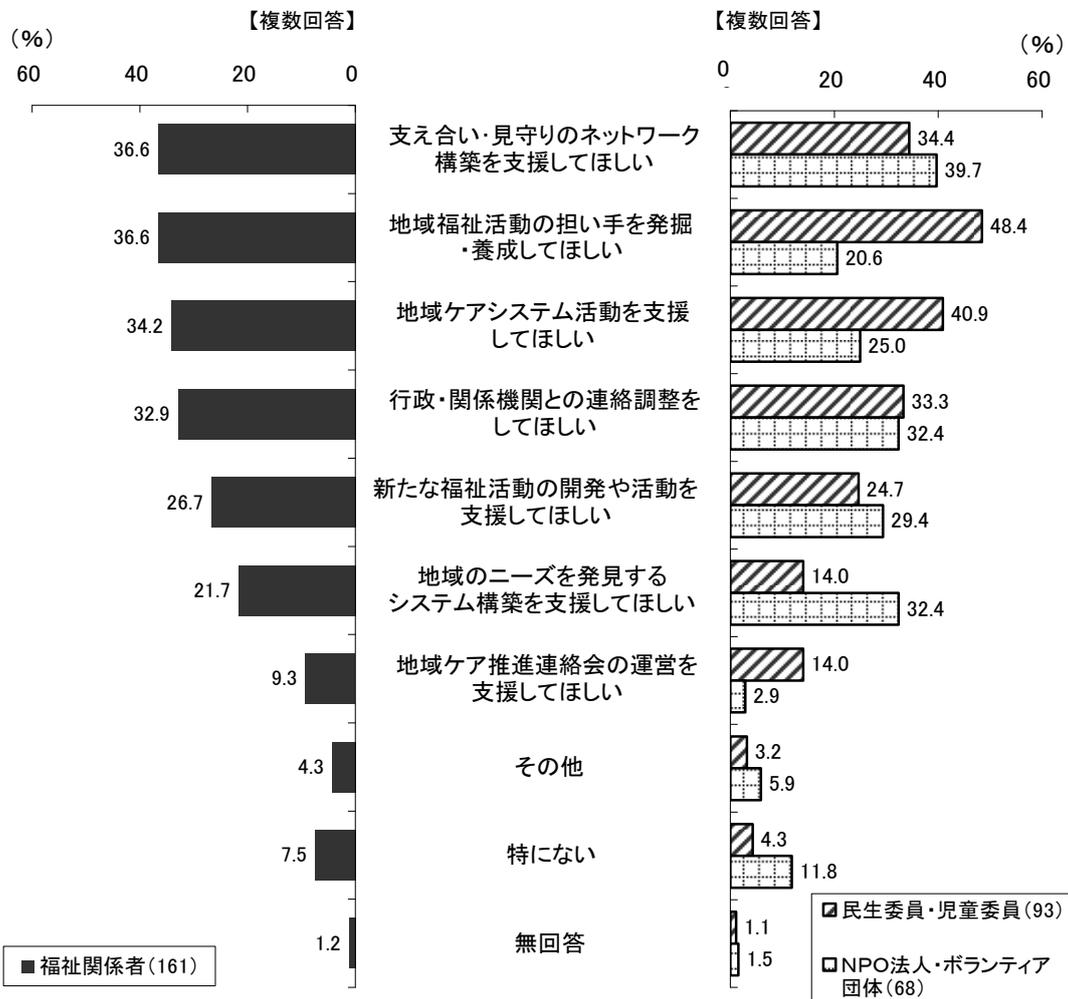
図表 10 日頃地域活動を通して課題だと思う点【福祉関係者：立場別】

③コミュニティワーカーと地域ケアシステムについて

○コミュニティワーカーにやってもらいたいこと

福祉関係者全体としては、「支え合い・見守りネットワーク構築の支援」「地域福祉活動の担い手の発掘・養成」「地域ケアシステム活動の支援」「行政・関係機関との連絡調整」が上位に挙げられている。

このほか、立場別に見ると、NPO法人・ボランティア団体では「地域のニーズを発見するシステム構築の支援」「新たな福祉活動の開発や活動支援」も多くなっている。

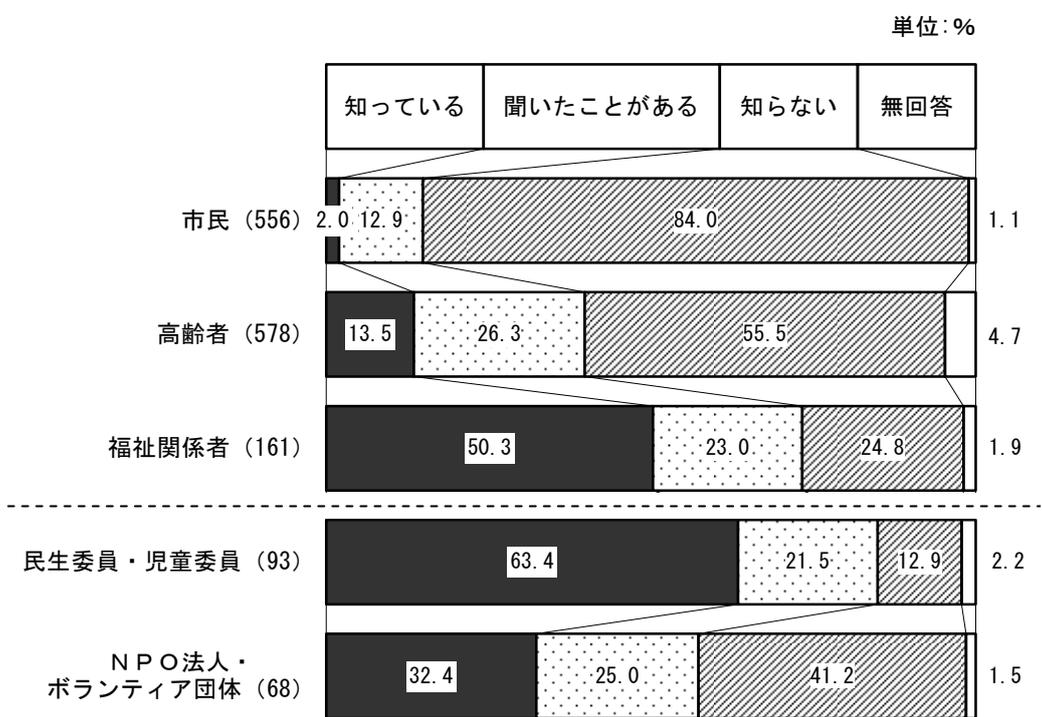


図表 11 コミュニティワーカーにやってもらいたいこと【福祉関係者：立場別】

○地域ケアシステムの認知状況

「知っている」は市民では 2.0%、高齢者では 13.5%にとどまっている。その一方で、福祉関係者では 50.3%となっている。

福祉関係者を立場別に見ると、民生委員・児童委員では「知っている」が 63.4%であるのに対し、NPO法人・ボランティア団体では 32.4%にとどまっており、NPO法人・ボランティア団体の 41.2%が地域ケアシステムを知らないという状況である。



図表 12 地域ケアシステムの認知状況

○地域ケアシステムにやってもらいたいこと

「学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくり」「相談機能の強化」「他分野の活動団体が参加できる環境づくり」が上位に挙げられている。一方で、福祉関係者調査（7.5%）を除くすべての調査で「特にない」が2割前後となっている。

このほか、福祉関係者では「地域間の情報交換・交流促進」も上位に挙げられている。

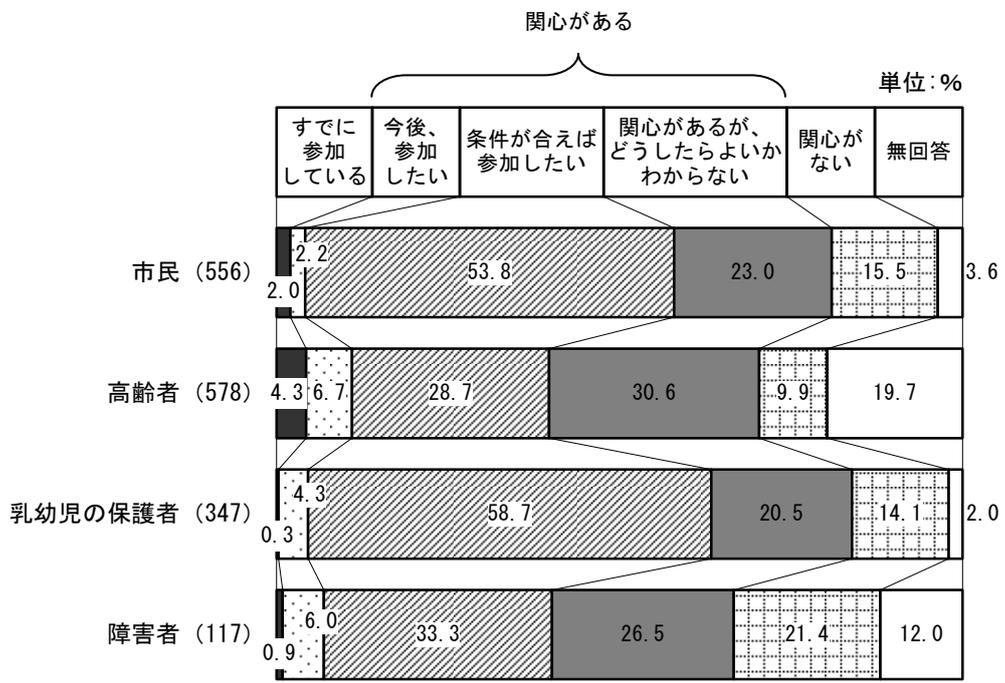
	1	2	3	特にない
市民	学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくり	相談機能の強化	他分野の活動団体が参加できる環境づくり	19.6%
	21.2%	12.2%	9.9%	
高齢者	相談機能の強化	他分野の活動団体が参加できる環境づくり	拠点機能の充実	24.2%
	13.1%	11.9%	8.0%	
乳幼児の保護者	学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくり	他分野の活動団体が参加できる環境づくり	相談機能の強化	15.9%
	32.9%	11.8%	8.1%	
福祉関係者	他分野の活動団体が参加できる環境づくり	学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくり	地域間の情報交換・交流促進	7.5%
	18.0%	14.3%	14.3%	
障害者	他分野の活動団体が参加できる環境づくり	学校・医療機関・保健福祉機関とのネットワークづくり	相談機能の強化	22.2%
	17.1%	13.7%	12.0%	

図表 13 地域ケアシステムにやってもらいたいこと（上位3項目）

④身近な地域で取り組める地域福祉活動

○地域福祉活動への参加意向

『関心がある』（「今後、参加したい」「条件が合えば参加したい」「関心があるが、どうしたらよいかわからない」の合計）は、市民、乳幼児の保護者で8割前後、高齢者、障害者で7割弱となっており、「すでに参加している」はすべての調査で1割未満にとどまっている。その一方、「関心がない」は、すべての調査で1割～2割前後を占めている。



※「条件が合えば参加したい」は「時間に余裕があれば参加したい」「実費が出れば参加したい」「実費と報酬が出れば参加したい」「支援者がいれば参加したい」の合計

図表 14 地域福祉活動への参加意向

○自分ができる支援

市民では「ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手」「地域内の防犯パトロール」など、乳幼児の保護者では「子育ての不安・悩みの相談相手」「子育てサロンや育児サークル」など、回答者にとって身近な項目が上位に挙げられている。その一方で、「できる支援はない、どんな支援ができるかわからない」は4割強を占めている。

障害者では「同じ障害を持った方（ピア*）の悩み相談、心のケア」「同じ障害を持った方（ピア）へ身近な地域情報や生活支援サービス等の情報の提供」といった同じ立場にある人への支援が上位に挙げられる一方、「関心はあるが、どんな支援ができるかわからない」「できる支援はない」も多くなっている。

【複数回答】

	1	2	3	できる支援はない、 どんな支援ができる かわからない
市民	ひとり暮らしのお 年寄りの安否確認 や話し相手	地域内の防犯パト ロール	買い物の代行	45.0%
	21.0%	18.2%	15.1%	
乳幼児の 保護者	子育ての不安・悩み の相談相手	子育てサロンや育 児サークル	ひとり暮らしのお 年寄りの安否確認 や話し相手	41.8%
	28.0%	19.3%	17.3%	
	1	2	3	4
障害者	関心はあるが、どん な支援ができるか わからない	同じ障害を持った 方（ピア）の悩み相 談、心のケア	できる支援はない	同じ障害を持った 方（ピア）へ身近な 地域情報や生活支 援サービス等の情 報の提供
	32.5%	28.2%	23.1%	15.4%

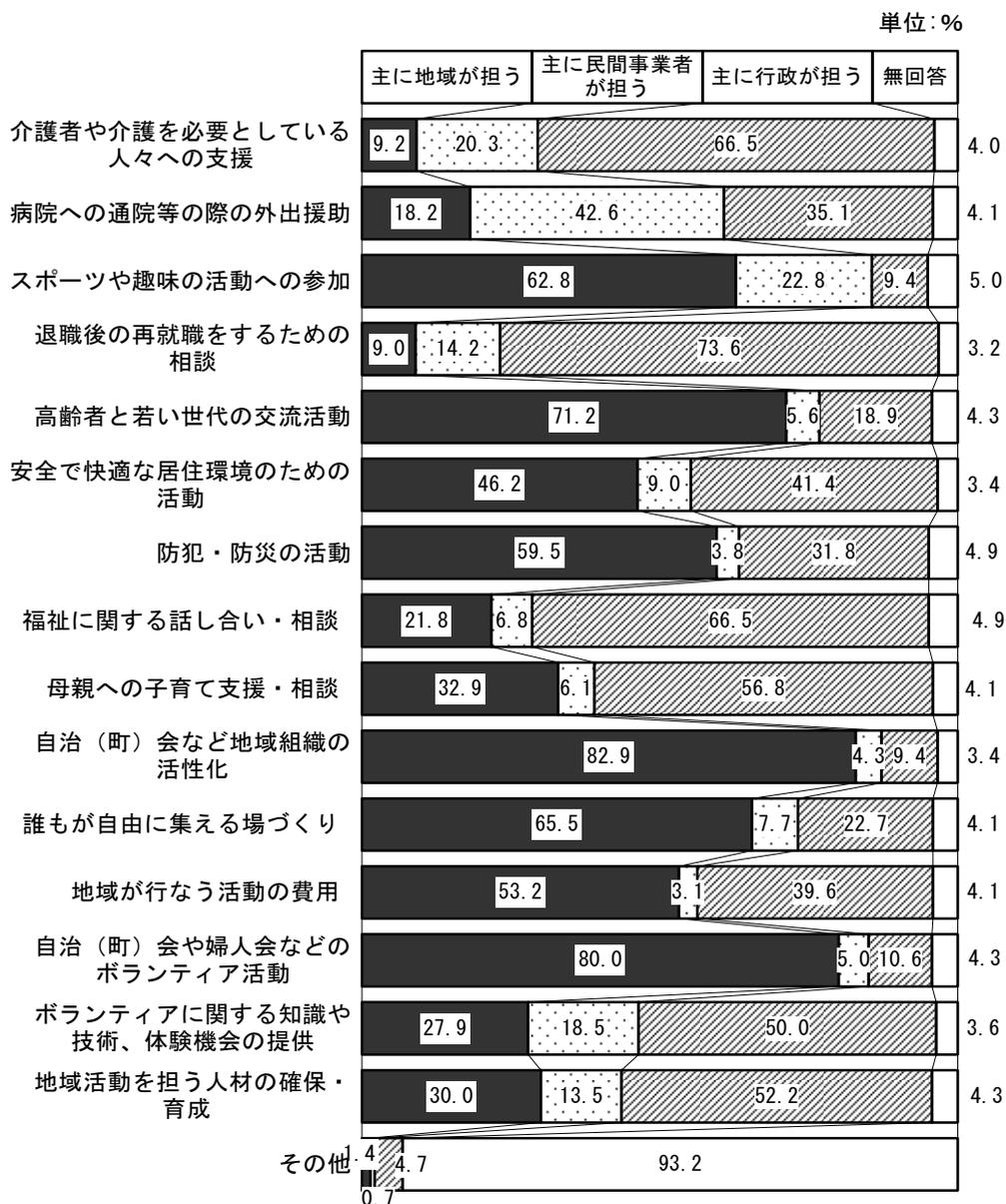
図表 15 自分ができる支援の上位項目

⑤今後の地域福祉の方向性

○地域の活動の担い手についての考え方

「主に地域が担う」活動として多いのは《スポーツや趣味の活動への参加》《高齢者と若い世代の交流活動》《自治（町）会など地域組織の活性化》《誰もが自由に集える場づくり》《自治（町）会や婦人会などのボランティア活動》、「主に行政が担う」活動として多いのは《介護者や介護を必要としている人々への支援》《退職後の再就職をするための相談》《福祉に関する話し合い・相談》で、それぞれ6割以上となっており、相談や支援については「主に行政が担う」と考えている市民が多い。

《病院への通院等の際の外出援助》は4割が「主に民間業者が担う」と考えている。

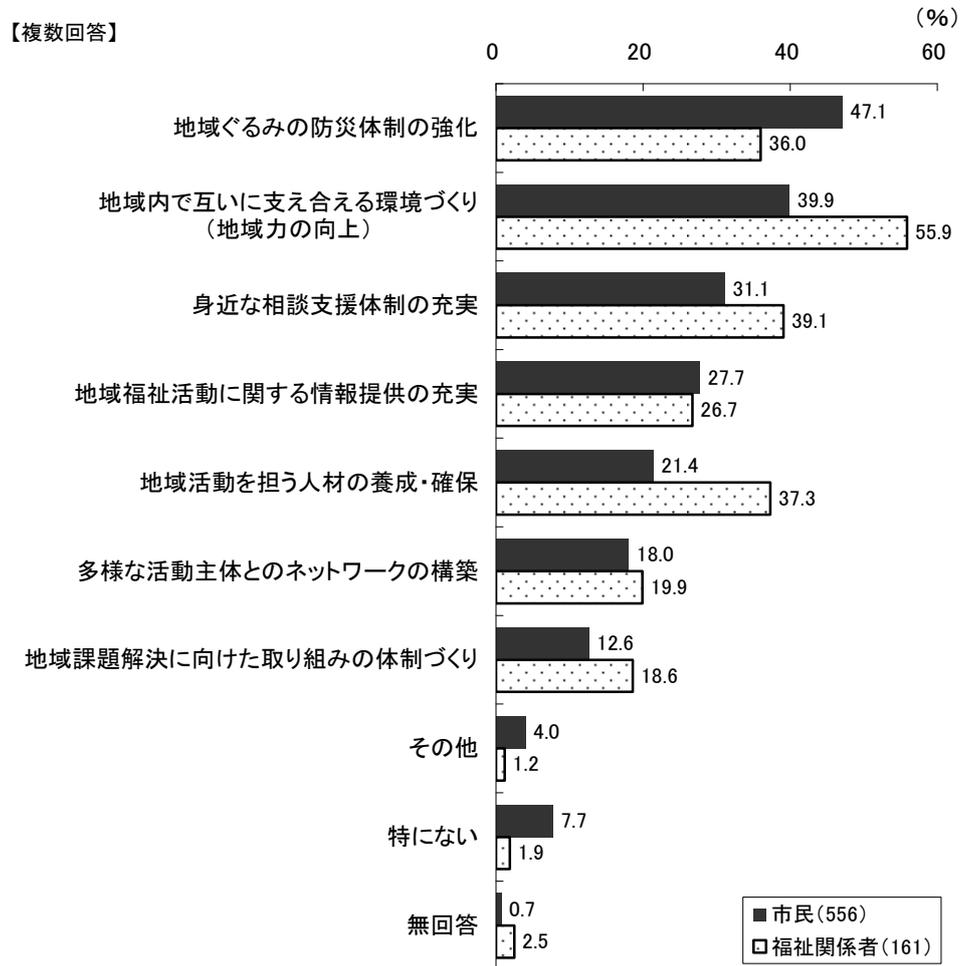


図表 16 地域の活動の担い手についての考え方【市民】

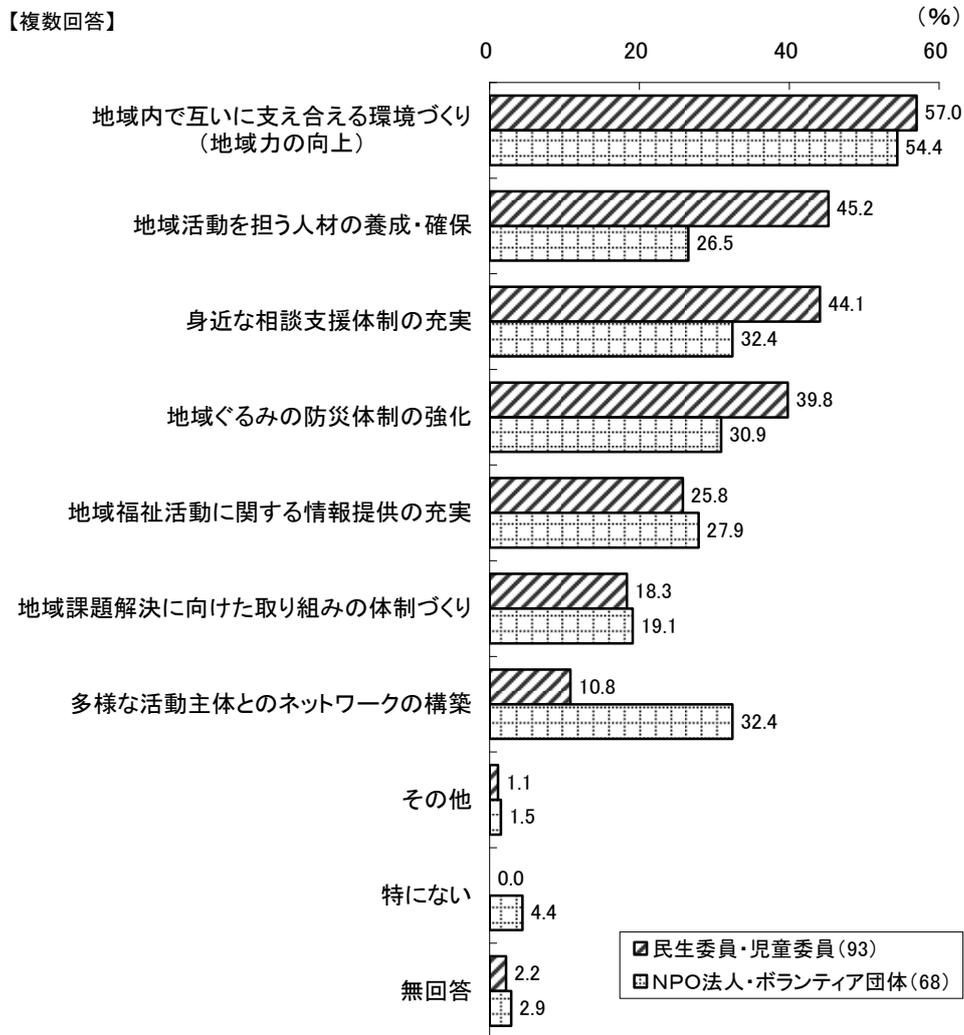
○地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと

市民、福祉関係者で「地域ぐるみの防災体制の強化」「地域内にお互い支え合える環境づくり（地域力の向上）」「身近な相談体制の充実」がいずれも3割以上で上位に挙げられている。このほか、福祉関係者では「地域活動を担う人材の養成・確保」も多くなっている。

福祉関係者を立場別に見ると、NPO法人・ボランティア団体では「多様な活動主体とのネットワークの構築」が多くなっている。



図表 17 地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと



図表 18 地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと【福祉関係者：立場別】

○自由回答

地域住民が共に助け合い、支え合い、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの実現のため、回答者に自由な意見を求めたところ、607人から659件の回答をいただいた。

(2) まとめ

①自治（町）会の加入促進と活動の活性化

自治（町）会の加入状況については、南部圏域の加入率が低く、若い世代ほど自治（町）会に理解を示していない傾向があります。地域における公共サービスを伝統的に担ってきた自治（町）会の役割・意義についての周知を図り、住民の意識の変革を促すとともに、自治（町）会活動の活性化を促し、魅力ある自治（町）会としていく必要があります。

⇒ **基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり【施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発】**

重点サポート項目2 自治（町）会加入促進支援

②地域との関わりへの必要性に対する意識の啓発

災害時や孤独（立）死、子どもに関するニュースや事件を聞いたときに地域との関わりへの必要性を感じる人が多いものの、現状では、近所に相談し助け合える人がいるという人は多いとは言えず、地域福祉のよりどころである地域住民同士の支え合い、助け合いの環境が築かれていない状況にあります。身近なところからお互いを「知り合う」機会をいかに創出していくかが課題です。

特に、非常時に地域とのつながりの必要性が高く意識されていることから、地域での防災・防犯活動を参加者同士が「知り合う」機会と捉えていくことも考えられます。若い世代の参加を促すには、子どもとの関わりが重要であり、地域、自治（町）会と学校とのさらなる連携が、地域福祉の発展に寄与すると期待されます。

⇒ **基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり【施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発】**

③地域福祉活動を推進する人材の確保

地域福祉推進の根源的要素である地域人材の確保・育成が喫緊の課題ですが、地域との関わりが希薄な中では、地域の人材情報を把握することが難しく、地域人材を継続的に発掘し、活動の場に取り込んでいくための戦略的な施策の展開が必要となっています。

高齢者ではひとり暮らしの人の安否確認や話し相手、障害者では同じ障害を持った立場の人（ピア）の悩み相談や心のケア、乳幼児の保護者では子育ての不安・悩みの相談相手など、同じ立場からの支援が期待できます。

特に地域活動に関心があるが、どうしたらよいか分からない人、中でも元気な前期高齢者（団塊の世代*）を活動の場に取り込むための仕組みづくりが必要です。

⇒ **基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり【施策の方向 17 地域人材の確保と育成】**



④地域ケアシステムへの期待

地域ケアシステムについては、広報やホームページ等さまざまな方法でPRに努めているものの、十分な効果を得るまでに至っていないのが現状です。本市の地域福祉を推進する上で、中核的機能を果たすことが期待されている地域ケアシステムが地域住民に身近な存在として広く受け入れられるためには、これまでのPR方法に加え、効果的な媒体を研究するなどさらなる工夫が必要です。

また、地域ケアシステムにやってもらいたいこととして、ネットワークづくりや相談機能の強化が上位に挙げられていることから、地域ケアシステムへの期待がうかがわれます。今後は市民のこの意識をいかに地域ケアシステムへの参画につなげるかが課題であり、その活動を支援するコミュニティワーカーの役割も重要であると言えます。

⇒ **基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり【施策の方向6 福祉コミュニティの充実】**

⑤今後の施策の展開に向けて

地域に住む一人ひとりや地域、行政等が役割を分担し、互いに協力し、支え合える地域づくりが求められています。

そのためには、市川市社協が主体となって推進する「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」と行政計画（本計画）に盛り込まれた施策の協働部分に関する連携を強め、実効性のある施策の展開につなげていく必要があります。

⇒ **第二編 第3章 地区別計画**

第3章 第2期計画の総括

1. 基本目標を中心とした行政施策の展開に関すること

基本目標の達成が途半ばの状況にある要因として、4つの基本目標を効果的に達成させるために欠かせない地域福祉全体に共通した課題に対する取組みの欠落があったことが挙げられます。

基本目標の達成は、それぞれが単独で完結されるものではなく、相互の取組みと横断的に関わりを持ちながら推進していくものであるという視点で、基本目標及び施策の方向性を見直しを行い、次期計画に反映させていく必要があります。

また、本市における地域福祉の推進に向けて、地域福祉の将来像がすべての市民に共有されていないことも遠因として挙げることができます。

2. 地区別計画の取組みに関すること

地区別計画で位置づけられた主要課題（3つの福祉圏域ごと）について、「公助」「共助」の視点で役割分担を明確にして取り組むという仕組みは、相互の連携強化及び計画の効果的な推進の面で一定の効果を挙げてきました。しかし、14の小域福祉圏施策の展開において、第2期計画の「行政施策」と市川市社協のわかちあいプランの「地区活動計画」との関連づけが曖昧な部分がありました。

次期計画においては両計画の関連性を明確にし、ボトムアップ計画としての特徴を分かりやすく展開していく必要があります。

3. 計画管理に関すること

（1）進捗管理の推進

第2期計画では「計画事業の網羅的管理の困難さ」「重点事業の設定根拠が不明確」「推進にあたっての公・民の役割分担が不明確」「適切な指標が設定されていない」等の課題があり、効果的な進捗管理を困難にしていました。

行政施策はすべての地域住民を対象としていることから、それぞれの進捗状況がどのように地域に反映されているかの把握方法が課題として残されています。

その点を踏まえて、今後の進捗管理のあり方として、次の点に重点を置いた取組みを進める必要があります。

- ・基本目標の達成に向けた適切な「施策の方向」の選定
- ・施策の具現化に対応する「個別事業」に対し、重点事業及び指標・目標値の適切な選定と設定
- ・市民の視点での評価指標（アウトカム指標*）の設定
- ・庁内関係部署との調整機能の充実
- ・進捗管理対象事業の整理

（２） 庁内推進連絡会の推進

現在の「庁内推進連絡会」は、本来の役割である『地域福祉計画』に位置づけられた施策・事業の進行管理に関して、計画の認知度が低く進行管理の手法が確立されていなかったことや、事務局機能を担う地域福祉支援課と各課との意識の乖離から、あまり機能していない状況にあります。庁内推進連絡会は本市の地域福祉推進事業における「地域」と「行政」をつなぐ要として設置されたものであり、その意義を再確認し、今後のあり方について関係部門と協議し方向性を明確にしていく必要があります。

4. 福祉圏域の考え方

第2期計画期間中に「福祉圏域のあり方」について活発に議論してきましたが、結論に至っていません。その大きな要因としては、市域を対象とした総合的なコミュニティ政策がないことや、福祉分野として複数の圏域設定がされており、それぞれの推進組織体が機能しているということが挙げられます。また、地域においては将来的に望ましい小域福祉圏に関する議論が煮詰まらない中で、ブロック化が既の実施され定着しつつあります。そして、将来的な不確定要素で最も大きいものとして、外郭環状道路の建設における影響があります。

このような状況下にあっては、福祉圏域のあり方についてすぐに結論に至るということは困難であることから、福祉分野としては、現状のままの小域福祉圏、基幹福祉圏、市域の3層構造を維持するのが現実的であると考えられます。

次期計画においては、次の点に留意しながら議論していきます。

- ・小域福祉圏における自然発生的に生じるブロック化については、住民の主体性を尊重し、健全な組織体として機能できるよう支援する。
- ・地域包括支援センターは当面高齢者福祉分野の仕組みとして位置づけ、その担当区域は基幹福祉圏と連動させない。
- ・現行の福祉圏域と行政圏域との整合性に関する建議に関しては、現状と課題を踏まえて全市的視点で捉え、部門横断的な議題として相応しいものにしていく必要がある。

第4章 第3期計画の基本的考え方

第3期計画では、これまで掲げていた基本理念を継承するとともに、すべての市民に共有されるべき将来像としての「行動指針」を掲げます。また、これまでの基本目標に加えて「地域福祉推進の基盤づくり」という5つめの基本目標を新たに設定し、施策・事業の展開につなげていきます。

..... 基本理念

だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる

..... 行動指針

住民がつくる身近な福祉コミュニティ

日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加をしてお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができること、このような「福祉コミュニティ」を目指します。

なお、わかちあいプランにおいても、「福祉コミュニティ」を創ることが基本理念に掲げられています。

..... 基本目標

- I 安心と信頼のあるまちづくり**
福祉・保健・医療等の分野が互いに連携し、質の高いサービスが提供できる仕組みづくりを進めます。
- II 参加と交流のまちづくり**
あらゆる世代の市民が福祉活動の担い手として地域福祉に関わることができる仕組みづくりを進めます。
- III 安全とうるおいのあるまちづくり**
すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる生活環境の整備を進めます。
- IV 自立と生きがいづくり**
市民一人ひとりが健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- V 地域福祉推進の基盤づくり**
より効果的で実効性のある地域福祉のための基盤づくりを進めます。

第5章 施策の展開

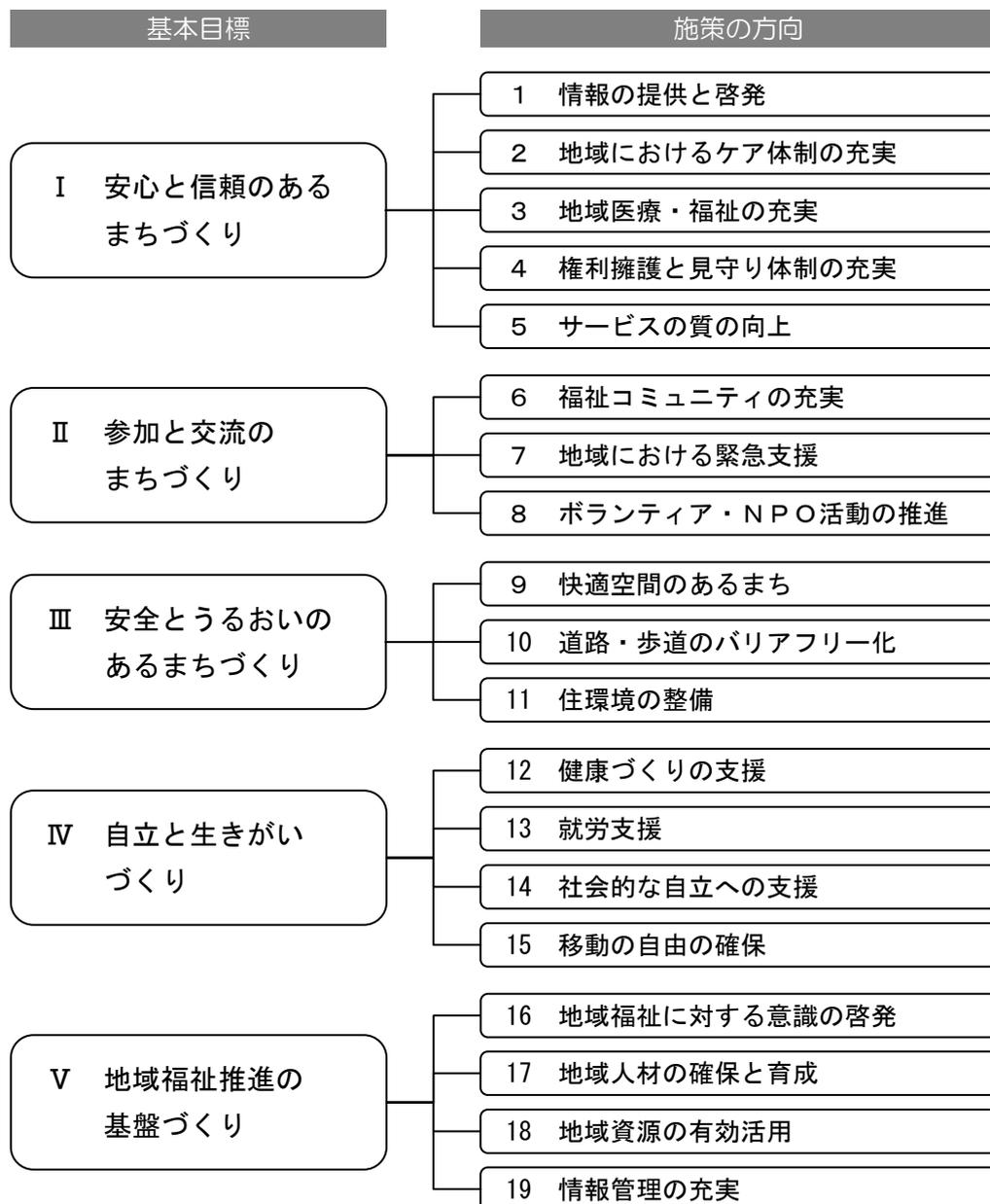
本計画は、基本理念を実現するために5つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて19の施策を推進します。

《基本理念》

だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる

・・・・・・・・・・・・・ 行動指針 ・・・・・・・・・・・・・

住民がつくる身近な福祉コミュニティ



※施策体系の詳細については、資料編「9. 市川市地域福祉計画行政施策体系図」(160～161 ページ) 参照

第二編

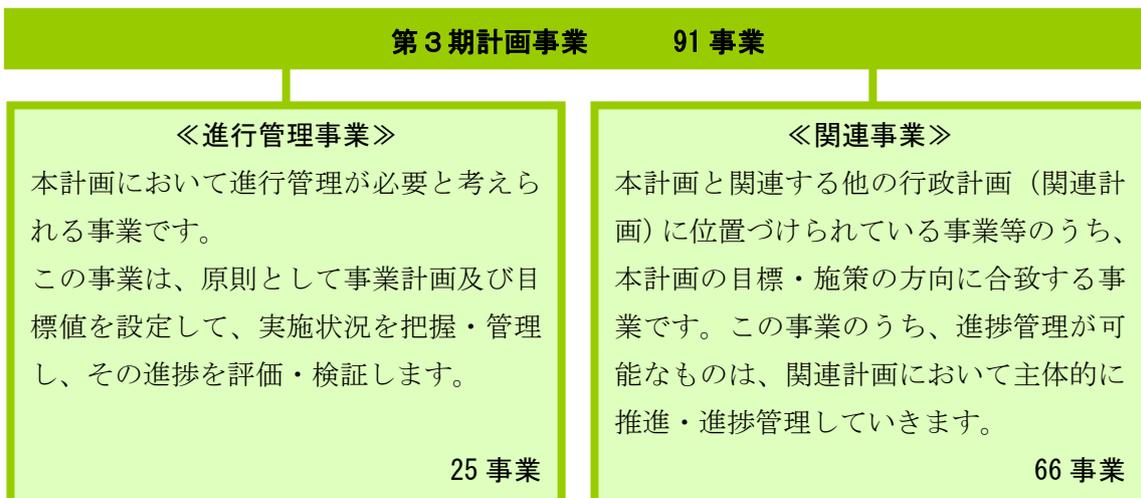
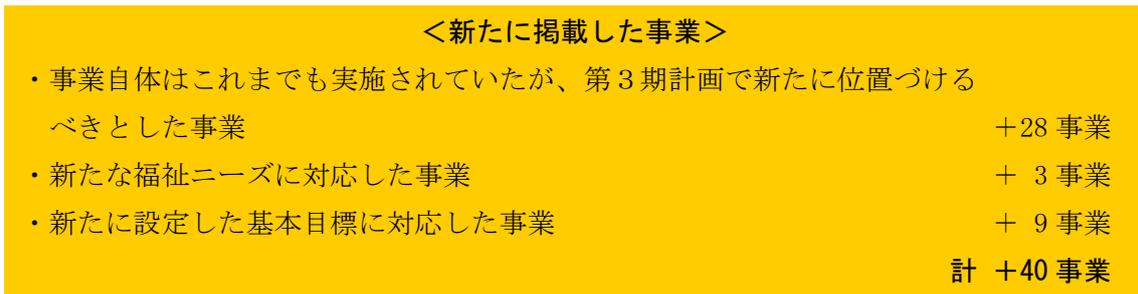
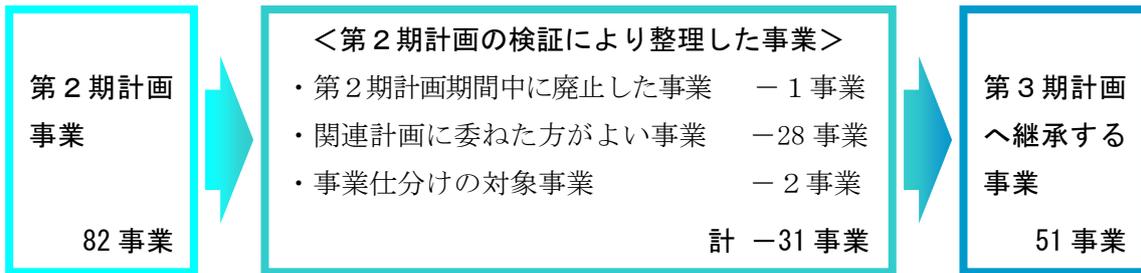
実施計画

(行政計画、地区別計画)

第1章 計画事業の選定にあたって

第3期計画の事業選定にあたり、第2期計画の検証を踏まえて事業を整理するとともに、市民ニーズ等を反映させた新規事業を加え、計画事業と位置づけました。

また、計画の実効性を高めるため、本計画で進行管理する事業と、進行管理を関連計画に委ねる事業に分けています。



第2章 実施計画の展開

1. 見方

《例》施策の方向 ● ○○○○○○○○○○

《施策の方向のポイント》

基本目標の達成に向けて、第2期計画の検証・福祉ニーズの多様化及び市民意向調査結果を踏まえて、取り組むべき施策の方向性を選定し、目指す方向の要点を示します。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	○○○○○	市民評価	市民評価の向上	平成○年度

「各事業の数値目標による達成度の合計（アウトプット指標*）」及び「施策の方向全体を通してどのような効果が得られたのか、また、どのように市民の満足度が向上したかという視点での評価指標（アウトカム指標）」の両方を設定し、評価します。
 ※ただし、進行管理事業を設定しない場合は、目標を定めません。

《役割分担》

区分	内容
自助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	
共助 地域が協力して実現していくこと	
公助 行政が責任をもって推進していくこと	

「自助」「共助」「公助」の取組みが互いに連動することで機能が発揮されることから、施策の方向ごとにそれぞれ期待される取組みを明確にします。

==== 進行管理事業 =====

事業名 [所管課]	1. 〇〇〇〇〇〇 [〇〇〇課]					
事業概要	事業の概要は平成 25 年 4 月現在のものです。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	—	○	→	→	→	→
数値目標	① 各年度の事業の動きです。 ○：新規（その年度から事業が新規に開始するもの） →：継続（前年度と同じ内容で事業を継続実施するもの） ☆：拡大（対象者や助成額の拡大、施設の増設等、その年度から事業や制度の内容が拡大するもの）					
	② 〇〇〇〇					
	③ 〇〇〇〇〇〇発行部数 (単位：部)					
	④ 〇〇〇〇〇〇参加者数 (単位：人)					
関連計画	各年度の事業の動きです。（アウトプット評価指標目標、行動計画達成度*）					

本計画以外で事業が位置づけられている計画です。

※関連計画が「市川市高齢福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成 23 年度～26 年度）である事業の目標値については、平成 26 年度の数値を平成 27 年度以降も同様に記載しています。平成 27 年度以降に新たな高齢福祉計画・介護保険事業計画の目標数値が設定された場合、第 3 期地域福祉計画の中間見直しの際に目標値を置き換えることとします。

==== 関連事業 =====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
2. 〇〇〇〇事業 [〇〇〇課]	本計画以外で事業が位置づけられている計画です。	
3. 〇〇〇〇事業 [〇〇〇課]	事業の概要は平成 25 年 4 月現在のものです。	

※行動計画達成度：計画期間内における事業の到達イメージに対して、年度ごとの具体的な行動を評価するもの。

2. 重点事業選定の考え方

多様な事業の推進にあたっては、限られた資源を有効活用し、効果的な成果につなげていくことが求められるため、以下の考え方を基に重点事業を選定します。

地域福祉支援課で所管する事業のうち「進行管理事業」に位置づけられていて、以下の内容のいずれかに該当するもの。

- ① 施策の方向の具体化に向けて柱となるもの
- ② 「地区別計画」「わかちあいプラン」においても重点が置かれているもの
- ③ 市として戦略的に取り組むもの
- ④ 国・県からの要請に合致したもの



基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

市民が安心して暮らしていくためには、必要な情報を容易に入手でき、困ったときに身近な窓口で気軽に相談できることが保障されており、医療・介護等の必要な福祉サービスが適切に受けられることが重要です。

福祉ニーズが多様化している現状では、相談・支援の内容も多岐にわたり、福祉・保健・医療等の分野が互いに連携し、質の高いサービスが提供できる仕組みづくりを進めます。

〈施策の方向〉

1 情報の提供と啓発

【進行管理事業】

1. 地域福祉に関する情報発信（地域ケアシステム推進事業）〔地域福祉支援課〕 **重点**

【関連事業】

2. 市民便利帳発行事業〔広報広聴課〕
3. 広報紙発行事業〔広報広聴課〕

2 地域におけるケア体制の充実

【進行管理事業】

4. 地域包括支援センター事業〔地域福祉支援課〕 **重点**
5. 在宅介護支援センター事業〔地域福祉支援課〕
6. 関係機関・事業者との連携・ネットワーク事業〔地域福祉支援課〕
7. 二次予防事業対象者把握事業〔地域福祉支援課〕
8. 通所型介護予防事業〔地域福祉支援課〕
9. 訪問型介護予防事業〔地域福祉支援課〕

【関連事業】

10. 二次予防事業評価事業〔地域福祉支援課〕
11. 地域ケア会議の充実事業〔地域福祉支援課〕
12. 地域福祉活動推進事業〔地域福祉支援課〕
13. 子ども家庭総合支援センター事業〔子育て支援課〕
14. 障害者相談支援事業〔障害者支援課〕
15. 市川市配偶者暴力相談支援センター〔男女共同参画課〕

3 地域医療・福祉の充実

【進行管理事業】

- 16. 医療との連携事業 [地域福祉支援課] **重点**
- 17. 認知症を理解するための啓発活動事業 [地域福祉支援課]
- 18. 認知症を支えるための事業 [地域福祉支援課]

【関連事業】

- 19. 急病診療所運営事業 [疾病予防課]
- 20. 2次救急医療運営事業 [疾病予防課]
- 21. 2.5次救急医療運営事業 [保健医療課]

4 権利擁護と見守り体制の充実

【進行管理事業】

- 22. 成年後見制度利用支援事業 [地域福祉支援課] **重点**
- 23. 日常生活自立支援（地域福祉活動推進事業） [地域福祉支援課] **重点**
- 24. 高齢者虐待相談窓口事業 [地域福祉支援課]

【関連事業】

- 25. 介護者家族等の支援（地域包括支援センター事業） [地域福祉支援課]
- 26. 家族介護教室事業 [地域福祉支援課]
- 27. ケアマネジャーの質の向上（地域包括支援センター事業） [地域福祉支援課]
- 28. 子どもの権利保障啓発事業 [子育て支援課]
- 29. 家庭児童相談事業 [子育て支援課]
- 30. 障害者相談支援事業 [障害者支援課]
- 31. 施設入所の緊急協議 [男女共同参画課]
- 32. 人権講演会の実施 [男女共同参画課]
- (15). 市川市配偶者暴力相談支援センター [男女共同参画課]（再掲）

5 サービスの質の向上

【関連事業】

- 33. 第三者機関評価事業 [保育課]
- 34. 福祉サービス苦情解決事業運営事業 [子育て支援課]
- 35. 介護給付の適正化事業 [介護保険課]
- 36. 介護サービス情報の提供事業 [介護保険課]

施策の方向1 情報の提供と啓発

《施策の方向のポイント》

地域福祉の発展のため、高齢者や障害者をはじめ、誰でも利用しやすく信頼性の高い情報の提供が求められます。本市では、「市民便利帳」や「福祉のしおり」等を作成するとともに、広報いちかわを利用した広報活動、インターネットの活用による福祉情報の提供・啓発を行っています。今後とも、インターネットや広報いちかわ等のさまざまな媒体による情報の提供・啓発を進め、市民が地域福祉に関して必要な情報をいつでも入手し理解できる体制づくりを図ります。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	必要な情報の提供	市民評価	市民評価の向上	平成26、28年度

《役割分担》

区分	内容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民自らが情報を得る努力をする。 ・情報提供の媒体を知っておく。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。 ・集会やイベント等を通じて情報を提供する。 ・地域住民に対するボランティア学習の機会を設ける。 ・地域のイベントで車椅子や目隠し歩行の体験を通じて福祉の重要性を啓発する。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。 ・情報の受け手にとって分かりやすい情報提供を実施する。 ・福祉に関する学習会を定期的で開催し、啓発に努める。 ・施設の見学、体験を通じて啓発に努める。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 進行管理事業

事業名 [所管課]	1. 地域福祉に関する情報発信（地域ケアシステム推進事業） 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	福祉に関する情報を提供するため、インターネット、広報、しおり、駅や街頭へのポスターの掲示等、さまざまな媒体を通じて情報を発信します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①市ホームページ閲覧者数 (単位：人)					
	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900
	②広報等掲載回数 (単位：回)					
	1	2	2	2	2	2
	③しおり発行部数 (単位：部)					
	2,600	2,600	3,000	3,000	3,000	3,000

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 関連事業

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
2. 市民便利帳発行事業 [広報広聴課]	「いちかわ便利帳」は市役所の総合的な案内として施設や手続きなどを掲載したもので、転入者及び希望者に配布し、市の制度について周知を図ります。	
3. 広報紙発行事業 [広報広聴課]	市の施策や事業を市民にPRする広報紙を発行します。	

施策の方向2 地域におけるケア体制の充実

《施策の方向のポイント》

高齢者・障害者・子育て家庭等、地域で支援を必要とするさまざまな人に対し、専門的な相談窓口の設置や市民ニーズに対応した環境づくりにより、市民が安心して生活できるよう適切なサービスが提供できる地域ケア体制の充実を図ります。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	地域での相談体制の充実	市民評価	市民評価の向上	平成26、28年度

《役割分担》

区 分	内 容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みごとについて、ひとりで悩まず相談する。 ・最寄りの相談窓口を知るように努める。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協は、地域の福祉に関する相談窓口として相談員、民生委員・児童委員等と連携する。 ・将来的には、地域ケアシステムの市川市社協の地区担当員をコミュニティーワーカーと位置づけて、資質の向上を図る。 ・地域包括支援センター、在宅介護支援センターや障害・子育て等の地域の関係機関と連携していく。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とのネットワークを強化し、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等がスムーズに対応できるようにする。 ・対象者別の総合相談窓口があることを周知するとともに、地域との連携を図っていく。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 進行管理事業

事業名 [所管課]	4. 地域包括支援センター事業 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	高齢者の心身の健康維持、安心した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点として、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援、介護予防*マネジメント等を実施します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①相談件数					(単位：件)
	33,100	33,200	33,300	33,400	33,500	33,600
	②認知症サポーター*研修回数					(単位：回)
	20	20	20	20	20	20
	③介護予防教室開催数					(単位：回)
	50	55	60	65	65	65
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

事業名 [所管課]	5. 在宅介護支援センター事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	高齢者に関する地域の身近な相談機関として、訪問を中心とした活動を行い、支援を必要とする高齢者の早期発見に努めるとともに、地域住民と連携しながら、支援や見守り等の強化に努めます。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①相談件数					(単位：件)
	35,000	36,000	37,000	37,000	37,000	37,000
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

事業名 [所管課]	6. 関係機関・事業者との連携・ネットワーク事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	地域包括ケア*を担う公的サービスの関係機関、介護保険サービス提供事業者及び住民主体による支え合い・見守り活動を推進する団体・個人等、地域ケアシステム等の組織との連携を強め、高齢者等の生活を包括的に支えていくネットワークづくりを進めます。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標 [行動計画 達成度]	≪到達イメージ≫ 高齢者等の生活を包括的に支えていくためのネットワークが構築され、保健・医療・福祉・介護の連携がスムーズに行われている。(平成 29 年度)					
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

事業名 [所管課]	7. 二次予防事業対象者把握事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	介護保険第1号被保険者（要支援・要介護の認定を受けている人は除く）全員に基本チェックリストを送付・回収し、二次予防事業対象者（虚弱高齢者）の把握を行います。 基本チェックリスト未回収者の中には、引きこもり、うつ、認知症*等により日常の生活動作が困難な人が含まれている可能性があることから、できる限り状況を把握し、支援が必要な人の早期発見・早期対応に努めます。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①基本チェックリスト回収率 (単位:%)					
	65	65	65	70	70	70
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

事業名 [所管課]	8. 通所型介護予防事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	二次予防事業対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者（虚弱高齢者）に、「運動器の機能向上プログラム」や「総合予防プログラム」の通所型介護予防事業を実施します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①運動器機能向上プログラム（通所型）開催数					（単位：回）
	192	192	192	192	192	192
	②運動器機能向上プログラム（通所型）参加者数					（単位：人）
	2,496	2,688	2,880	2,880	2,880	2,880
	③総合予防プログラム（通所型）開催数					（単位：回）
	144	192	192	192	192	192
	④総合予防プログラム（通所型）参加者数					（単位：人）
	1,728	1,920	2,304	2,304	2,304	2,304
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

事業名 [所管課]	9. 訪問型介護予防事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	栄養士・歯科衛生士・看護師等の専門職が二次予防事業対象者（虚弱高齢者）の家庭を訪問し、生活機能の低下に関する課題を把握・評価し、栄養指導・口腔指導・健康相談等、適切な相談・指導の実施に努めます。また、配食サービスを通じて栄養改善に努め、その他の地域支援事業や地域資源*への誘導を図りながら、生活機能の低下を予防します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①訪問件数					（単位：件）
	165	180	197	197	197	197
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

==== 関連事業 =====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
10. 二次予防事業 評価事業 [地域福祉支援課]	地域包括支援センターにおいて、二次予防事業対象者（虚弱高齢者）それぞれの心身の状況に応じた個別の介護予防プランを作成し、事業の実施後に効果測定を行い、状態の改善につながるよう努めます。	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
11. 地域ケア会議 の充実事業 [地域福祉支援課]	地域ケア会議は、4か所の地域包括支援センターごとに開催し、支援が必要な高齢者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉サービスを総合的に調整するものです。また、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント*事業として、ケアマネジャー*の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、ケアマネジャーが抱える支援困難事例の検討、ケアマネジャーの情報交換、資質向上に向けた研修、行政情報の提供等も行います。	
12. 地域福祉活動 推進事業 [地域福祉支援課]	地域資源の育成・活性化を目的に、地域福祉推進を図るために実施する各種ボランティア講座及び啓発広報紙の発刊に対して補助金を交付します。また、民生委員児童委員活動事業、保護司活動事業、福祉団体助成事業、ボランティアセンター*運営事業等に対して補助金を交付します。	
13. 子ども家庭総合支援センター 事業 [子育て支援課]	子どもと子育て家庭に関する総合相談窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。	市川市次世代育成行動計画（後期計画）
14. 障害者相談支援事業 [障害者支援課]	市役所障害者支援課、南八幡メンタルサポートセンター*、障害者地域生活支援センター*及び基幹型支援センター「えくる」において障害者等の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助等を行います。	いちかわハートフルプラン
15. 市川市配偶者暴力相談支援センター [男女共同参画課]	市川市に潜在している多くのDVの被害者が相談できる体制を整え、安全確保から被害者に適したさまざまな支援や保護命令制度の情報提供、助言を行い、関係部署や関係機関と連携し迅速かつ適切な支援を実施します。また、必要に応じてDV証明書等の発行を行います。	市川市DV防止基本計画

※コラム※ 地域におけるケア体制について

地域におけるケア体制は、地域の中で介護、医療、見守り等のネットワークを構築し、本計画の基本理念「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」を実現するための大事な施策の一つです。

本市は、第5期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、地域包括ケアの構築を念頭に医療、介護、住宅、見守り等、さまざまな施策を展開しています。また、市川市障害者基本計画やいちかわハートフルプランの中では、障害者の理解促進、就労促進、生活支援や交流の場の整備、人材育成等を通して、障害者の地域での自立を支援するためのさまざまな施策を展開しています。さらに、市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、地域全体で子どもを育む社会の実現を念頭に、子どもの権利保障やひとり親家庭の支援、保育サービスの充実等、さまざまな施策を展開しています。

本計画では、これらの内容と整合をとり、地域の中での相談体制の充実を中心に、フォーマル・インフォーマル※双方の関係機関とのネットワークの体制強化や介護予防、認知症、訪問介護、障害者の社会参加、多様な保育ニーズといった地域の課題を地域の中で解決できるようなシステムの構築を目指します。

※フォーマル・インフォーマル

行政（国や地方公共団体等の公的機関）が行う法律や制度に基づいた福祉や介護のサービスのことを、フォーマルサービスといいます。また、家族、近隣住民、ボランティア等が提供する非公式な援助のことを、インフォーマルサービスといいます。



施策の方向3 地域医療・福祉の充実

《施策の方向のポイント》

認知症は、本人が自覚したり、家族が早期に気づきにくいという特質があるため、早期に診断・治療がなされ、適切な支援が行われることが大切です。

一人ひとりの市民が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることを支援するため、医療と福祉の連携による在宅医療*の促進を図ります。

また、休日や夜間等、市民が緊急に診察・治療が必要となった場合でも安心して医療サービスを利用できるよう、救急医療知識の普及啓発や身近な地域の急病診療所機能の充実を目指します。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	在宅医療等への支援	市民評価	市民評価の向上	平成 26、28 年度

《役割分担》

区分	内容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医療を確保する。 ・ 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握するようにする。 ・ ターミナルケア*や緩和ケア*について認識を深める。 ・ 在宅医療について認識を深める。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療について周知する。 ・ 医療機関は在宅医療を推進する。 ・ 医療機関等は、在宅医療等の相談事業を実施する。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療に関するPR及び支援をする。 ・ 緊急時の医療体制の整備と周知を推進する。 ・ 認知症の人の症状や支援の必要性についての理解を深めるよう、市民に啓発する。 ・ 医療と福祉の連携を図る。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 進行管理事業

事業名 [所管課]	16. 医療との連携事業 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	認知症の人を早期に発見するため、関係機関との連携に努めるとともに、早期に医療につながるよう、地域包括支援センターが医療機関（かかりつけ医、認知症サポート医、認知症専門医等）と個々のケースを通して連携に努めます。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①医師との連絡会議数 (単位：回)					
	7	7	7	7	7	7
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

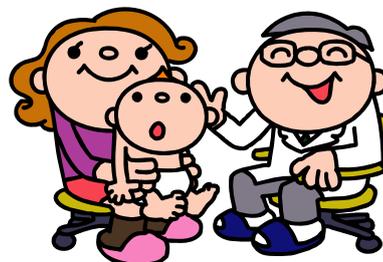
事業名 [所管課]	17. 認知症を理解するための啓発活動事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	地域包括支援センターや在宅介護支援センターで行う各教室で認知症についての周知・理解の啓発に努めます。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①介護予防教室開催数 (単位：回)					
	50	55	60	60	60	60
	②介護予防教室参加者数 (単位：人)					
	500	550	600	600	600	600
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

事業名 [所管課]	18. 認知症を支えるための事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	認知症の人やその家族を支える地域づくりを目指し、関係機関と連携するとともに、認知症サポーターや地域住民とも連携しながら、地域における支え合いを強化します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①ケアマネジャー研修開催数 (単位：回)					
	28	30	30	30	30	30
	②ケアマネジャー研修参加者数 (単位：人)					
	900	1,022	1,022	1,022	1,022	1,022
	③介護家族交流会開催回数 (単位：回)					
	4	8	8	8	8	8
	④介護家族交流会参加者数 (単位：人)					
	40	80	80	80	80	80
	⑤認知症サポーター養成講座開催回数 (単位：回)					
	20	20	20	20	20	20
⑥認知症サポーター養成講座参加者数 (単位：人)						
500	500	500	500	500	500	
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

==== 関連事業 =====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
19. 急病診療所運営事業 [疾病予防課]	休日や夜間の急な病気の初期診療として、市川市急病診療所を設置し、内科、小児科、外科（土曜、日曜、祝日、年末年始のみ）の診療を実施します。	
20. 2次救急医療運営事業 [疾病予防課]	主治医や急病診療所では扱えない病気、入院・手術が必要な場合及び急病診療所の対応時間外における受け入れ体制の充実のため、救急医療体制（2次）を整備します。	

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
<p>21. 2.5 次救急医療運営事業 [保健医療課]</p>	<p>生命の危険性が高く、迅速な対応が必要となる脳血管障害、循環器疾患等の患者や、1次、2次救急医療での対応が困難な重篤患者について、東京歯科大学市川総合病院、国立国際医療研究センター国府台病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、順天堂大学浦安病院の4総合病院が輪番体制で受け入れます。</p>	



施策の方向4 権利擁護と見守り体制の充実

《施策の方向のポイント》

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者、児童等が必要な支援を受けることができず、権利を侵害されることがあります。本市では、地域での支援が必要な人の見守り活動が実施されていますが、このような判断能力が十分ではない人々の権利を擁護し、自らの能力に応じて自立した生活を送ることができる社会にするため、見守り活動に従事する職員を県や社会福祉士*等の専門職の機関で実施している研修会に積極的に派遣するとともに、市としての研修を実施して対応能力の向上を図り、支援体制を強化します。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	判断能力が十分でない人への支援	市民評価	市民評価の向上	平成26、28年度

《役割分担》

区分	内容
自助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業*と成年後見制度について知る。 地域の見守り活動へ積極的に参加する。 隣近所の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。 認知症について理解を深める。 市民後見人制度を知る。
共助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実させる。 福祉サービスを必要とする人に制度の案内及び行政への連絡を行う。 介護や子育ての悩みを聞く場を確保する。 認知症に関する正しい知識と理解を得られる研修会を開催する。 成年後見制度や市民後見人の認識を深めるための研修を開催する。

区 分	内 容
<p style="text-align: center;">公 助</p> <p>行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図る。 ・成年後見制度利用支援事業の推進を図る。 ・認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。 ・高齢者、障害者、児童等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通して防止に努める。 ・成年後見制度利用と後見支援の基盤づくり（成年後見制度に関する一連の流れ、後見人養成（市民後見人）及び活動のバックアップ等）を推進する。 ・「人権施策推進のための基本指針」の趣旨を普及する。

===== 進 行 管 理 事 業 =====

事業名 [所管課]	22. 成年後見制度利用支援事業 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	本人に身寄りがいないなどの理由により、成年後見制度の申立てができない場合、市長が家庭裁判所に申立てを行います。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①パンフレット作成部数 (単位：部)					
	3,000	—	3,000	—	3,000	3,000
数値目標	②相談件数 (単位：件)					
	450	480	500	500	500	500
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

事業名 [所管課]	23. 日常生活自立支援（地域福祉活動推進事業） 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない人や、体の自由が利かない人が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を支援します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①利用件数 (単位：件)					
	70	80	80	80	80	80
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

事業名 [所管課]	24. 高齢者虐待*相談窓口事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	平成 18 年 4 月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）では、養護者や養介護施設従事者等による高齢者虐待により、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した人は、市や地域包括支援センターへ通報しなければならないとされています。 虐待を未然に防止するための啓発や、虐待の通報や相談窓口を住民に周知するとともに、通報を受けた際は事実確認を行い、一時保護等の措置を行います。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①相談件数 (単位：件)					
	200	210	220	240	260	280
関連計画	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画					

＝＝＝＝＝＝ 関連事業 ＝＝＝＝＝＝

事業名〔所管課〕	事業概要	関連計画
25. 介護者家族等の支援（地域包括支援センター事業） 〔地域福祉支援課〕	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していけるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センターで、介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言等を行います。	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
26. 家族介護教室事業 〔地域福祉支援課〕	地域包括支援センターや在宅介護支援センターで、高齢者等を対象に適切な介護の知識や技術等の普及、介護サービス等の内容・利用方法を啓発するため、家族介護教室等に家族の交流を含めた内容の教室を開催します。	
27. ケアマネジャーの質の向上（地域包括支援センター事業） 〔地域福祉支援課〕	介護者の主な相談相手は、「家族・親族」と「ケアマネジャー」であることから、担当のケアマネジャーが適切な支援ができるよう、地域ケア会議、研修等を実施し、ケアマネジャーの質の向上を図ります。	
28. 子どもの権利保障啓発事業 〔子育て支援課〕	子どもの権利条約及び子どもの権利の保障について、リーフレットを配布するとともに、児童福祉週間や家族の日のイベントを通じて啓発活動を進めていきます。	市川市次世代育成行動計画 （後期計画）
29. 家庭児童相談事業 〔子育て支援課〕	家庭児童相談は、児童虐待相談の通報窓口機能をもつとともに、家庭児童相談員が虐待を受けている児童に関する調査、支援計画の作成、支援の実施を行います。また、子どもの発達、育児の不安、家庭の養育環境等子育てに関するさまざまな相談についても、家庭児童相談員が対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。	
30. 障害者相談支援事業 〔障害者支援課〕	障害者等の福祉に関するさまざまな問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助等を行います。	いちかわハートフルプラン
31. 施設入所の緊急協議 〔男女共同参画課〕	高齢あるいは障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合に関係部署と緊急協議を行い、施設に一時的に避難させます。	市川市DV防止基本計画
32. 人権講演会の実施 〔男女共同参画課〕	暴力は絶対に許さないという意識を根づかせるような講演会を実施します。	市川市DV防止基本計画

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
<p>(15) 市川市配偶者暴力相談支援センター(再掲) [男女共同参画課]</p>	<p>市川市に潜在している多くのDVの被害者が相談できる体制を整え、安全確保から被害者に適したさまざまな支援や保護命令制度の情報提供、助言を行い、関係部署や関係機関と連携し迅速かつ適切な支援を実施します。また、必要に応じてDV証明書等の発行を行います。</p>	



施策の方向5 サービスの質の向上

《施策の方向のポイント》

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択、利用するためには、事業所情報の開示や苦情解決、第三者評価等の取組みを進め、サービスの質の向上を図る必要があります。サービス提供事業者自身による取組みに加え、評価内容を確認することの必要性の周知や利用者からの相談に対応するなど、市としての取組みを進めます。

《役割分担》

区 分	内 容
<p>自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学ぶ。 意見や苦情をきちんと伝える。 事業者の選択は慎重に行う。
<p>共 助 地域が協力して実現していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサービスを選択するために必要な情報を公開する。 苦情解決のための窓口を設置する。 利用者ニーズや満足度を把握するための調査や、県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。 利用者家族や地域住民との交流機会を設け、開かれた事業経営を行う。
<p>公 助 行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導による質の改善に努める。 市民が安心してサービスを選択して利用できるように、県の第三者評価制度を周知する。 事業者の資質向上のための研修会等を実施する。 地域密着型サービス等を提供する事業者に対する指導及び監督を行い、事業の適切な運営や利用しやすいサービス提供の充実に努める。 アンケート調査の実施等により、市民の意向の把握に努め、事業の改善に努める。 行政評価の実施により、目標の達成度や費用対効果を客観的に把握し、サービスの提供方法やサービス主体について、時代に即した事業の改善を図る。

==== 関連事業 =====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
33. 第三者機関評価事業 [保育課]	保育園の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。 また、評価結果を認可保育園全体のものとして捉えて改善に取り組み、保育の質の向上を図ります。評価結果については、ホームページ等で広く公開します。	市川市次世代育成支援行動計画（後期）
34. 福祉サービス苦情解決事業運営事業 [子育て支援課]	市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。	
35. 介護給付*の適正化事業 [介護保険課]	介護給付を必要とするサービス受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促します。	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
36. 介護サービス情報の提供事業 [介護保険課]	利用者が自ら必要なサービスを安心して選択できるよう、第三者の目から見た評価結果を利用者や事業者へ情報提供することに努めます。	



基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり

地域福祉の考え方では、地域住民のすべてが福祉活動の受け手であると同時に福祉サービスの担い手となりえます。

本市では、社協等各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO等市民活動への参加がしやすくなる仕組みづくりに取り組んでいます。地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域活動に取り組むことのできる仕組みや受け皿を整備し、活動の活性化を図ることが必要です。

また、東日本大震災を経て改めて認識が高まった災害時の要援護者支援対策等の体制整備が大きな課題となっています。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社協等各関係機関との連携を一層強化し、安心して暮らせる生活環境整備に向け一体的・総合的な施策の推進に取り組むことにより、あらゆる世代の市民が福祉活動の担い手として地域福祉に関わることができる仕組みづくりを進めます。

《施策の方向》

6 福祉コミュニティの充実

【進行管理事業】

- 37. 地域ケアシステム推進事業 [地域福祉支援課] **重点**
- 38. コミュニティワーカー事業 [地域福祉支援課] **重点**

【関連事業】

- 39. コミュニティサポート事業 [地域教育課]
- 40. ファミリー・サポート・センター事業 [子育て支援課]
- 41. 親子つどいの広場 [子育て支援課]
- 42. 夏休み体験ボランティア事業 [ボランティア・NPO課]

7 地域における緊急支援

【進行管理事業】

- 43. 緊急通報装置設置事業 [地域福祉支援課]
- 44. 火災警報器の設置事業 [地域福祉支援課]

【関連事業】

- 45. 災害時要援護者名簿登録制度運用事業 [高齢者支援課]
- 46. 家具転倒防止器具等の取付費補助事業 [高齢者支援課]
- 47. 自主防災組織育成事業 [危機管理課]
- 48. 福祉避難所 [障害者支援課]
- 49. 市川市災害ボランティアネットワークへのサポート [ボランティア・NPO課]

8 ボランティア・NPO 活動の推進

【関連事業】

- 50. 市民活動団体支援制度運営事業 [ボランティア・NPO課]
- 51. ボランティア・NPO活動に関する情報提供 [ボランティア・NPO課]
- 52. 地域ポイント制度運営事業 [ボランティア・NPO課]

施策の方向6 福祉コミュニティの充実

《施策の方向のポイント》

地域福祉の発展のためには、身近な地域で地域住民自身が支え合い、助け合いながら活動を展開することが必要です。本市では、身近な地域における助け合い活動の充実のため、地域ケアシステム推進事業やコミュニティワーカー配置事業を中心とした取組みを進めていますが、地域において支援を必要とする人に対する支え合いの輪を広げ、孤立死のような痛ましい事案が起こらない福祉コミュニティを目指します。

また、身近な地域での住民同士の交流を深め、地域福祉活動を充実させるため、地域住民の自治（町）会への加入促進に努めます。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	隣人・地域との交流や支え合い	市民評価	市民評価の向上	平成 26、28 年度

《役割分担》

区 分	内 容
<p>自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の散歩やゴミ出し、出勤時や地域の行事等の際に挨拶をする。 ・ 自治（町）会等に参加し、自分が住む地域の活動に参加する。 ・ サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくる。 ・ 地域の交流の輪に入る。
<p>共 助 地域が協力して実現していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治（町）会や地区社協等で、顔見知りの地域づくりに取り組む。 ・ 世代を越えて参加できる、楽しく参加できる季節の行事や祭り等の行事を開催する。 ・ 市民同士で活動・イベント等に誘い合う。 ・ 活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。 ・ 市川市社協やコミュニティワーカーを周知する。 ・ 民生委員や地域住民による日常的な見守り活動を行う。

区 分	内 容
<p>公 助 行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治組織の健全な発展と活発なコミュニティ活動を支援するため、自治（町）会活動、地区社協の活動に対する支援を行う。 ・高齢者クラブ等の活動支援を通じて高齢者の交流活動を支援する。 ・いきいき健康教室等、高齢者の生きがいをづくりを支援する。 ・コミュニティワーカーや地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。 ・孤立死の防止に向けた見守りネットワーク体制を構築する。

===== 進 行 管 理 事 業 =====

事業名 [所管課]	37. 地域ケアシステム推進事業 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	地域で誰もが安心して自立した生活を送れるよう、引きこもりがちな高齢者や障害者、子育て世帯、外国籍市民への支援等の地域課題を解決するために、今後、サロン活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容を拡大し、地域住民が主体となった新たな地域福祉活動への取組みを促進します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①地域ケアの会議等（拠点・サロン・相談員会議）開催数（単位：回）					
	4,500	4,600	4,700	4,800	4,800	4,800
	②庁内推進連絡会開催数（単位：回）					
	2	2	2	2	2	2
	③広報等掲載回数（単位：回）					
	1	2	2	2	2	2

事業名 [所管課]	38. コミュニティワーカー事業 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	地域活動の活発化に伴い、地域のコミュニティワーカーへの期待度の増大に対応するため、専門職としての機能が14地区に偏りなく活かせるよう適正な役割を明確にするための取組みを進めます。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標 [行動計画 達成度]	≪到達イメージ≫ 「コミュニティワーカーのあり方検討報告書」（平成19年9月）の検証が行われ、地域の強い増員要請に対する対応策が明らかになっている。（平成29年度）					

==== 関連事業 =====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
39. コミュニティ サポート事業 [地域教育課]	子どもたちを中心に置いて、家庭・学校・地域の連携を一層推進し、みんなで活動するための情報交換・意見交換等の場として、コミュニティサポート委員会を各学校区に設置し、子どもたちの健全育成、コミュニティづくり、生涯学習社会の創造を目指します。	市川市教育振興基本計画
40. ファミリー・ サポート・セン ター事業 [子育て支援課]	育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。引き続き、協力・両方会員の確保を図っていきます。	市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）
41. 親子つどいの 広場 [子育て支援課]	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、地域の支援者への講習を行います。	
42. 夏休み体験ボ ランティア事業 [ボランティア・ NPO 課]	ボランティアやNPO等市民活動への理解の促進や参加啓発を目的として、平成13年度から始まったボランティア活動体験型啓発事業です。	

コラム 地域ケアシステムとは

近年、少子高齢化、核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、地域では昔からあった「向こう三軒両隣」など隣近所との付き合いや隣近所で助け合うといった場面も少なくなってきました。

このため、地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供される仕組みづくりが必要になり、地域を再生し、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活を続けられるための仕組みとして、平成13年度から本市独自の事業として「地域ケアシステム」がスタートしました。

地域ケアシステムは、市内14の小域福祉圏において、地域住民が中心となって創設された「地区社会福祉協議会」（本計画で「地区社協」とも表記）が活動の主体となって取り組んでいます。地域ケアシステムの活動を推進するため、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制」という3つの基本的な考え方にに基づき、地域課題の話し合い、活動拠点での相談、情報の収集・発信等、地域住民や行政等が協働して福祉コミュニティの充実を図るためさまざまな取組みに挑戦しています。

地域ケアシステムの活動が活発になる中で、活動の場や担い手の確保、地域とのつながり・ネットワーク化、さらには引きこもりがちなひとり暮らしの高齢者や障害者への支援、災害時要援護者対策等、さまざまな課題が明らかになってきました。

地域ケアシステムの創設から10年以上が経過しましたが、その役割は、ますます重要性を増しています。地域の人間関係が希薄になる中で、高齢者に限らず支援を必要とする人を孤立させないために、「地域の輪の中に受入れ、支え合う仕組み」を地域住民自身でつくるのが地域ケアシステムです。

コラム コミュニティワーカーとは

コミュニティワーカーとは、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域での支え合い・助け合い活動と一緒に考え、地域住民の取組みを応援する役割を持つ地域福祉の専門職です。北部、中部、南部の各基幹福祉圏域にそれぞれ1名ずつ配置しており、主に次のような取組みを支援することで、地域ケアシステムの充実を目指しています。

なお、コミュニティワーカーの制度は市の仕組みですが、事業の実施は市が市川市社協に委託しており、市川市社協のわかちあいプランに基づく地域の取組みと一体となって、本市の地域福祉の発展に向けた取組みを行っています。

【主な活動内容】

- ・地域ケアシステムの運営支援
- ・地域住民の支え合い、見守りネットワーク構築の支援
- ・災害時要援護者支援体制整備の支援
- ・地域福祉の担い手の発掘や養成
- ・地域ニーズの発見システムの構築の支援
- ・新たな福祉活動の開発や活動の支援
- ・行政や関係機関との連絡調整
- ・サロン活動づくりの相談、サロン活動の支援

施策の方向7 地域における緊急支援

《施策の方向のポイント》

東日本大震災の発生により、災害時における高齢者や障害者等の要援護者の避難支援体制の強化が社会的に求められるようになってきました。本市では、これまでも要援護者避難支援プランを策定するとともに、市立小学校 39 校を避難拠点と定め、福祉避難所*を整備する等の取組みを行ってきました。今後も一人ひとりの要援護者に寄り添った取組みを実施するとともに、平常時から小学校区を中心に「避難拠点運営委員会」を組織することで、住民意識の高揚や地域コミュニティの強化を図ります。

また、地域で暮らす高齢者や障害者のみ世帯における容態急変等の緊急時の支援体制の充実を図ります。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	緊急時の支援体制の充実	市民評価	市民評価の向上	平成 26、28 年度

《役割分担》

区分	内容
<p>自助</p> <p>地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急支援に関する市のサービスの把握に努める。 ・ 火災予防条例で義務づけられた火災警報器等を設置する。 ・ 日頃から安全な避難ルートを確認する。 ・ 災害時の家族の連絡方法を決めておく。 ・ 災害時は、けが人や障害者、高齢者等の安全の優先確保に協力する。 ・ 日頃から近所同士で積極的に声をかけ合う。
<p>共助</p> <p>地域が協力して実現していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の避難場所についての情報を地域住民で共有する。 ・ 自主防災組織を立ち上げ、防災訓練を行うなど地域の防災体制を整える。 ・ 自治（町）会や民生委員、社会福祉協議会等が協力し、防災の勉強会、話し合いを行う。 ・ 自治（町）会や民生委員が協力して、災害時要援護者を把握する。

区 分	内 容
<p style="text-align: center;">公 助</p> <p>行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報装置*の普及に努める。 ・ 火災等の災害から高齢者等の身を守るために警報器の普及に努める。 ・ 災害時要援護者の範囲や情報収集方法、情報の共有方法等を定めることにより、災害時要援護者対策を推進する。 ・ 災害時の対応について、自主防災組織や自治（町）会、民生委員等との調整を行う。 ・ 全自治（町）会と覚書を取り交わせるように調整する。 ・ 災害時の情報伝達手段を確保・整備する。 ・ 福祉避難所の整備に努める。

===== 進 行 管 理 事 業 =====

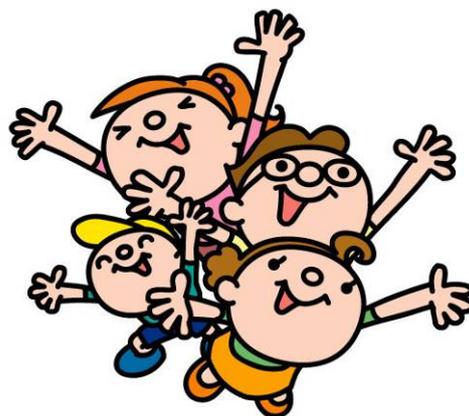
事業名 [所管課]	43. 緊急通報装置設置事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	高齢者、身体障害者のみの世帯で、急に身体の具合が悪くなり緊急を要する時に、ボタンを押すだけで「あんしん電話受信センター」に連絡できる緊急通報装置を設置します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①設置数（累計数） （単位：世帯）					
	1,730	1,750	1,780	1,790	1,800	1,810
数値目標	②広報等掲載回数 （単位：回）					
	1	2	2	2	2	2

事業名 [所管課]	44. 火災警報器の設置事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	火災等の不安に対し、安心して日常生活が過ごせるよう火災予防対策として火災警報器を設置します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①新規設置者数					(単位：人)
	69	70	73	75	78	80
	②広報等掲載回数					(単位：回)
	1	2	2	2	2	2

==== 関連事業 =====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
45. 災害時要援護者名簿登録制度* 運用事業 [高齢者支援課]	災害時要援護者登録制度は、災害が発生したときに支援を必要とする人が、あらかじめ自分の情報を市へ登録するとともに、登録名簿を地域の関係者と共有し、平常時の防災活動訓練、災害時における安否の確認や避難の誘導等に活用するものです。	
46. 家具転倒防止器具等の取付費補助事業 [高齢者支援課]	65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の非課税世帯を対象として、震災時に家具等の転倒を防止するための器具等の取付け費用の一部を補助します。	
47. 自主防災組織育成事業 [危機管理課]	災害発生時には、地域住民の自助・共助が減災につながることから、地区防災訓練や自主防災組織の育成及び防災講演会を開催します。また、災害時に強力なリーダーシップを発揮できる地域防災リーダーの育成を図ります。	
48. 福祉避難所 [障害者支援課]	介護等の専門性の高いサービスを必要とし、一般的な避難所では生活が困難な災害時要援護者を支援するため、高齢者や障害者等、要援護者それぞれの特性に配慮した福祉避難所の整備を行います。	いちかわハートフルプラン

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
49. 市川市災害ボランティアネットワークへのサポート [ボランティア・NPO 課]	平成14年10月に開催した「災害ボランティア講座」をきっかけに、受講者が自主的な組織として市川災害ボランティアネットワークを立ち上げました。大地震等の災害が起きた時に全国から駆けつけてくれるボランティアを受け入れ、被災地や避難所のニーズに応じてサポートすることを目的としています。	市川市地域防災計画



施策の方向8 ボランティア・NPO 活動の推進

《施策の方向のポイント》

市内では、社会福祉協議会や自治（町）会といった地縁型の団体に加え、ボランティア団体やNPO団体が地域福祉の担い手として積極的に地域福祉活動を展開しています。福祉コミュニティの強化のため、市はボランティア・NPO活動に対する市民へのPRを効果的に行うとともに、誰もが活動に参加しやすくなるよう、これらの団体の活動の支援に向けた制度の見直しを行います。

《役割分担》

区 分	内 容
<p>自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加する一人ひとりが主体的に、団体間、活動間のつながりづくりの活動を行う。 ・地域でのイベントに率先して参加する。
<p>共 助 地域が協力して実現していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市社協や地区社協が中心となり、地域福祉活動を推進する。 ・地域で活動するさまざまな団体が相互に交流する機会を設ける。 ・ボランティアをしている人や団体等の人材育成や困りごとに対する支援を行う。
<p>公 助 行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の活動の充実を支援する。 ・ボランティア団体やNPO団体を市民へ周知する。 ・ボランティアが生まれる環境を整備する。

=====**関連事業**=====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
50. 市民活動団体 支援制度運営事業 [ボランティア・ NPO課]	個人市民税納税者が自ら選んだ市民活動団体を市へ届出することにより、その納税額の1%相当額が市から団体へ補助金として交付される制度です。個人市民税納税者に加えて地域ポイントを有する人も団体を選択することが可能であり、選択できる団体数は3団体以内となっています。	
51. ボランティア ・NPO活動に 関する情報提供 [ボランティア・ NPO課]	市ホームページ及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・NPO等市民活動の情報を提供します。情報誌は年3回発行し、施設、学校等に配布しています。	
52. 地域ポイント 制度運営事業 [ボランティア・ NPO課]	身近な協働を支える仕組みとして、マイバッグ運動や環境美化運動等への参加、e-モニター*を組み合わせた制度です。地域への関心をもってもらい、市民活動への理解と参加を広げながら、市民活動への支援を図るものです。市の指定するボランティア活動やエコロジー活動、講座、市川市e-モニターのアンケート等に参加した市民に対してポイントが付与され、そのポイントを市の施設の利用や1%支援制度の市民活動への支援に使うことができます。	

基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり

急速に進む高齢社会への対応や、障害の有無に関わらずすべての人が住みやすく行動しやすいまちづくりを進めるため、引き続きバリアフリーやユニバーサルデザイン*の考え方に基づいて生活環境を整備することが重要です。

また、振り込め詐欺や悪質な訪問販売といった犯罪の被害者保護などが課題となっており、自治（町）会が取り組んでいる地域住民による防犯活動など、地域ぐるみでの取組みを進める必要があります。

市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社協等各関係機関との連携を一層強化し、ボランティアやNPOの協力を得て、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる生活環境の整備に向けて、一体的・総合的に取り組めます。

《施策の方向》

9 快適空間のあるまち

【関連事業】

- 53. 防犯対策事業 [防犯課]
- 54. 都市公園再整備事業 [みどり整備課]
- 55. 通学路の防犯パトロール [指導課]
- 56. 防犯灯設置補助金 [地域振興課]

10 道路・歩道のバリアフリー化

【関連事業】

- 57. 人にやさしい道づくり事業 [道路建設課]
- 58. 電線類地中化事業 [道路建設課]
- 59. 交通バリアフリー推進事業 [交通計画課]

11 住環境の整備

【進行管理事業】

- 60. 住宅改修費の助成事業 [地域福祉支援課・障害者支援課]

【関連事業】

- 61. リフォーム相談事業 [街づくり推進課]

施策の方向9 快適空間のあるまち

《施策の方向のポイント》

地域における犯罪被害の防止のため、防犯教室の開催や自治（町）会による自主的な防犯活動が行われてきましたが、空き巣やひったくりなどの身近な犯罪や、振り込め詐欺や悪質な訪問販売等の被害は多発しています。このような犯罪の被害を未然に防ぐために、啓発活動や相談体制の充実、消費者保護の取組みなどの各種防犯対策を実施することにより、地域住民の防犯意識を向上させるとともに、犯罪発生の抑止を目指します。

公園や緑地などの都市空間は、憩いの場や交流の場として地域住民に親しまれてきました。今後はこれらの機能に加え、防災拠点としてのあり方も期待されるため、着実な整備を進めます。

《役割分担》

区 分	内 容
<p>自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所同士や子どもたちと積極的に声をかけ合う。 ・ 電話や訪問等による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や公的機関等に相談する。
<p>共 助 地域が協力して実現していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯パトロール等を行うグループ活動に取り組む。 ・ 自治（町）会や民生委員、社会福祉協議会等が協力し、防災や防犯の勉強会、話し合いを行う。 ・ 詐欺や悪質商法に関して回覧板等を活用して住民の注意を喚起する。
<p>公 助 行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯や避難場所の案内板等、安心・安全な生活に直結する設備を整備する。 ・ 防犯情報の周知を図り、防犯に対する市民の意識を啓発する。 ・ 「防犯パトロール」等、市民の防犯活動を支援する。 ・ 消費者の被害を未然に防ぐための啓発活動の実施や、被害に遭った後の解決に向けた相談体制の充実を図る。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 関連事業 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
53. 防犯対策事業 [防犯課]	市民の自主防犯意識の向上を図るとともに、市・市民・各種団体の協働により、犯罪に強いまちづくりの実現を目指します。	市川市防犯まちづくり基本計画
54. 都市公園再整備事業 [みどり整備課]	公園施設の老朽化や公園の利用形態が多様化している中で、社会環境の変化や地域住民のニーズに適した魅力ある公園として再整備を進めます。	市川市みどりの基本計画
55. 通学路の防犯パトロール [指導課]	通学路・学区域等における児童・生徒の安全確保のため、学校区域ごとにパトロールボランティアのネットワークづくりをし、安全対策の推進を図ります。	市川市防犯まちづくり基本計画
56. 防犯灯設置補助金 [地域振興課]	地域の自主防犯意識の高揚と犯罪の未然防止を図るため、防犯灯を設置し維持管理する自治（町）会等に対して補助金を交付し、夜間における地域住民の安全確保を図ります。	

施策の方向 10 道路・歩道のバリアフリー化

《施策の方向のポイント》

誰もが地域で安心して楽しく暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることのないよう、誰にとっても利用しやすい道路・歩道や公共施設等の整備を進める必要があります。

道路・歩道をはじめとする公共施設や交通機関等のバリアフリー化を進め、高齢者や身体障害者、乳幼児連れの保護者等が安心して安全に外出できる環境整備に努めます。

《役割分担》

区 分	内 容
<p>自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の住む地域の道路・歩道について高齢者や障害者、乳幼児連れの保護者等の気持ちに立って考える。 ・行政や地域が開催するバリアフリー学習の場に積極的に参加する。 ・身近なところで通行障害がある場合は行政に相談する。 ・違法や迷惑となる駐車・駐輪をしない。
<p>共 助 地域が協力して実現していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。 ・ボランティアによる道路の清掃や放置自転車等の整理など通行障害の解消を図る。 ・事業者による駐車場・駐輪場の整備を進める。
<p>公 助 行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・歩道の整備を行う。 ・放置自転車等の通行障害を排除する。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 関連事業 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝

事業名〔所管課〕	事業概要	関連計画
57. 人にやさしい道づくり事業 〔道路建設課〕	交通バリアフリー法の施行に伴い、高齢者や身体障害者、乳幼児連れの保護者等が安心して外出できるような歩道の段差解消や安全性・快適性が確保された道路整備を進めます。	
58. 電線類地中化事業 〔道路建設課〕	交通や景観、防災性の向上など、「誰もが安全、安心、快適に暮らせる都市環境の実現」に向け、無電柱化推進事業を進めます。	
59. 交通バリアフリー推進事業 〔交通計画課〕	高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するため、エレベーター等が未設置の駅舎については、鉄道事業者に補助金を交付し、整備を図ります。	市川市総合交通計画・市川市交通安全計画



施策の方向 11 住環境の整備

《施策の方向のポイント》

高齢者や障害者向けの住まいとして、加齢や障害といった一人ひとりの身体状況に応じて暮らしやすい構造であり、介護者の負担が軽減されるような住宅が必要です。慣れ親しんだ住宅(地域)でいつまでも安心して住み続けられるよう、手すりの取付け工事や段差解消等、住宅改修に要する費用の一部を助成するなど、住環境の整備を図ります。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	バリアフリーに関する相談体制等の充実	市民評価	市民評価の向上	平成 26、28 年度

《役割分担》

区 分	内 容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> 自分の住む住宅について高齢者や障害者になったときのことを意識する。 行政や地域が開催するバリアフリーに関する学習の場に積極的に参加する。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者向け住宅について地域住民の理解を深める。 バリアフリー相談を実施する。 事業者はバリアフリーの情報を提供し、相談に応じるように努める。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の改造等に係る資金の助成等についての情報提供をする。 高齢者や障害者向け住宅の入居支援に努める。 住宅改修事業者の情報を提供する。

=====**進行管理事業**=====

事業名 [所管課]	60. 住宅改修費の助成事業 [地域福祉支援課・障害者支援課]					
事業概要	高齢者・障害者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①利用件数					(単位：件)
	77	80	82	85	87	90
	②広報等掲載回数					(単位：回)
	1	2	2	2	2	2

=====**関連事業**=====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
61. リフォーム相談事業 [街づくり推進課]	バリアフリー化等、住まいのリフォームに関する市民のさまざまな悩みごとに対応するため、市で相談窓口を開設します。	市川市住宅マスタープラン

基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが重要です。市としては、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな健康づくり事業に取り組んでいます。

一方、元気高齢者や就労機会に恵まれない障害者等が生きがいをもって日常生活を送るためには、就労支援体制の強化が必要です。また、ホームレスなど社会的な自立支援が必要な人に対する支援を行い、市民一人ひとりが健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

《施策の方向》

12 健康づくりの支援

【関連事業】

- 62. スポーツ推進事業 [スポーツ課]
- 63. スポーツ推進委員活動事業 [スポーツ課]
- 64. いきいき健康教室 [高齢者支援課]
- 65. 教育相談 [教育センター]
- 66. ライフカウンセラー設置事業 [指導課]

13 就労支援

【関連事業】

- 67. 障害者就労支援センター運営事業 [障害者支援課]
- 68. シルバー人材センター事業 [高齢者支援課]
- 69. ジョブ・サポートいちかわ [雇用労政課]
- 70. 雇用促進奨励金 [雇用労政課]
- 71. ひとり親相談事業 [子育て支援課]
- 72. 母子家庭自立支援事業 [子育て支援課]

14 社会的な自立への支援

【関連事業】

- 73. 障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業 [障害者支援課]
- 74. 民間賃貸住宅家賃等助成事業 [市営住宅課]
- 75. ホームレス自立支援事業 [福祉事務所]
- 76. 高齢者福祉住宅事業 [市営住宅課]

15 移動の自由の確保

【進行管理事業】

- 77. 移動サービスの支援事業 [地域福祉支援課]

【関連事業】

- 78. タクシー利用券交付事業 [障害者支援課]
- 79. 移動支援事業 [障害者支援課]

施策の方向 12 健康づくりの支援

《施策の方向のポイント》

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、具体的な実践活動を行うことが必要です。市は、健康増進に関する教室等の開催や健康相談等の充実により、市民の健康づくりの意識をさらに高め、健康維持や体力向上を図ります。また、教室等の日時・場所の検討及び関連部署との連携を進め、広報啓発体制を強化します。

一方、社会情勢の変動等の影響により、うつ病等の心の病に悩む人々や、貴重な命を自ら絶つ人も少なくありません。身体の変調の早期発見・早期対応のための相談体制の強化や、命の大切さについての意識を高めるための取組みを推進します。

《役割分担》

区 分	内 容
<p>自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが健康意識をもつ。 ・三食規則正しい生活を心がける。 ・適度な運動で体を動かす。 ・十分な睡眠をとる。 ・かかりつけ医を確保する。 ・自分自身がかげがえのない存在であるという意識をもつ。 ・悩みごとを相談するという意識をもつ。
<p>共 助 地域が協力して実現していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で健康教室を開催する。 ・イベント等でコミュニケーションを図りながら健康体操を実施する。 ・地域の施設における受動喫煙の防止に努める。 ・地域住民を対象としたヘルスケア・デンタルケアイベントを開催する。 ・うつ病など心の健康に対して関心をもち、理解する。
<p>公 助 行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教室を開催する。 ・イベント等で健康意識の啓発を実施する。 ・悩みごとに対する相談体制を整備する。 ・スポーツ等、体を動かす場所を確保する。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 関連事業 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
62. スポーツ推進事業 [スポーツ課]	市民の誰もが身近なところで参加でき、日頃の運動不足の解消やストレス解消、体力向上が図れるように「下総・江戸川ツーデーマーチ」「みんなでスポーツ」「市民元旦マラソン」「市民スポーツ教室」「健康スポーツ教室」等の各種スポーツイベント・教室を開催します。	市川市スポーツ振興基本計画
63. スポーツ推進委員活動事業 [スポーツ課]	スポーツ推進委員は、地域スポーツの推進者として市内13地区で軽スポーツの普及活動を行うとともに、市の主催事業開催に協力し、スポーツコーディネーター及びスポーツの推進役として活動をしています。	
64. いきいき健康教室 [高齢者支援課]	65歳以上の高齢者を対象に、転倒予防のための体操・筋力トレーニング・レクリエーション等を行い、同時に保健師や看護師による健康相談を行うことにより、心身機能の維持・増進を図り、要介護状態になることを防ぎます。	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
65. 教育相談 [教育センター]	市内在住の幼児（3歳以上）、小学校、中学校の児童・生徒とその保護者を対象に、子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで悩みの解消を図り、幼児・児童・生徒の健全育成を図ります。	市川市教育振興基本計画
66. ライフカウンセラー設置事業 [指導課]	小中学校の児童・生徒の心の安定を図り、精神的な悩みに対し適切な対応を行うため、小学校に「ゆとろぎ相談員」、中学校に「心理療法士」を週3日配置します。	

施策の方向 13 就労支援

《施策の方向のポイント》

地域の活性化と地域で暮らす一人ひとりの住民の自立のためには、高齢者や障害者、結婚や出産によって仕事を離れた女性、母子家庭の親等が就労し、生きがいをもって生活することができるようにすることが必要です。本市では、高齢者や障害者、女性の就職相談や就業機会の拡大に向けた取組みを進めてきましたが、今後も対象者一人ひとりに沿ったきめ細かい対応により、地域における就労支援の充実を図ります。

《目標達成に向けた役割分担》

区 分	内 容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事を通じた生きがいを進める。 ・ 地域や社会への貢献意識をもつ。 ・ 就業情報を収集する。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な就業情報を発信する。 ・ NPO等による女性の就業支援事業を実施する。 ・ 事業者は法律を遵守して、高齢者や障害者等の就労を支援する。 ・ 高齢者・障害者を雇用している事業者・事業所を応援する。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障害者・女性を対象とした就業相談を充実する。 ・ 企業と連携し、高齢者・障害者・女性の就業機会を斡旋する。 ・ 高齢者・障害者・女性を対象とした職業訓練の場を提供する。 ・ 事業者の高齢者・障害者雇用を促進する。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 関連事業 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝

事業名〔所管課〕	事業概要	関連計画
67. 障害者就労支援センター運営事業 〔障害者支援課〕	就労中もしくは就労を希望する障害者を対象に、就労に関する支援を継続的に行うとともに、家族や関係機関、事業主に対して相談や調整等の支援を行います。	いちかわハートフルプラン
68. シルバー人材センター*事業 〔高齢者支援課〕	定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保、提供することで、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。	
69. ショブ・サポートいちかわ 〔雇用労政課〕	すべての年齢層を対象に、仕事や就職活動について悩んでいる人に専門相談員が個別相談に応じます。	
70. 雇用促進奨励金 〔雇用労政課〕	高齢者（60歳以上70歳未満）、障害者等を常用労働者として雇用する事業者に対して奨励金を交付し、雇用機会の拡大を図ります。	
71. ひとり親相談事業 〔子育て支援課〕	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）
72. 母子家庭自立支援事業 〔子育て支援課〕	母子家庭の母が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座（医療事務、ホームヘルパー等）を受講した場合、講座終了後に受講料の2割相当額を支給し、自立を支援します。また、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、2年以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給します。 就労を希望する場合には、母子自立支援員が相談者の意向や生活状況、就業経験等を考慮して、ハローワークと連携しながら相談者の状況にあった就労支援プログラムを作成し、自立を支援します。	市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）

施策の方向 14 社会的な自立への支援

《施策の方向のポイント》

高齢者や障害者、母子家庭等で生活に困難を抱えている人に対し、社会的に自立できるよう支援します。また、市民や県、近隣市との連携により、ホームレス状態の人の権利が保障され、迅速に自立することができるよう適切な支援に努めます。

《役割分担》

区 分	内 容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・就労意欲をもち、自立できるよう努力する。 ・ホームレスの問題を社会全体の問題として考え、支援が必要なホームレスに関する情報を得た時には関係機関に連絡する。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に困難を抱えている人を地域で見守り支え合い、必要に応じて行政と連携する。 ・逼迫しているホームレスの情報を行政に連絡する。 ・地域でホームレス問題を理解する。 ・事業者は最低賃金等の法律を遵守する。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりが地域で自立した生活ができるように支援する。 ・ホームレス総合相談窓口及びホームレス巡回相談において、ホームレス一人ひとりの状況に応じて自立に向けた働きかけを行う。 ・ホームレスの人権等について市民への啓発活動を行う。 ・ホームレスの保健及び医療に関し、関係機関と連携して対応に努める。 ・各種制度を活用して、低所得者への支援を行う。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 関連事業 ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝ ＝

事業名〔所管課〕	事業概要	関連計画
73. 障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業 〔障害者支援課〕	障害者や障害児が自立した生活を営むことができるよう、「訪問系」「日中活動系」「居住系」の障害福祉サービスや、移動・コミュニケーション・日常生活用具などの地域生活支援事業を、適切な相談支援のもとに実施します。	いちかわ ハートフルプラン
74. 民間賃貸住宅家賃等助成事業 〔市営住宅課〕	ひとり親世帯等が居住する賃貸住宅の取り壊し等によって転居を求められた場合、住宅家賃の差額と転居費用を助成し、居住の安定を確保します。	
75. ホームレス自立支援事業 〔福祉事務所〕	市川市ホームレス自立支援実施計画に基づき、相談体制の充実、健康を確保するための施策の推進、就労支援体制の整備、居住支援体制の充実、課題分析（アセスメント）機能の整備、ホームレス問題への理解の促進、広域的な施策の推進の7つの重点項目を掲げ、ホームレスの自立の支援に関する施策を推進します。	市川市ホームレス自立支援実施計画
76. 高齢者福祉住宅事業 〔市営住宅課〕	住宅に困窮しているひとり暮らしの高齢者に対して、高齢者の特性に配慮した住宅を提供します。	

施策の方向 15 移動の自由の確保

《施策の方向のポイント》

地域には、加齢や障害によって移動が困難となり、社会生活や地域での交流が阻害されている人がいます。高齢者や障害者等、自身での移動が困難な人の移動を支援し、地域で自分らしく生き、社会参加の機会を確保することが必要です。移動困難者の移動を支援するための福祉有償運送事業を円滑に開始できるよう、市は地域の取組みを支援するとともに、事業運営に関する相談指導を行います。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	移動困難者の外出手段の充実	市民評価	市民評価の向上	平成 26、28 年度

《役割分担》

区 分	内 容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障害者の移動に協力する。 ・ 気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を構築する。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者・障害者の移送ニーズを把握し、移動困難者の状況を理解する。 ・ NPO・ボランティア団体・福祉事業者等による移送サービス*の立ち上げをさらに検討する。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の手による福祉有償運送事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行う。 ・ 高齢者や障害者の移動支援*に関する事業の周知を図る。

＝＝＝＝＝＝ 進行管理事業 ＝＝＝＝＝＝

事業名 [所管課]	77. 移動サービスの支援事業 [地域福祉支援課]					
事業概要	高齢者や障害者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが構築できるような支援を行います。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標	①福祉有償運送運営事業者数（累計） (単位：事業者)					
	6	7	8	9	10	11

＝＝＝＝＝＝＝＝ 関連事業 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
78. タクシー利用 券交付事業 [障害者支援課]	重度障害者が通院または会合等でタクシーを利用する場合、利用者の経済的負担を軽減するためにタクシー料金の2分の1を助成します。(限度額あり)	いちかわ ハートフル プラン
79. 移動支援事業 [障害者支援課]	地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行うものです。 原則として、重度障害者を除き、社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。	

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けては、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組みを効果的に進めることが必要です。そこで、地域という視点で施策を横断する形での取組みを行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

《施策の方向》

16 地域福祉に対する意識の啓発

【進行管理事業】

80. 地域福祉の啓発（地域ケアシステム推進事業）〔地域福祉支援課〕 **重点**

17 地域人材の確保と育成

【進行管理事業】

81. 「市川コミュニティ塾」モデル事業〔地域福祉支援課〕 **重点**

【関連事業】

82. ボランティア養成・登録・活用（地域福祉活動推進事業）〔地域福祉支援課〕
83. 相談員育成（地域ケアシステム推進事業）〔地域福祉支援課〕

18 地域資源の有効活用

【進行管理事業】

84. 地域活動拠点の再整備（地域ケアシステム推進事業）〔地域福祉支援課〕 **重点**

【関連事業】

85. 地域ふれあい館管理運営事業〔地域振興課〕
86. 団地集会所の開放〔市営住宅課〕
87. 各施設での地域交流〔保育園、幼稚園、障害者施設等〕
88. 学校施設開放事業〔地域教育課〕
89. 地域資源のネットワークづくり事業〔地域福祉支援課〕

19 情報管理の充実

【進行管理事業】

90. 個人情報適正活用支援（地域ケアシステム推進事業）〔地域福祉支援課〕 **重点**
91. 地域活動情報管理（地域ケアシステム推進事業）〔地域福祉支援課〕

施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発

《施策の方向のポイント》

「だれもが安心して暮らし続けることができる地域づくり」という考え方は、制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民自らが福祉に参画することによって実現されます。そのためには、市民一人ひとりが地域福祉に関心をもち、地域の課題を自分の課題として考えることが必要です。また、地域に暮らすさまざまな立場の人について、あらゆる偏見や差別をなくし、理解・尊重することが必要です。市は、地域福祉に対する市民一人ひとりの意識を高めるための取組みを推進します。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	地域福祉に対する意識の向上	市民評価	市民評価の向上	平成 26、28 年度

《役割分担》

区 分	内 容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントに参加する等福祉に対して興味・関心をもつ。 ・ 自らのもつ知識・技術を活用し、地域に貢献する役割を認識する。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。 ・ 地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。 ・ 地域の既存の団体の地域福祉に対する意識変革に取り組む。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の視点から分かりやすい施策を展開する。 ・ 地域福祉に対する啓発を行う。 ・ 職員の福祉に関する意識変革に取り組む。

===== 進 行 管 理 事 業 =====

事業名 [所管課]	80. 地域福祉の啓発（地域ケアシステム推進事業） 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	地域福祉の啓発を推進するため、市職員が定期的に地域に出向き、福祉に関するテーマで講座を実施します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	—	○	→	→	→	→
数値目標	①講座等の開催数 (単位：回)					
	—	28	28	42	42	50



施策の方向 17 地域人材の確保と育成

《施策の方向のポイント》

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠であり、各地域の共通の課題としても人材の確保や育成が挙げられています。地域活動に関心をもっている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため地域人材の確保及び育成に向けて取組みを推進します。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	活動者育成システムと活動者の充実	市民評価	市民評価の向上	平成 26、28 年度

《目標達成に向けた役割分担》

区 分	内 容
自 助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民一人ひとりが地域に貢献する役割を担っていることを認識する。 ・ 愛着のもてる地域づくり・まちづくりに努力する。
共 助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で実践している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかける。 ・ 地域ケアシステムの相談員の役割を検証し、適切な研修を実施する。
公 助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に埋もれている人材を把握し、福祉関係部門で人材情報を共有し、人材を活用する。 ・ 地域人材の開発・育成とともに、担い手のモチベーションを維持するため継続的な人材開発・育成のあり方を企画・提案する。

===== 進行管理事業 =====

事業名 [所管課]	81. 仮称「市川コミュニティ塾」モデル事業 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	<p>地区別計画や「わかちあいプラン」において継続的かつ喫緊の課題となっている、地域活動の担い手の確保・育成に対する戦略的な取組み（モデル事業）です。</p> <p>＜市川コミュニティ塾のねらい＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の地域活動への参加を促進する足場（きっかけ）づくり ・現役の担い手のモチベーション・スキルアップ ・体系的な人材育成（出会い→学習→認証→登録→活動→フォロー） 					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	—	○	→	→	→	→
数値目標 [行動計画 達成度]	<p>《到達イメージ》</p> <p>仮称「市川コミュニティ塾」創設に関する検討委員会での企画案がまとまり、庁内合意により新規事業として承認されている。（平成 26 年度）</p>					

===== 関連事業 =====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
82. ボランティア 養成・登録・活 用（地域福祉活 動推進事業） [地域福祉支援課]	地域ケアシステムの推進には、相談員や福祉活動の担い手となる住民の発掘・育成が不可欠であることから、さまざまな媒体を活用したPR強化を図り、コミュニティワーカーを中心としたコミュニティワークに関する開かれた講習会の実施を通して、福祉人材、特に専門的な知識や技能、能力を有する元気な高齢者の確保・育成を支援します。	
83. 相談員育成 （地域ケアシ ステム推進事業） [地域福祉支援課]	相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組みが相談員間や地区間で偏りが生じないように、総合的な研修会を企画・実施するとともに、相談員相互の交流の場としても活用できるよう支援します。	

施策の方向 18 地域資源の有効活用

《施策の方向のポイント》

地域における福祉コミュニティを活発にするためには、住民が気軽に集まり、交流することのできる場が必要です。また、地域におけるサークル活動や生涯学習ニーズの高まりに対応することが求められています。これらの取組みに対応できる地域の活動拠点等を整備・充実することにより、地域活動の活性化を図り、交流の場としても活用します。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	地域での活動の場の整備	市民評価	市民評価の向上	平成 26、28 年度

《役割分担》

区分	内容
<p>自助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で過ごす時間を設けるよう工夫する。 ・地域や行政が開催するイベントへ積極的に参加する。 ・地域におけるサークル活動や講演会に積極的に参加する。 ・地域の活動拠点について認識する。
<p>共助 地域が協力して実現していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に愛される地域づくり・まちづくりに努力する。 ・地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい楽しい場づくりを進める。 ・地域ケアシステムの相談員のスキルアップを図り、地域に周知する。 ・気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の充実に努力する。 ・拠点に関する地域情報の提供・提案を行う。 ・地域の伝統文化を尊重し、継承に努める。

区 分	内 容
<p style="text-align: center;">公 助</p> <p>行政が責任をもって推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が参加しやすい楽しい場づくりを行う。 ・ 市民参加のまちづくり活動を推進する。 ・ 地域文化の振興や伝統文化の伝承の支援を行う。 ・ 市民にとって魅力ある公共施設になるよう努める。 ・ 学校・公民館等の公共施設の活用に向けて、状況把握・情報提供・検討依頼を計画的に進める。 ・ 地域の情報や提案について検討・支援する。 ・ 地域の活動拠点についての情報を提供する。 ・ 拠点確保を図るための費用支援について検討する。

===== 進 行 管 理 事 業 =====

事業名 [所管課]	84. 地域活動拠点の再整備（地域ケアシステム推進事業） 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	地域ケアシステムの活動拠点は整備されたものの、地域によっては、より身近な場所での活動の要望が高いことから、さらなる活動の場の確保に努めるものです。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	→	→	→	→	→	→
数値目標 [行動計画 達成度]	《到達イメージ》 既存拠点の改善、新たな活動の場のニーズが把握され、緊急性・実現性を勘案し、順次要望に応えられている。(平成 29 年度)					

===== 関 連 事 業 =====

事業名 [所管課]	事業概要	関連計画
85. 地域ふれあい館管理運営事業 [地域振興課]	あらゆる年代層が利用でき、市民相互の交流及び市民が地域で自主的に行う活動の促進を図るための施設として管理運営します。	
86. 団地集会所の開放 [市営住宅課]	団地集会所を団地住民以外にも開放して、さまざまな活動ができるようにします。	

事業名〔所管課〕	事業概要	関連計画
87. 各施設での地域交流 〔保育園、幼稚園、障害者施設等〕	市内の各地区には、公設・民設を問わず、高齢者、障害者、子ども等の各施設があります。それぞれの施設が工夫をして地域住民とさまざまな交流を行います。	市川市保育計画
88. 学校施設開放事業 〔地域教育課〕	スポーツ及び文化活動の場として、学校教育に支障のない範囲で市立小・中・特別支援学校の施設を開放することにより、市民の生涯学習意欲の高揚を図ります。	市川市教育振興基本計画
89. 地域資源のネットワークづくり事業 〔地域福祉支援課〕	地域ケアシステム推進連絡会議等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

***コラム* フラットフォームとは**

プラットフォームとは、一般的には駅で人が自由に乗り降りする場所のことを指しますが、ここでは関係者が自由に出たり、入ったりして検討・連携していく場を意味しています。

例えば、地域の生活課題や福祉課題を解決するためには、その課題に関係する住民や団体、機関等が集まり（乗る）、解決策を検討することになります。解決が難しい場合、さらに集まる関係者の輪を広げていく（乗る）ことも必要になり、解決につながった場合は出ていく（降りる）ことになります。また新たな課題が生じたときは、その課題の解決に必要な関係者が集まり（乗る）、検討を行うことになります。

施策の方向 19 情報管理の充実

《施策の方向のポイント》

効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動するさまざまな人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせません。しかし、過度な個人情報保護意識の影響でひとり暮らしの高齢者や要援護者の把握が困難になっているため、地域住民や地域の福祉関係者等に対して個人情報保護法制の趣旨と情報の共有化の重要性を浸透させる必要があります。

また、地域のボランティア・市民活動団体の活動情報を共有し、情報を必要とする人が必要ときに得られる仕組みをつくる必要があります。

ひとり暮らしの高齢者や要援護者に関わる情報把握・共有化を円滑に実施し、それらの情報を地域活動組織・団体と行政が適切に共有できる仕組みをつくっていきます。

《施策の方向の目標》

	評価指標	評価方法	目標	評価時期
アウトプット	数値目標の達成度	事業の数値目標	100%達成	毎年度
アウトカム	地域活動に関する情報の入手	市民意向調査	市民評価の向上	平成26、28年度

《役割分担》

区分	内容
自助 地域に住む一人ひとりが自立のために努力すること	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の推進のために意義のある情報を提供する。 個人情報保護の重要性についての認識をもつ。
共助 地域が協力して実現していくこと	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動に関わる個人情報の取扱いについて、当事者を含めて一定のルール化を図る。 基幹福祉圏、小域福祉圏における地区ごとの活動情報が共有できる仕組みづくりを行う。
公助 行政が責任をもって推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動を担う人々を対象とした個人情報の取扱いに関する研修会を実施する。 要援護者等の個人情報の保護と情報の共有化の意義について啓発する。

＝ ＝ ＝ ＝ ＝ 進行管理事業

事業名 [所管課]	90. 個人情報適正活用支援（地域ケアシステム推進事業） 重点 [地域福祉支援課]					
事業概要	地域コミュニティ組織等の活動が個人情報の取扱いによって差し障りが生じないように、個人情報保護法制に関わる適切な対応ができるよう、関係組織を対象とした研修会を実施します。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	—	○	→	→	→	→
数値目標	①研修会実施回数 (単位：回)					
	—	3	3	3	3	3

事業名 [所管課]	91. 地域活動情報管理（地域ケアシステム推進事業） [地域福祉支援課]					
事業概要	地域の福祉団体やボランティア活動の情報の管理を共有化して、情報を必要とする人が必要ときに得られる仕組みをつくります。					
事業計画	現 状	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	—	○	→	→	→	→
数値目標 [行動計画 達成度]	≪到達イメージ≫ 地域活動情報を共有化する趣旨が関係機関・組織で合意され、情報の収集・活用の仕方を明確にした管理システムが形成され、地域活動に活かされている。(平成 27 年度)					

重点サポート項目

本計画が主体的に取り組むことが困難な事項で、なおかつ単独事業としてはなじまないものの、他の行政施策や地域団体の活動との関連が深く、これまでの地域福祉専門分科会の議論や市民意向調査、地域懇談会での意見を踏まえて、今後5年間で重点的にサポートする必要がある項目について、重点サポート項目と設定します。各項目の取組み状況については、定期的に社会福祉審議会に報告します。

重点サポート項目 1

災害時要援護者名簿登録制度運用事業の推進

【基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり 7. 地域における緊急支援】

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模な災害では、多くの高齢者や障害者が犠牲になっています。特に災害発生直後は、行政による救助には限界があり、地域住民が協力し助け合う共助の取組みが必要です。

本市では、災害の教訓を生かし、被害を最小限に抑えるため、「災害時要援護者名簿登録制度」を進めています。

この制度は、災害が発生したときに支援を必要とする人が、あらかじめ自分の情報を市へ登録するとともに、登録名簿を地域関係者と共有し、平常時の防災活動訓練、災害時における安否の確認や避難の誘導等に活用するものです。今後、自治（町）会や民生委員等の地域関係者や、医療、介護関係者の協力を得ながら、災害時における行政と地域住民が一体となった支援体制の整備を図っていきます。

このことは、市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で重点事業として位置づけられており、高齢者支援課が同計画に基づいて進捗管理を行います。

市は、庁内推進連絡会を通じて、災害時要援護者制度の意義に対する共通認識をもつとともに、制度推進に向けた検討会を経て高齢者支援課を全庁的に支援し、地域と協働して制度運用の推進に努めます。

重点サポート項目2

自治（町）会加入促進支援

自治（町）会は、地域住民にとって住みよい地域づくりのために、さまざまな活動を行っています。自治（町）会独自の活動には、防犯パトロールや防犯灯の定期巡回等の防犯活動、盆おどりや餅つき大会などの地域の懇親活動、自治（町）会員を対象としたバス研修旅行等の研修活動などがあります。また、市との協働の活動として、市からの広報資料や印刷物の回覧や掲示、空きビン・空きカン等を回収する資源回収活動、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動等の募金活動などがあります。身近な地域における地域福祉活動は、地縁団体である自治（町）会組織を中心に実施されており、自治（町）会加入率アップは、地域福祉の推進にあたり重要な事項です。このような自治（町）会活動の継続のためには、自治（町）会の役割や意義について周知を図り、自治（町）会への加入の促進が必要です。

自治（町）会の加入率アップに向けて、現在、本市では以下のような取組みを実施しています。

- ①市役所本庁市民課、行徳支所市民課、大柏出張所の各窓口等で、他市区町村からの転入の手続きの際、転入者に自治（町）会加入促進パンフレットを配布している。
- ②開発指導課窓口で、市内の新たな開発が行われる際、（大規模マンション等の）開発設計事業者等に自治（町）会加入促進パンフレットを配布して、開発設計事業者等を通じてマンションの入居予定者に自治（町）会加入を促している。
- ③市民まつり、行徳まつりにおいて、市川市自治会連合協議会とともに、自治（町）会加入促進の啓発物資を市民に配布している。
- ④市と市川市自治会連合協議会との共催による講演会において、自治（町）会加入促進パンフレットを配布している。

今後も、これらの取組みを引き続き実施し、自治（町）会の継続的な発展を支援します。

重点サポート項目3

福祉圏域のあり方検討

本市では、福祉分野の圏域に対する統一された考え方が存在せず、互いに異なる複数の圏域が設定されており、それに基づいて各々の施策が推進されています。また、福祉以外の他分野の計画における圏域の考え方との調整もなされていません。

市としての総合的な圏域が設定されていない中で、福祉ニーズの多様化や高齢化の進展等に対応した住民主体の地域福祉活動をより効果的に進めるため、適切な福祉圏域のあり方を検討します。

検討の進め方として、短期的な対応が必要なものと、中長期的な対応が必要なものに分けて取り組みます。短期的には、住民がお互いに支え合う地域福祉を進める上で、適正な規模とは言い難い小域福祉圏において、自然発生的に設定されつつあるブロック制について、適正な運用を図ることのできる支援のあり方について検討します。また、福祉部門の個別計画において、異なる福祉圏域が設定されていることに対し、福祉部内における統一した考え方を確立させていきます。

***コラム* 福祉圏域の設定について**

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な各種取り組みや仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲、範囲の考え方のことです。

本市では、市民や事業者・団体、行政等が役割分担し、協働してこのような取り組みや仕組みづくりを地域で重層的にかつ効果的に展開していくために、小域福祉圏、基幹福祉圏、市域の三層構造の福祉圏域を設定し、各圏域に設置する推進組織体を中心に、地域福祉の推進を図っています。

基幹福祉圏域は、市域全体を北部・中部・南部の3つに区分して推進してきました。しかし、平成24年3月31日時点で中部圏域の人口が20万8千人と全人口の44%を占め、北部圏域の人口の約2倍となっています。また、中部圏域の世帯数も約10万1千世帯で全世帯の45%であり、北部圏域の2.3倍に肥大化していることから、見直しの必要性という課題があります。

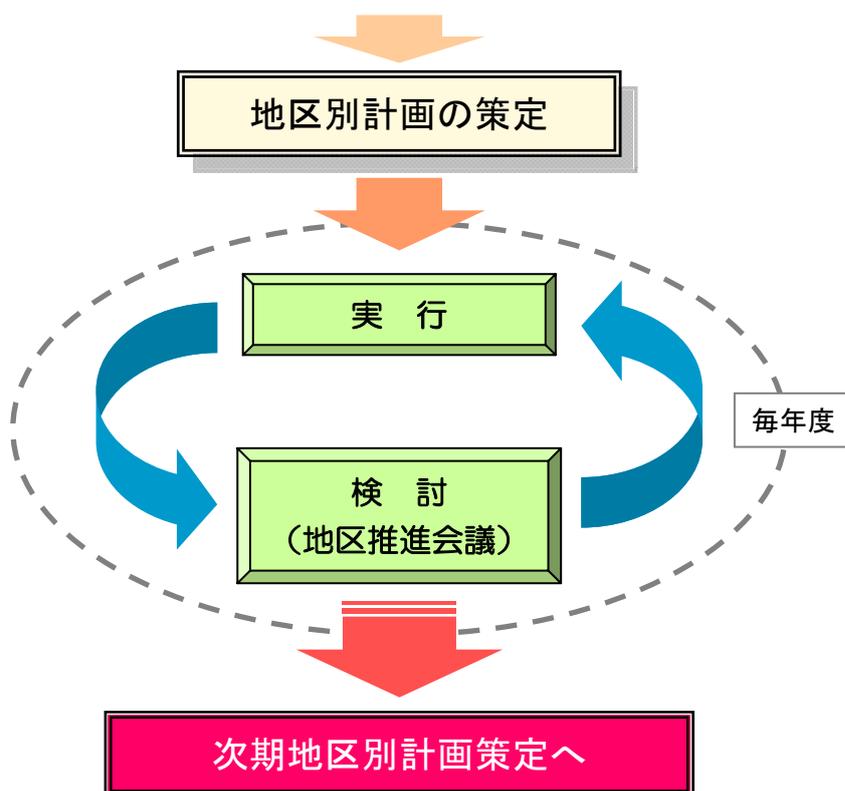
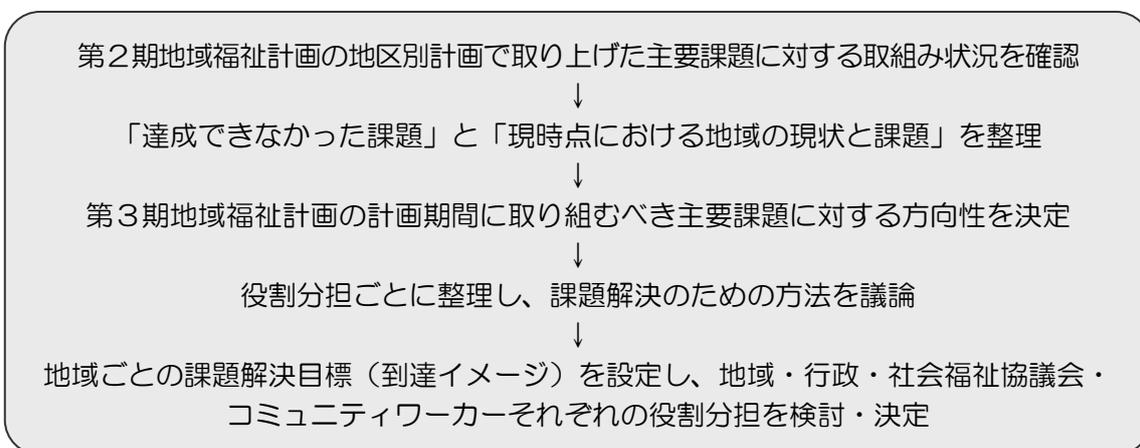
小域福祉圏については、市内を14地区に区分（その範囲は自治会連合会の区域と一致）し、地域福祉の推進を図ってきましたが、一部の地区では小圏域でありながら人口が10万人を超えるなど肥大化していることから、適正規模の圏域への見直しという課題があります。

第3章 地区別計画

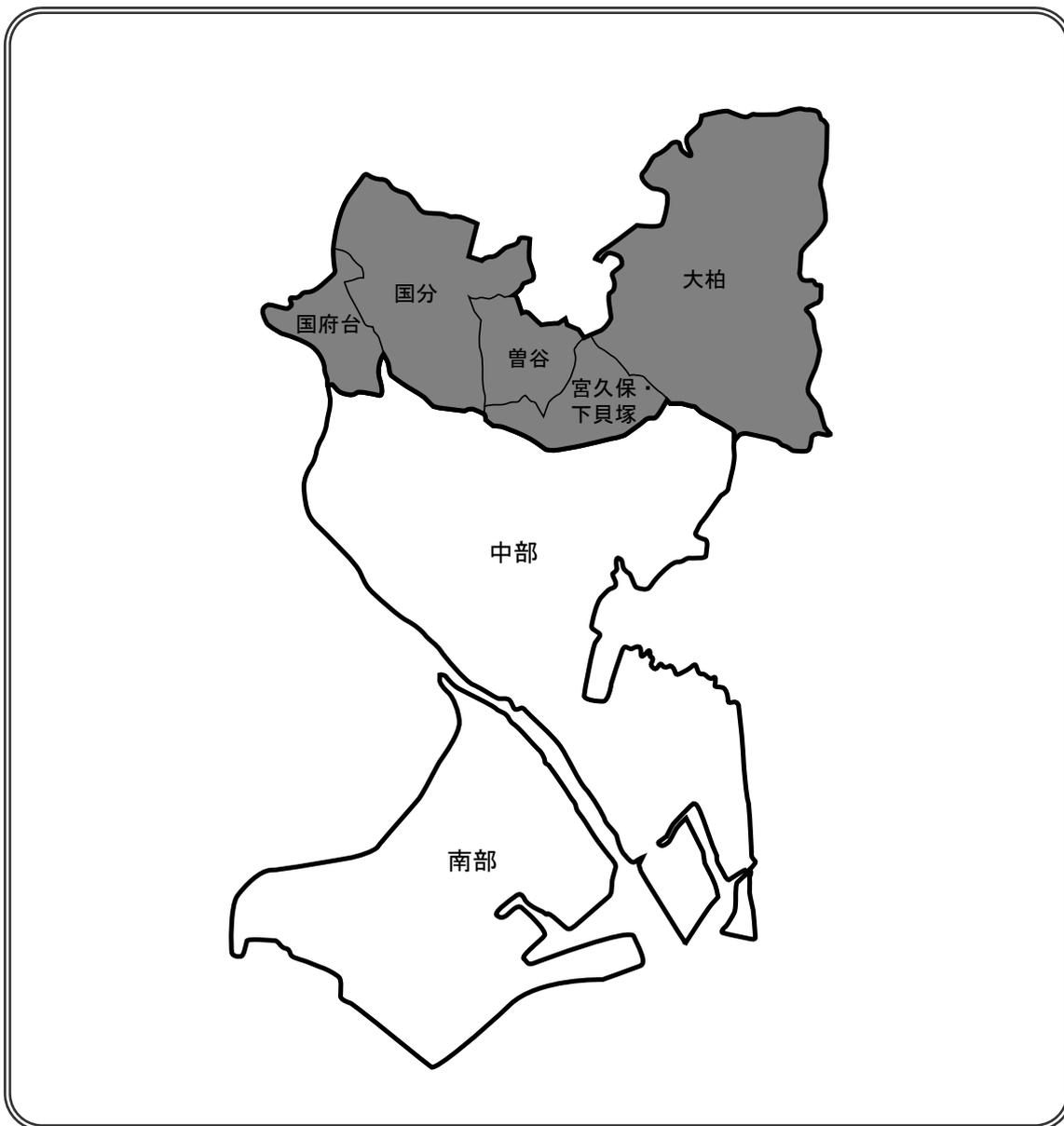
地区別計画は、基幹福祉圏ごとの地域課題とその解決に向けた取組み方（役割分担）を位置づけた計画であり、地域福祉の推進役である地域住民の主体的な活動の指針となるものです。

地区別計画の策定にあたっては、市民参加による計画策定を実現するため、基幹福祉圏ごとの地区推進会議を開催し、以下の流れに沿って検討を進めてきました。計画策定後は、毎年度定期的に開催する地区推進会議において計画の進行管理、検証を行い、課題解決に向けた意見・提案等を庁内推進連絡会に提言していきます。

◆地区推進会議における検討の流れ



北部圏域

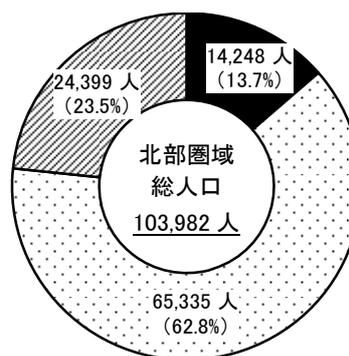


◆北部圏域の人口・世帯の現状

平成 24 年 9 月 30 日現在

人口	0～4歳	4,444人	4.3%
	5～14歳	9,804人	9.4%
	15～64歳	65,335人	62.8%
	65歳以上	24,399人	23.5%
	合計	103,982人	100.0%
世帯	世帯数	43,591世帯	
	一世帯当たり平均世帯人員	2.39人	

◆年齢3区分別人口構成比



■0～14歳 □15～64歳 ▨65歳以上

地区推進会議等で出された主な意見

<p>1. 活動の場の確保・充実</p>
<p>①以前より活動しやすい場所が確保できたので、大いに活用していきたい。</p> <p>②拠点ができたことで、周囲から利用の申し出があり、協議しなければならない問題もあるが、よい拠点ができたので、工夫をしながら活用をしていきたい。</p> <p>③身近な場所での相談ができるようサロン等、活動の場を増やしていきたい。公共の場所が利用できればよいが、個人宅に協力を求めることも大事。</p> <p>④買い物のついでに立ち寄れる身近な場所に拠点を設けたが、地域住民が気軽に訪れることのできる場になっているか疑問を感じる。</p>
<p>2. 地域住民のつながり・情報の共有化</p>
<p>⑤地域住民のつながりを強くするためには、お互いに心を開かないと本当の意味でのつながりが実現しない。</p> <p>⑥地域住民の共通の話題をテーマに小単位の集会を開催している。地道ではあるが一步、一步地域住民とつながりながら人材を発掘していきたい。</p> <p>⑦民生委員と自治会の意見交換会を積極的に行っているが、関係機関や他団体との意見交換の場が必要。</p> <p>⑧プライバシーの問題に関して、どこまでが個人情報になるのかがよく分からない。支援が必要な人の見守りにあたり、情報提供をどの程度求めてよいのか判断が難しい。</p>
<p>3. 活動内容の充実</p>
<p>⑨小単位のイベントもPRすることで参加者を募っていきたい。</p> <p>⑩サロンの内容は、大変盛況で充実しているが、男性の参加が少ない。今後は、ターゲットを絞った内容を考えていきたい。</p> <p>⑪サロン活動のテーマが限られ、マンネリ化の傾向がある。参加者が毎回ほぼ同じような顔ぶれである。</p> <p>⑫他の地区・サロンとの交流を行い、取組みを参考にする必要がある。</p> <p>⑬地区社協の活動に自力で参加できない人への配慮や、小・中学生の参加を進めるべき。</p>

方向性1 活動の場の確保・充実

《現状及び課題》

- ・活動しやすい拠点が身近なところに整備されてきている。
- ・引き続き、身近な場所での活動の場を増やしていく必要がある。活動の場の確保に当たっては、公共の場所だけでなく、個人宅へ協力を求めることも大事。
- ・活動の場を地域住民が気軽に訪れることのできる場にする必要がある。



活動の場の確保・充実

《目 標》

- 活動の場が拠点としての機能を発揮しているとともに、利用者が相談するのにあたって身近な場所となっている。
- 新たな地域活動に対応した場が確保されている。

●目標を達成するための役割分担【基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の公共施設等、地域の資源の発掘に努める。 ・個人宅など、公共施設以外の資源を活用する。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の優先的な使用に向けて配慮する。 No.84 No.86 No.88 ・拠点の充実に向けて、関係機関との調整を図る。 No.84 No.89 ・地域資源を活用できるよう情報の提供を行う。 No.89
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンの立ち上げを促進する。 ・地域と一緒に場の発掘を行うとともに、地域資源の情報を地域と行政に提供し、両者の橋渡しをする。 ・地域住民が活動の場を円滑に利用できるように取り組む。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンの増加とともに機能充実を図るために知恵を出していく。 ・行政と連携し、支援していく。 ・拠点の充実に向けて関係機関と調整する。 ・身近な場所にサロンが点在するように支援する。

※【行政】の役割中のNo.○は、第3期計画事業（本計画の第二編第2章に位置づけている事業）の事業番号に対応しています。

方向性2 地域住民のつながりの強化と情報の共有化

《現状及び課題》

- ・民生委員と自治会の話し合いが行われるようになった。今後、関係機関や他団体との意見交換の場を設ける必要がある。
- ・地域住民の共通の課題をテーマに小単位の会合を開催している。地域住民との関係を地道に広げて、人材を発掘・育成していくことが必要である。
- ・プライバシーの問題があるので、個人情報を慎重に取り扱う必要がある。



地域住民のつながりの強化と情報の共有化

《目 標》

- 地域住民との意見交換・情報交換の機会が頻繁である。
- 地域活動情報の共有化の仕組みができ、地域活動に活かされている。

●目標を達成するための役割分担【基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣近所と交流を図り、地域での活動への参加を呼びかける。 ・自治会等の回覧等を活用し、イベント等の周知を図る。 ・地区社協でボランティアの登録を募る。 ・プライバシーに配慮しながら、情報の共有化を進める。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化を図り、必要な情報をいつでも発信できる仕組みをつくる。 No.91 ・ふれあい館の活用を促進する。 No.85 ・ボランティアの必要な人とボランティアを行いたい人とをマッチングできる仕組みづくりを支援する。 No.37 No.50 No.51 No.82 No.89 ・個人情報等の研修会を実施する。 No.90
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と団体との橋渡し役をしていく。 ・地域の課題解決に向けて情報提供を行う。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の構成メンバーの拡大を図る。 ・ボランティアの社協登録者の情報を地域と共有できるよう検討する。 ・地域での情報共有に向けた支援を行う。

方向性3 活動内容の充実

《現状及び課題》

- ・サロンの数が増加し、盛況であるが、男性の参加者が少ない。
- ・今後は多様な対象者のニーズに合わせ、ターゲットを絞った企画が必要である。
- ・サロン活動のテーマが限られ、参加者が固定化する等マンネリ化の傾向が見られる。他の地区・サロンの取組みを参考にする必要がある。
- ・地域の活動に自力で参加することができない人への配慮や、小・中学生の参加を進めるべきである。
- ・小地域の見守り・支え合い活動等、地域課題の解決に向けた活動に拡充していく必要がある。



活動内容の充実

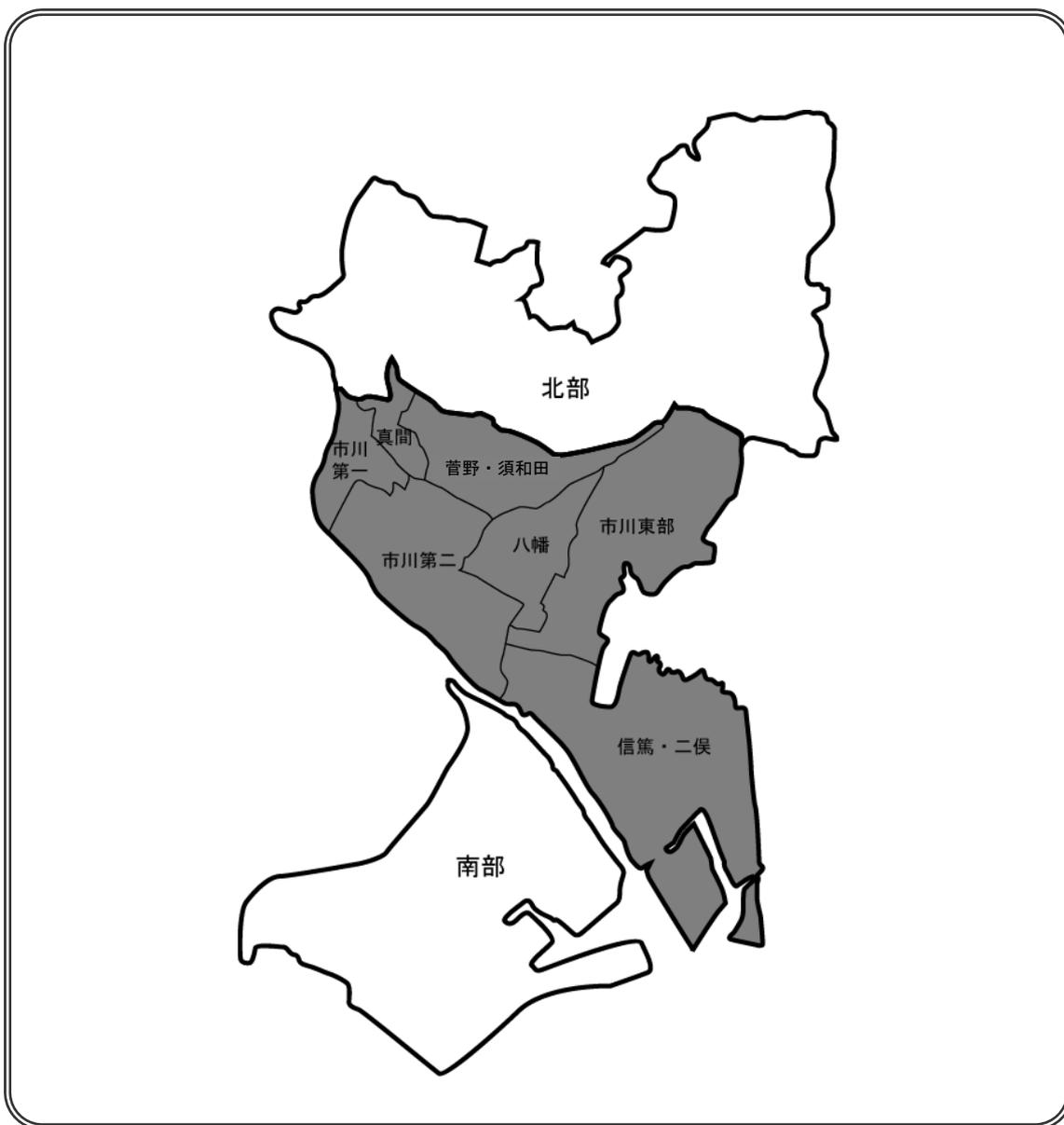
《目 標》

- ターゲットを絞って企画を工夫し、サロンに男性の参加が増えている。
- マンネリ化せず、特定の人だけが参加しているような状態が避けられている。
- 自力で参加できない人や、小・中学生など多様な参加者が見られる。
- 地区別活動の目標指標が向上している。

- 目標を達成するための役割分担【基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり】
【基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり】【基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者のターゲットを絞り創意工夫した企画で、サロン等を開催する。 ・新しいサロンにも挑戦する。 ・規模の大小に関わらず、イベントの企画及び広報を充実させて参加者を募る。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステムを定期的にPRする。 No.1 No.37 No.80 ・企画の参考になるような情報の提供をする。 No.89 No.91 ・地域ケアシステムの機能を充実させ、地域活動を支援する。No.37 No.38
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム化を促進していく。 ・地区社協のPRをする。 ・関係機関との連携をスムーズにするために情報提供をしていく。 ・新規サロン立ち上げの支援をする。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の充実のため、小単位のブロック化を推進する。 ・サロンや地域ケアシステムについてPRする。 ・地域ケア推進連絡会の地区間格差の解消に向けて支援する。

中部圏域

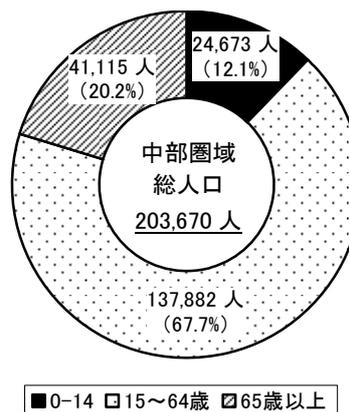


◆中部圏域の人口・世帯の現状

平成 24 年 9 月 30 日現在

人 口	0～4歳	8,220人	4.0%
	5～14歳	16,453人	8.1%
	15～64歳	137,882人	67.7%
	65歳以上	41,115人	20.2%
	合計	203,670人	100.0%
世 帯	世帯数	99,032世帯	
	一世帯当たり 平均世帯人員	2.06人	

◆年齢3区分別人口構成比



地区推進会議等で出された主な意見

1. 活動の場の確保・充実

- ①地域の要望を受けて迅速に対応し、真間の拠点ができただことは、地域・社協・行政が一体となって取り組んだ成功例である。今後はさらに充実していきたい。
- ②拠点は確保されたが、居住地によっては、距離があって不便を感じている人もいる。利用者が近距離で参加しやすいように、活動の場がいくつか点在していた方が望ましい。
- ③サロンがない地区への設置が必要。自治会館や空き店舗等を活用してはどうか。
- ④子育て中の母親と地域の人たちが一緒に話ができるなど、世代を問わず交流できる場が必要。

2. さらなる人材の確保・育成

- ⑤ボランティアの拡充が必要。ボランティアを行いたい人と必要な人をマッチングできる仕組みが必要である。
- ⑥ボランティアが活動しやすい仕組みをつくるべきである。
- ⑦自発的に担い手となってくれる人が増えてきており、さらに地区社協での登録制を採用すればかなりの人材が確保できる。
- ⑧若年の担い手が必要。
- ⑨相談員を増員する必要がある。

3. 活動内容の充実

- ⑩活動内容は充実しているが、男性参加者が少ない。男性参加者を増加させることが課題である。
- ⑪相談事業も関係機関につなげることができており、充実してきている。さらなるステップアップをしていきたい。
- ⑫若い世代を対象とした事業を増やし、若年者の参加を促す必要がある。
- ⑬地域で行われている活動のPRによって、活動を知らない人や無関心な人の掘り起しが必要。
- ⑭新規事業や活動拠点の新設を行いたいだが、人材が不足しており難しい。まずは既存の活動内容の一層の充実を図るべき。

4. 団体間の連携・情報の共有化

- ⑮さらなるPRと関係団体との連携を図っていきたい。
- ⑯自治（町）会や民生委員、その他関係機関との協力による情報収集が必要。
- ⑰地域活動をする上で、個人情報保護がネックになることが多い。
- ⑱災害時要援護者の情報がないので、何かあったときに支援ができなくなるおそれがある。

方向性1 活動の場の確保・充実

《現状及び課題》

- ・拠点は、公民館や空き店舗を活用して確保されている。しかし、居住地によっては距離的に遠く、不便を感じている人もいる。身近な地域での活動ができるようにする必要がある。
- ・子育て中の母親と地域の人等、世代を問わず交流できる場が必要である。



活動の場の確保・充実

《目 標》

- 身近な地域で活動ができる体制が確保されている。
- 活動の場が多世代の交流の場となっている。

●目標を達成するための役割分担【基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり】 【基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の場所の情報を入手する。 ・多世代型の交流が実現できるような情報提供を行う。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の優先的な使用に向けて配慮する。 No.84 No.86 No.88 ・拠点の充実に向けて、関係機関との調整を図る。No.40 No.41 No.84 No.89 ・地域資源を活用できるよう情報の提供を行う。No.89
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム化を促進する。 ・サロン立ち上げを促進する。 ・関係機関と連携をとり、地域の橋渡しをする。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンの増加等、拠点の充実を支援する。 ・行政と連携し、支援していく。

※【行政】の役割中のNo.○は、第3期計画事業（本計画の第二編第2章に位置づけている事業）の事業番号に対応しています。

方向性2 さらなる人材の確保・育成

《現状及び課題》

- ・ イベント運営に際しての役割分担制やボランティア登録制を導入したことにより、人材確保の成果が挙がりつつある。
- ・ ボランティアを必要とする人と、ボランティアを行いたい人とのマッチングが必要である。
- ・ ボランティアが活動しやすい仕組みが必要。



さらなる人材の確保・育成

《目 標》

- 地区社協でボランティア登録が実施され、地域に人材が確保されている。
- ボランティアを必要とする人とボランティアを行いたい人とのマッチングがなされている。

●目標を達成するための役割分担【基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり】 【基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点やサロンに来た人に積極的に声を掛け、人材確保につなげる。 ・ 隣近所や身近な人に声を掛け、人材確保に努める。 ・ 地区社協でボランティアの登録制を導入する。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアと受入れ側のマッチングの仕組みづくりを支援する。 No.37 No.50 No.51 No.82 No.89 ・ 地域でコミュニティワーカーをサポートできる人材育成機関を創設する。 No.81 ・ 人材を育成するための講習会や研修会を実施する。 No.82 No.83
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティワーカーが講師となって、人材育成の講習会、研修会を実施する。 ・ 地域住民と一緒に行動し、ノウハウを伝えることで、人材を育成していく。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協だよりを通じて人材を募集する。 ・ ボランティアを最大限活用できるようPRする。 ・ ボランティア登録名簿を地域と共有できるよう検討する。 ・ 地域とボランティアのマッチングを支援する。 ・ 相談業務に対応できる人材を育成する。

方向性3 活動内容の充実

《現状及び課題》

- ・サロンの数が増加し、盛況であるが、男性の参加者が少ない。
- ・今後は多様な対象者のニーズに合わせ、ターゲットを絞った企画が必要である。
- ・サロン活動のテーマが限られ、参加者が固定化するなどマンネリ化の傾向が見られる。他の地区・サロンの取組みを参考にすることが必要がある。
- ・地域の活動に自力で参加することができない人への配慮や、小・中学生の参加を進めるべきである。
- ・小地域の見守り・支え合い活動等、地域課題の解決に向けた活動に拡充していく必要がある。
- ・相談機能も充実してきている。さらにステップアップをしていく。



活動内容の充実

《目 標》

- 地域での活動への参加が少なかった層（男性や活動に無関心な人）が活動に参加するようになっている。
- 相談機能が向上している。

- 目標を達成するための役割分担【基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり】
【基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり】【基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな人の意見を参考に企画を検討し、ターゲットに合った活動を展開する。 ・相談事業の機能を高めるための取組みを行う。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステムを定期的にPRする。 No.1 No.37 No.80 ・企画の参考になるような情報の提供をする。 No.89 No.91 ・地域ケアシステムの機能を充実させ、地域活動を支援する。No.37 No.38
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム化を促進する。 ・サロン立ち上げを促進する。 ・企画のノウハウや実施方法等についてアドバイスする。 ・関係機関と連携をとり、地域の橋渡しをする。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の充実のため、小単位のブロック化を推進する。 ・サロンや地域ケアシステムについての情報をPRする。 ・地域ケア推進連絡会の地区間格差の解消に向けて支援する。

方向性4 団体間の連携・情報の共有化

《現状及び課題》

- ・地域特性を活かしたイベント等を通して、地域の人々や団体、関係機関との連携はかなりできてきている。今後、さらに連携していく必要がある。
- ・個人情報保護の観点から、自治（町）会での情報収集・情報の共有化が困難である。自治（町）会や民生委員、その他関係機関との協力による情報収集が必要である。
- ・地域への情報発信もかなり実施されているが、浸透していない状況にある。



団体間の連携・情報の共有化

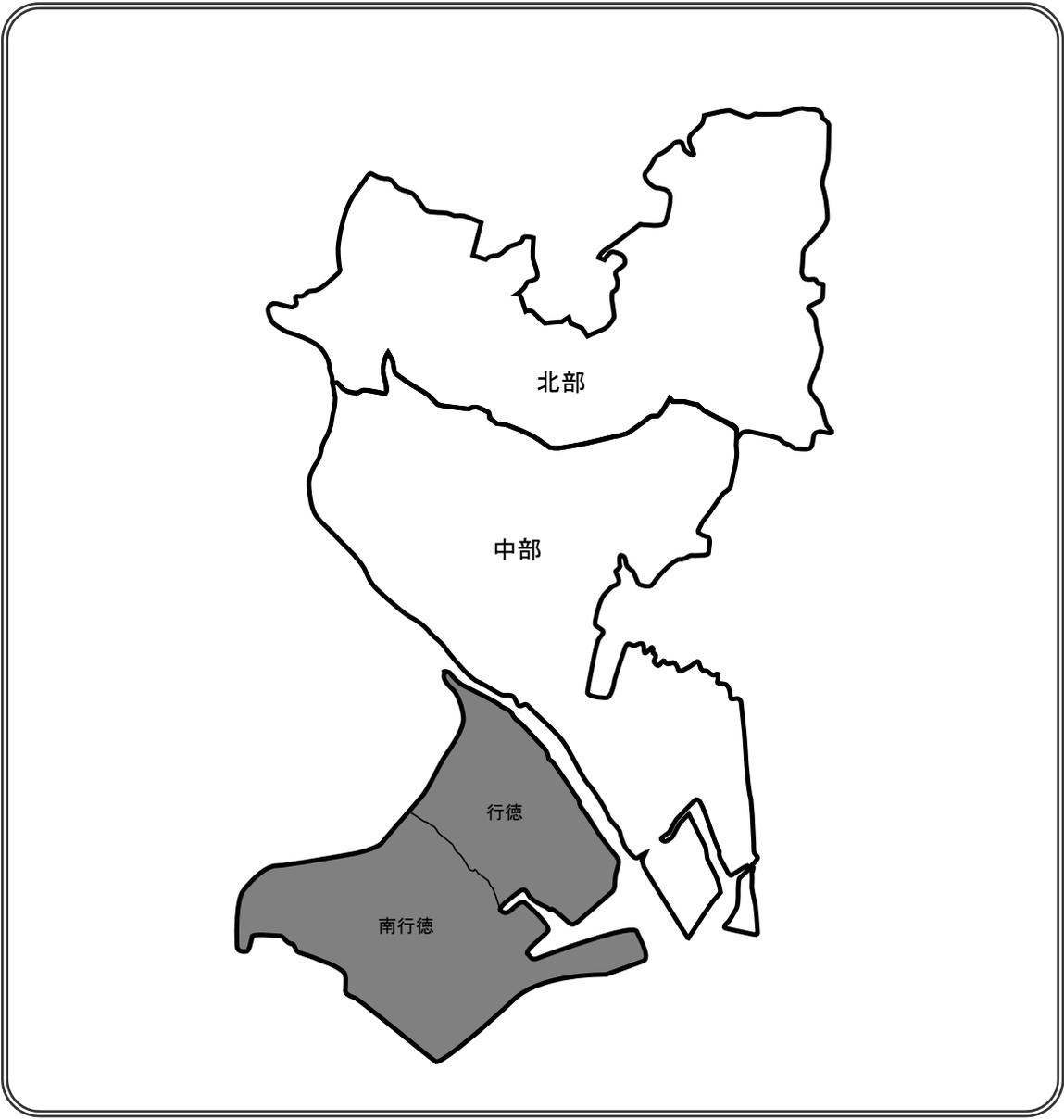
《目 標》

- 地域の人々を取り巻く団体や関係機関が連携して、協力体制が機能している。
- 地域の関係機関が必要な情報を共有している。

- 目標を達成するための役割分担【基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり】
【基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり】

<p>【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治（町）会等と連携し、情報共有に努める。 ・他の地域との連携強化を図る。 ・自治（町）会等と連携し、共通テーマを題材にイベントを開催し、情報共有の意義を周知する。 	<p>【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係者及び関係機関への地域ケアシステムのPRを実施し、連携を促進する。 No.1 No.6 No.80 No.89 ・情報管理の共有化を図り、必要な情報を提供できるように検討する。No.91 ・個人情報等の研修会を実施する。No.90
<p>【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携をとり、地域との橋渡しをする。 ・情報共有のノウハウを地域住民と一緒にあって検討する。 	<p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア推進連絡会への参加を呼びかける。 ・ボランティア団体の情報を提供するとともに、地域で連携がとれるよう支援する。 ・地域のイベント等の場での情報共有を心がける。

□ □ □ □ □ **南部圏域** □ □ □ □ □

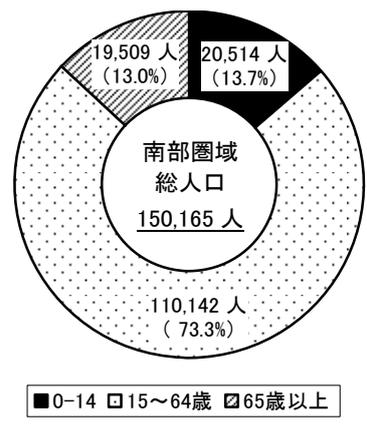


◆南部圏域の人口・世帯の現状

平成 24 年 9 月 30 日現在

人 口	0～4歳	7,654人	5.1%
	5～14歳	12,860人	8.6%
	15～64歳	110,142人	73.3%
	65歳以上	19,509人	13.0%
	合計	150,165人	100.0%
世 帯	世帯数	74,954世帯	
	一世帯当たり 平均世帯人員	2.00人	

◆年齢3区分別人口構成比



地区推進会議等で出された主な意見

1. 活動の場の確保・充実
<p>①以前に比べて使い勝手が悪くなってしまった。調整を図ってほしい。</p> <p>②地域全体を考えて中心部分に拠点を移動してほしい。</p> <p>③サロンの開催場所は近くにある方が望ましい。身近な場所の公共施設、自治会館、空き店舗、空き家の活用を考えていただきたい。</p> <p>④誰でも気軽に立ち寄ることのできる場所（サロン）が欲しい。</p> <p>⑤地域を細分化した自治（町）会単位での活動の場が欲しい。</p>
2. 担い手の確保・育成
<p>⑥ボランティアセンターへの登録名簿を地区社協にも提供できるよう工夫をお願いしたい。</p> <p>⑦地域の中でも連絡さえもらえれば活動できる人はいると思う。</p> <p>⑧幅広く声をかけて、一緒に協力して動くうちに人材へと育てていく。</p>
3. 地域のつながり・ネットワークづくり
<p>⑨共通の話題、共通の関心事をベースに地域の連携を深めていく。</p> <p>⑩自治（町）会に地域での活動を理解してもらい、協働・支援してもらえるように働きかける。</p>
4. PR活動
<p>⑪地域ケアシステムを知らない人が多い。もっと広報活動が必要。</p> <p>⑫事業のPRをもっとするべき。</p>

方向性1 身近な場所での活動の場の確保・充実

《現状及び課題》

- ・活動拠点は確保されているが、身近な場所ではなく、距離的にかなり離れているので、参加が厳しい。
- ・身近な場所に活動の場が必要である。自治会館、公共施設や空き店舗の活用を考えるべきである。
- ・誰でも気軽に参加できるような場所がほしい。



身近な場所での活動の場の確保・充実

《目 標》

- 地域の活動の場が身近な場所にある。

●目標を達成するための役割分担【基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の場所の情報を提供する。 ・空き店舗や個人宅も含めて活動の場の確保に努める。 ・新規サロンを立ち上げる。 ・自治会単位での活動の場を活用する。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の優先的な使用に向けて配慮する。 No.84 No.86 No.88 ・拠点の充実に向けて、関係機関との調整を図る。No.84 No.89 ・地域資源を活用できるよう情報の提供を行う。No.89
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規サロン立ち上げの支援をする。 ・地域資源の情報を行政と共有し、地域へ発信する。 ・地域資源を発掘し、行政につなぐ。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロンの増加とともに機能充実を図るために知恵を出す。 ・行政と連携し、地域の取組みを支援する。

※【行政】の役割中のNo.○は、第3期計画事業（本計画の第二編第2章に位置づけている事業）の事業番号に対応しています。

方向性2 担い手の確保・育成

《現状及び課題》

- ・地域で活動したくても、情報が届かず、活動への参加につながっていない人がいる。
- ・担い手となり得る地域の人に幅広く声をかけ、人材を発掘する必要がある。
- ・サロンの参加者が担い手となることを期待して、活動を展開する必要がある。



担い手の確保・育成

《目 標》

- 地域でボランティア活動を希望する人と担い手を必要とする機会が対応している。
- 幅広く、多様な人材が地域で確保・育成されている。

●目標を達成するための役割分担【基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり】 【基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点やサロンの参加者に積極的に声をかけ、人材確保に努める。 ・隣近所や身近な人に声をかけ、人材確保に努める。 ・地区社協でボランティアの登録制を導入する。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと受入れ側のマッチングの仕組みづくりを支援する。No.37 No.82 No.89 ・地域でコミュニティワーカーをサポートできる人材育成機関を創設する。No.81 ・人材を育成するための講習会や研修会を実施する。No.82 No.83
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティワーカーが講師となって、人材育成の講習会、研修会を実施する。 ・地域住民と一緒に行動し、ノウハウを伝えることで、人材を育成していく。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを最大限活用できるようPRする。 ・ボランティア登録名簿を地域と共有できるよう検討する。 ・地域とボランティアのマッチングを支援する。

方向性3 地域のつながり・ネットワークの充実

《現状及び課題》

- ・地域の盆おどりなどのイベントを通じて、障害者との相互交流が行われている。
- ・高齢者クラブと小学校の交流会や自治（町）会と高齢者クラブとの連携等、ネットワークづくりをしている。
- ・福祉教育推進校と連携した講演会やスポーツ大会が開催されている。
- ・自治（町）会活動との間の協働・支援体制を強化する必要がある。



地域のつながり・ネットワークの充実

《目 標》

- 地域での住民同士の交流が盛んである。
- 地域のネットワークづくりがさらに進み、充実している。

●目標を達成するための役割分担【基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり】 【基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり】

<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣近所や友人・知人に地域ケアシステムを周知する。 ・関係団体の情報を把握する。 ・関係団体と一緒にイベントを企画し、参加を呼びかける。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化を図り、必要な情報をいつでも発信できる仕組みをつくる。No.91 ・地域の関係団体の連携を支援し、ネットワーク化の意義を周知する。No.6 No.37 No.38 No.89
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の情報を把握し、関係機関との調整を図る。（プラットフォーム化の促進） ・地域の住民と一緒に行動し、ネットワークづくりのノウハウをアドバイスする。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整を図り、地域を側面から支援する。 ・各地域共通の課題について、講演会や研修会を企画する。

方向性4 PR活動の充実

《現状及び課題》

- ・地域ケアシステムに対する地域での理解を得るため、地域住民への声かけや、障害者施設、学校への声かけ、福祉講演会の開催やイベントごとのPRを実施している。しかし、地域ケアシステムを知らないという人がまだ多い。
- ・地域で行われている事業のPRをもっと行う必要がある。



PR活動の充実

《目 標》

- 地域ケアシステムの目的や活動内容がPRされており、地域の人が地域ケアシステムを理解している。

- 目標を達成するための役割分担 【基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり】
【基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり】

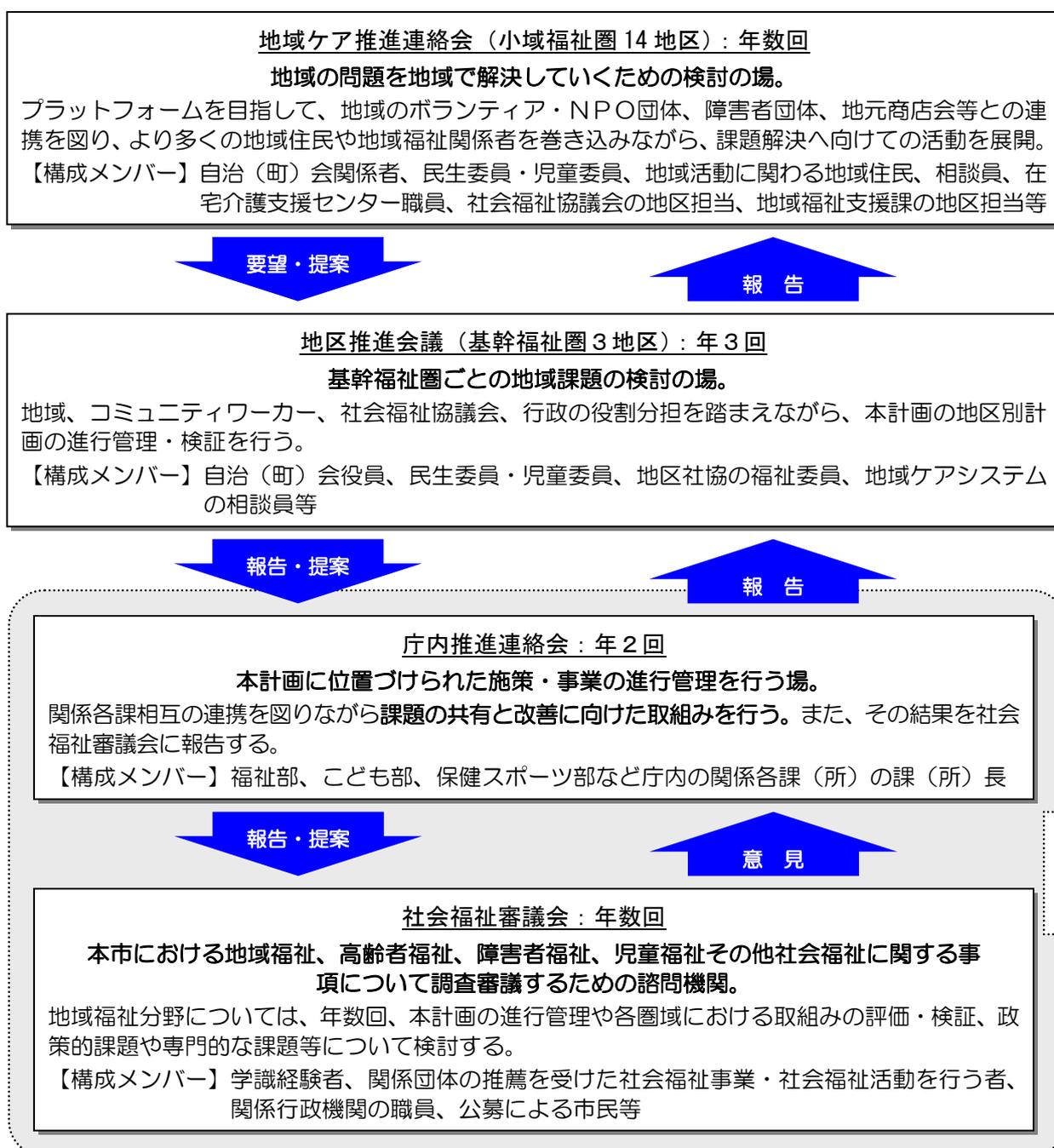
<p style="text-align: center;">【 地 域 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを活用して周知する。 ・隣近所や友人・知人に地域ケアシステムを周知する。 ・地区社協でもチラシを作成し、イベント等で配布し、周知を図る。 	<p style="text-align: center;">【 行 政 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステムについて、広報等で定期的にPRを行う。 No.1 No.37 No.80 ・関係機関と連携して、イベントごとにチラシを配布する。 No.6 No.80 No.89 ・庁内推進連絡会や他の方法を通じて、庁内でも周知を図る。 No.1 No.80
<p style="text-align: center;">【コミュニティワーカー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PR用チラシを作成し、積極的にPRを行う。 ・地域での講演会や研修会を通じてPRを行う。 	<p style="text-align: center;">【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協広報、ホームページでPRに努める。 ・PR用チラシを作成し、積極的にPRを行う。 ・地域での講演会や研修会を通じてPRを行う。

第4章 計画の推進のために

1. 地域福祉推進体制の充実

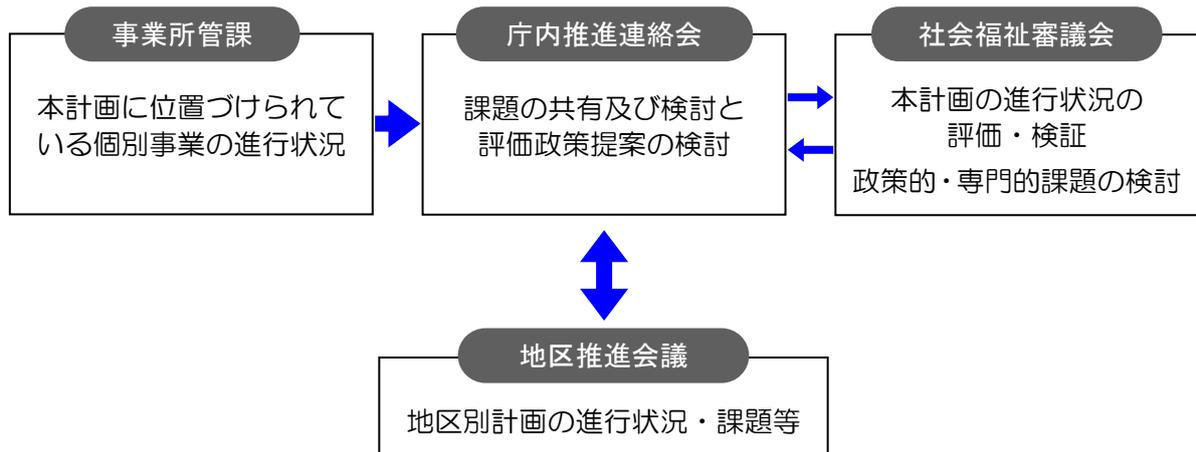
地域福祉の推進にあたっては、小域福祉圏（14地区）の核となる「地域ケア推進連絡会」で取り上げられた地域課題を基幹福祉圏域（3か所）の「地区推進会議」で共有し、課題解決に向けた検討・提案を地域が中心となって進めていきます。

本市は、地域活動の報告・提案を受けて課題解決への支援及び政策的課題への取組みにつなげて、両者が一体となった取組みとして組織的な展開を図っていきます。



2. 計画の進行管理

本計画に位置づけられている事業については、毎年度2回、庁内推進連絡会において検討・評価を行い、その結果を社会福祉審議会に報告し、社会福祉審議会の意見を取組みに活かしていきます。また、計画の進捗状況や社会状況及び福祉制度の変化等を踏まえて、中間年度において計画の見直しを行っていきます。



3. 市川市社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は、公的な責任による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民による「互助活動」やボランティア・NPO 団体等と協働した「共助活動」が欠かせないものとなっています。

この「互助活動」と「共助活動」について、本計画では地域に住む人が協力して行う日常的な生活支援活動として「共助」にまとめていますが、地域福祉の原点は住んでいる地域を基盤とした人間関係（地縁）であるとの考えに立つ市川市社協の「わかちあいプラン」では、以前から地域福祉推進の役割を「互助」と「共助」に区分しています。

もとより行政は互助や共助を支援していく役割を担っており、一方、社会福祉協議会は互助や共助を実践していく立場にあります。このことから、本市の「地域福祉計画」と市川市社協の「わかちあいプラン」は車の両輪の関係にあり、地域福祉の増進には両者が一体となった取組みが不可欠です。そこで、計画を策定する段階での手順の適正化を図るとともに、計画を推進する中で互いの連携を強化し、協力する体制を確立していきます。

4. 第4期計画の策定に向けて

第3期市川市地域福祉計画を策定するのにあたっては、地域福祉専門分科会を中心にさまざまな議論を行い、地域住民の意見を反映しながら、計画案に地域福祉の向上のための施策や事業を盛り込んできました。しかし、議論を行ったテーマの中には、地域が抱える課題が大きくて現時点での取組みが困難なことや、具体的な取組みを行うには時期尚早であるということから、残念ながら本計画に反映できなかった施策や事業があります。

これらのことについては、検討を重ねながら計画の中間見直し時もしくは次期計画で反映させます。

【成年後見センター】

パブリックコメントでの意見では、成年後見センター設置に関する要望が多くありましたが、本計画では明確な事業として位置づけることができませんでした。成年後見センターの設置については、本来高齢者福祉計画・介護保険事業計画等、関連する計画に位置づけるべきものと考えられることから、2年後の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直し時などに向けて議論を展開する等、環境整備を行う必要があります。

【在宅医療】

在宅医療は、住み慣れた家庭や地域で安心して療養することができるよう、在宅で提供される医療システムのことをいいます。

市では現在、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

この中では、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的・継続的な在宅医療の提供が大きな柱となっています。本計画においても、「医療との連携事業」を重点事業としているところですが、在宅医療については国もモデル事業を開始したばかりで、地域における具体的な施策を模索している状況であることや、地域における在宅医療についての議論が始まったばかりです。

公的なサポート体制が定まっていない状況では、地域でできること、望まれることを決めるのは大変困難です。今後も、公的な役割を踏まえながら、公的なサービス機関と地域の支援活動の一体化に向けて、地域での役割を議論していく必要があります。

【若年者のひきこもり】

若年者のひきこもり相談としては、千葉県ひきこもり地域支援センターでの電話相談のほか、教育、子ども、福祉、防犯等のさまざまな分野で電話相談が実施されています。

ひきこもりの背景には、就労、職場、家庭環境等の事情や動機が隠されていることから、地域での支援には限界があり、ひとつの仕組み（事業）では捉えきれない課題でもあります。

また、地域でサポートするとしても、対象者は公的機関で把握している、地域からアプロ

一チされている人だけにとどまらざるを得ません。地域で情報を得て、見守るためには、顔の見える付き合いが大事です。そのためには、地域ケアシステムの展開や地縁団体である自治（町）会の活性化が不可欠であることから、現在実施している事業を展開しながら、関連施策も含めたサポート体制のあり方について議論を進めていく必要があります。

【地域福祉活動計画（わかちあいプラン）策定期間との整合性】

地域福祉計画は地域からのボトムアップが特徴であるため、本計画は市川市社協の「わかちあいプラン」と同時期に策定しました。しかし、本計画の策定作業の進行中にわかちあいプランの策定作業も進行中であったこともあり、その内容を十分に議論した上で計画原案に意見を十分に反映させることはできませんでした。次期計画策定の際は、わかちあいプランの検証作業を先行させ、その内容を十分議論した上で次期計画に反映できるようなスケジュールにする必要があります。



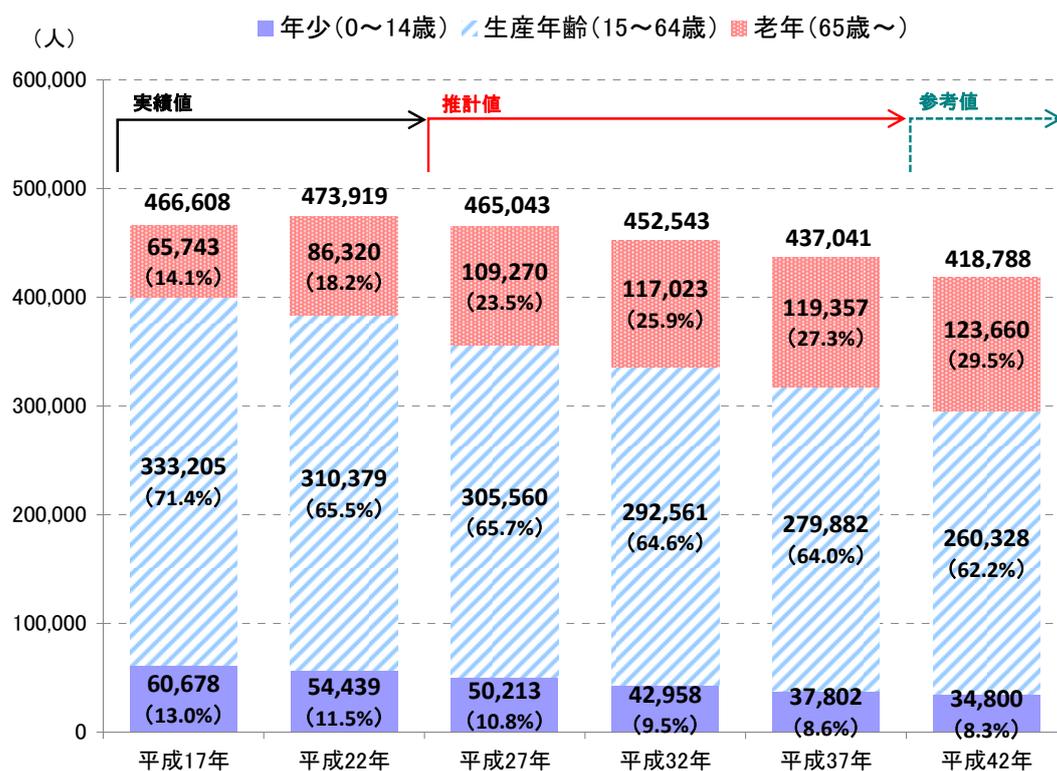
資料編

1. 市川市の将来人口

本市は、首都圏の住宅都市として発展し、昭和30年代後半から人口が急速に増加してきました。しかし、近年ではわが国全体の少子高齢・人口減少化と相まって、人口は平成22年をピークとして減少に転じています。

将来人口はこのまま減少を続け、平成32年には45万人台、平成37年には43万人台と推計しています。年少人口比率も平成32年に9.5%、平成37年に8.6%と減少を続けるのに対し、老年人口の比率は増加を続け、平成32年に25.9%、平成37年には27.3%となります。

なお、千葉県全体では、平成23年に統計開始（大正9年）以来総人口が初めて減少に転じています。



※ 平成17年、平成22年は国勢調査による実績値であり、総人口には年齢不詳も含まれます。また、年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合の合計は100%にはなりません。

図表 市川市の将来人口推計

2. 市川市地域福祉計画改定のためのアンケート調査の概要

(1) 調査の種類

調査方法	対象者		配布数 (有効配布数)	回収数	回収率	
郵送配布 ・回収	①市民	20歳以上65歳未満の市内在住者から無作為抽出	1,200 (1,193)	566	47.4%	
	②高齢者	65歳以上の市内在住者から無作為抽出	800 (798)	585	73.3%	
	③乳幼児の保護者	0～6歳の子どもを持つ市内在住者から無作為抽出	600 (600)	351	58.5%	
	④福祉関係者	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員から無作為抽出	200 (199)	163	82.3%
		NPO法人・ボランティア団体	市民活動支援制度を利用しているNPO法人・ボランティア団体から無作為抽出			
	⑤障害者	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ市内在住者から無作為抽出	200 (198)	119	59.8%	
合 計			3,000 (2,988)	1,784	59.7%	
調査方法	対象者		メール 配信数	回収数	回収率	
e-モニター制度	⑥市民 (eモニ)	市川市e-モニター登録者5,525人のうち、平成23年9月30日時点で20歳以上65歳未満の人	3,411	881	25.8%	

※平成23年11月実施

(2) 調査項目一覧

		①	②	③	④	⑤	⑥
		市民	高齢者	乳幼児 の保護 者	福祉 関係者	障害者	市民 (e モニ)
回答者の 属性	1	調査票の記入者		○		○	○
	2	性別	○	○	△		○
	3	年齢	○	○	○		○
	4	居住区分	○	○	○		○
	5	居住年数	○	○	○		○
	6	世帯構成	○	○	○		○
	7	職業（就労の有無）	○	○	○		○
	8	月当たりの世帯収入	○	○	○		○
	9	子育て世帯における子どもの 状況			○		
	10	住居形態	○	○	○		○
	11	自治会の加入状況	○	○	○		○
	12	福祉関係者の概要（民生児童委 員の担当地区、就任期間、前職、 受けた理由、活動内容等）				○	
地域との 関わり	13	近所づきあいの程度	○	○	○		○
	14	地域活動への参加状況	○	○	○		△
	15	地域との関わりを必要を感じたとき	○	○	○		○
	16	民生委員・児童委員活動の方向性 についての考え方				○	
	17	地域での人との付き合いや関わり （役割分担）についての 考え方	○	○	○	○	○
	18	地域との交流の有無（交流の有無、 交流相手）				○	
	19	生活上の問題の相談相手	○	○	○		○
	20	福祉に関する情報の入手方法	○	○	○		○
	21	定住意向	○	○	○		○
	22	3年前と比べた地域福祉活動の 変化				○	
	23	活動当初から推進された点				○	
	24	日頃の活動を通じた課題				○	
	25	課題解決のための役割分担				○	

※△は他の調査と選択肢が異なる

			①	②	③	④	⑤	⑥
			市民	高齢者	乳幼児の保護者	福祉関係者	障害者	市民(e モニ)
地域システムについて コミュニティワーカーと	26	コミュニティワーカーの認知度				○		
	27	コミュニティワーカーについて(関わり意向、PR方法)				○		
	28	コミュニティワーカーにやってもらいたいこと				○		
	29	地域ケアシステムの認知度	○	○	○	○	○	○
	30	地域ケアシステムについて(参加意向、会議への参加状況、PR方法)				○		
	31	地域ケアシステムでやってもらいたいこと	○	○	○	○	○	○
組める近所や地域で取り 地域活動	32	自分が近所をお願いしたい支援					○	
	33	どのような支援を必要としている人が近所にいるか	○	○	○			○
	34	自分ができる支援	○	○	○		△	○
	35	地域福祉活動への参加状況・意向	○	○	○		○	○
	36	自分や地域だけで支援が難しい問題がある場合に頼る機関	○	○	○		○	○
今後の地域福祉の方向性	37	地域福祉の分野で特に力を入れてほしいこと	○	○	○	○	○	○
	38	施策の方向性「情報提供の仕組みづくり」について望むこと	○	○	○	○	○	
	39	施策の方向性「相談支援の仕組みづくり」について望むこと	○	○	○	○	○	
	40	施策の方向性「地域医療の充実」について望むこと	○	○	○	○	○	
	41	施策の方向性「高齢者や障害者の権利擁護」について望むこと	○	○	○	○	○	
	42	施策の方向性「福祉サービスの質の向上」について望むこと	○	○	○	○	○	
	43	施策の方向性「交流の場づくり」について望むこと	○	○	○	○	○	
	44	施策の方向性「身近な支援」について望むこと	○	○	○	○	○	
	45	施策の方向性「地域における緊急支援」について望むこと	○	○	○	○	○	
	46	施策の方向性「ボランティア・NPO活動の推進」について望むこと	○	○	○	○	○	
	47	施策の方向性「安心した子育て・子育てのできるまち」について望むこと	○	○	○	○	○	

※△は他の調査と選択肢が異なる

			① 市民	② 高齢者	③ 乳幼児 の保護 者	④ 福祉 関係者	⑤ 障害者	⑥ 市民 (e モニ)
今後の 地域福祉 の方向性	48	施策の方向性「地域の拠点整備」について望むこと	○	○	○	○	○	
	49	施策の方向性「快適空間のあるまち」について望むこと	○	○	○	○	○	
	50	施策の方向性「道路・歩道のバリアフリー化」について望むこと	○	○	○	○	○	
	51	施策の方向性「住環境のバリアフリー化」について望むこと	○	○	○	○	○	
	52	施策の方向性「からだの健康」について望むこと	○	○	○	○	○	
	53	施策の方向性「心の健康」について望むこと	○	○	○	○	○	
	54	施策の方向性「就労支援」について望むこと	○	○	○	○	○	
	55	施策の方向性「社会的な自立への支援」について望むこと	○	○	○	○	○	

3. パブリックコメント及び地域懇談会の実施概要

(1) パブリックコメント

意見募集期間	平成 24 年 9 月 15 日～10 月 15 日
素案の公表方法	① 市ホームページへの掲載 ② 広報いちかわへの掲載（概要のみ） ③ 公共施設への配置 ・福祉部地域福祉支援課（市川市役所本庁舎 1 階） ・市政情報センター ・市政情報コーナー（中央図書館・行徳図書館・大野公民館図書室・男女共同参画センター）
意見提出者数 及び件数	提出者数 5 名 意見 8 件

(2) 地域懇談会

地区	開催日	会場	参加者数
北部地区	平成 24 年 10 月 4 日	大野公民館	20 名
中部地区	平成 24 年 10 月 5 日	市民会館	50 名
南部地区	平成 24 年 10 月 3 日	行徳文化ホール	35 名

4. わかちあいプランの概要

市川市社会福祉協議会のわかちあいプラン(地域福祉活動計画)の概要

市川市社会福祉協議会

◎わかちあいプランは、地域福祉を推進するための基本理念を定めています。

基本理念は、「安心して生み育て、安心して老いを迎えることができる“福祉のふるさと”としての福祉コミュニティを創ります」としています。

自らが住まう地域において日頃から声を掛け合えるお付き合いがあること、また、困った時には自然と助け合えることができる関係があること、これがわかちあいプランが目指す『福祉コミュニティ』です。私たちは住民の誰もが個人として尊重されながら、みんなで支え合い助け合いができる地域社会をつくります。

◎わかちあいプランは、地域における支え合い助け合いの仕組みである『互助』をつくることを目指しています。

介護保険制度などの創設により、地域福祉の役割の領域としての自助と公助の間に「新たな公共」として共助が求められるようになりました。

わかちあいプランでは、「自助」「共助」「公助」のほかに隣近所の支え合い助け合いとして「互助」をプランに位置付けています。地域の方々が、地域に関心を持って地域をよりよくするために参加し活動すること、それこそが「互助」の原動力となっています。

◎わかちあいプランは、支え合い助け合いの仕組みをつくるための行動目標を掲げています。

地域福祉の増進に関わる活動は、住民や自治(町)会員をはじめ、民生委員など多様な立場の方々の参加により支えられています。

わかちあいプランでは、「地域福祉活動の輪を拡大する」「福祉専門職を充実する」「地域の見守り体制を構築する」「災害支援体制を構築する」など、社会福祉協議会と地域の方々が一緒に取り組む行動目標を定めています。

◎わかちあいプランは、社会福祉協議会が住民福祉活動への支援として重点的に取り組むことを定めています。

地域の方々による「互助」「共助」の活動を支援するために、てるぼサロンや地区社会福祉協議会活動の拡充、地域人材の育成など社会福祉協議会が重点的に取り組む事業をわかちあいプランに位置付けています。

また、新たにスタートさせる「お互いさま事業」をはじめ計画期間の5年間における社会福祉協議会の事業計画を定めています。

◎わかちあいプランは、社会福祉協議会の法人経営方針を示しています。

わかちあいプランでは、「市川市社会福祉協議会の財務の安定化」「組織経営方針の明確化」「地区社協活動の活性化」「専門性の向上」「寄付文化の醸成」の5項目について、経営方針を定めています。

◎わかちあいプランは、地域の方々による目標の進捗状況の評価と見直しを規定しています。

わかちあいプランにおける目標の進捗状況は、地域の方々により構成されている地区代表者連絡会や地域ケア推進連絡会において定期的に議題として取り上げ、評価を行うとともに必要に応じ見直すこととしています。

◎わかちあいプランは、地区社会福祉協議会ごとの計画を定めています。

わかちあいプランでは、市内14の地区社会福祉協議会ごとに、地域の方々が「てるぼサロンの拡充」「地域連携の強化」「地区社協事業の充実」「お互いさま事業の実施」について今後5年間の事業計画を策定しています。

地区社会福祉協議会ごとの計画は、地域の方々が自ら目標を定めて自らの地域の『福祉コミュニティ』を創るために行動する、わかちあいプランの中核を占める部分であり、市川市が策定している「地域福祉計画」の地区別計画とも関連が深い計画となっています。

5. 市川市社会福祉審議会条例

(平成 17 年 3 月 30 日 条例第 8 号)

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他社会福祉に関する事項(市川市介護保険条例(平成 12 年条例第 10 号)第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項を除く。)に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

- 2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

- 2 市川市高齢化社会対策審議会条例(平成4年条例第1号)は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 高齢化社会対策審議会委員の項を削り、同表に次のように加える。

社会福祉審議会委員及び臨時委員 〃 9,600 円

附 則（平成 18 年 3 月 24 日条例第 1 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 26 日条例第 35 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 2 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

6. 市川市社会福祉審議会委員名簿

任期：平成23年7月1日～平成25年6月30日

(敬称略)

	区 分	推薦等の機関・団体	氏 名
1	学識経験者	一般社団法人 市川市医師会	伊藤 勝仁
2		市川市民間児童福祉施設協議会	川副 孝夫
3		和洋女子大学	○ 岸田 宏司
4		市川商工会議所 (平成24年3月31日まで) (平成24年4月1日から)	永池 一秀 小安 政夫
5		聖徳大学	高尾 公矢
6		社会福祉法人 慶美会	高田 俊彦
7		淑徳大学	藤野 達也
8		立教大学	◎ ★ 森本 佳樹
9	関係団体の 推薦を受けたもの	市川市民生委員児童委員協議会	★ 石井 新太郎
10		社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	★ 小川 隆啓
11		市川市私立保育園父母の会 (平成24年6月30日まで) (平成24年7月1日から)	石津 二奈子 奥田 健司
12		NPO法人 市川市ボランティア協会	★ 國府濱 敦子
13		市川市公立保育園父母の会	小林 早苗
14		NPO法人 いちされん	品川 眞佐子
15		市川市身体障がい者福祉会	柴田 剛直
16		公益社団法人 市川市シルバー人材センター	田上 充元
17		市川手をつなぐ親の会	★ 村山 園
18		市川市自治会連合協議会	★ 横山 哲也
19	市民代表		★ 石崎 多加代
20			小野 恒
21			★ 竹内 永一
22			長谷川 直美
23			吉崎 晴子
24	関係行政機関	千葉県市川健康福祉センター(市川保健所) (平成24年3月31日まで) (平成24年4月1日から)	★ 田邊 明子 石原 徳子
25		千葉県市川児童相談所(平成24年3月31日まで) (平成24年4月1日から)	阿部 宏之 森山 直人
26	臨時委員	中核地域生活支援センターがじゅまる (平成23年8月18日から平成24年3月31日まで)	朝比奈 ミカ
27		北部地区推進会議 (平成23年8月18日から平成25年3月31日まで)	★ 箕輪 一男
28		中部地区推進会議 (平成23年8月18日から平成25年3月31日まで)	★ 鶴田 一嘉
29		南部地区推進会議 (平成23年8月18日から平成25年3月31日まで)	★ 歌代 素克

◎：会長 ○：副会長 ★：地域福祉専門分科会委員を兼任

7. 市川市社会福祉審議会及び市川市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会等の開催状況

(1) 市川市社会福祉審議会

開催日		協議内容
平成 23 年度	第1回 平成23年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 辞令の交付 ○ 市長の挨拶 ○ 委員の紹介 ○ 正副会長の互選について ○ 諮問「第5期市川市老人福祉計画・介護保険事業計画の策定について」「第3期市川市障害福祉計画の策定および市川市障害者計画（第2次実施計画）との一体化について」 ○ 臨時委員について ○ 今後の会議の進め方について
	第2回 平成23年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時委員の紹介 ○ 市川市老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に係る福祉・介護に関する市民意向調査結果報告について ○ 市川市地域福祉計画の策定について
	第3回 平成23年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市川市老人福祉計画・介護保険事業計画骨子（案）について ○ 高齢者福祉に関する地域懇談会の開催について ○ 障害者福祉専門分科会における次期計画に関する審議の中間報告について ○ 児童福祉専門分科会における保育園入園基準の考え方に関する審議について（報告） ○ 市川市地域福祉計画 市川市地域福祉計画改定のためのアンケート調査について
	第4回 平成23年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 原案について ○ 平成23年度高齢者福祉に関する地域懇談会 実施報告 ○ 第4期市川市老人保健福祉計画・介護保険事業計画 進捗状況報告 ○ 市川市障害者計画（実施計画）・障害福祉計画 進捗状況報告
	第5回 平成24年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期市川市地域福祉計画 進捗状況報告 ○ 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画） 進捗状況報告
	第6回 平成24年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定 答申案報告 ○ いちかわハートフルプラン（市川市障害者計画（第2次実施計画）・第3期市川市障害福祉計画） 答申案報告

開催日		協議内容	
平成 24 年度	第1回	平成 24 年 5 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 辞令の交付 ○ 諮問「第3期市川市地域福祉計画の策定について」 ○ 第3期市川市地域福祉計画の策定について ○ 市川市地域福祉計画改定のための市民意向調査の結果報告について
	第2回	平成 24 年 10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期市川市地域福祉計画 進捗状況報告 ○ 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画） 進捗状況報告 ○ 市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の中間年度における見直しについて
	第3回	平成 24 年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画の策定について（中間報告） ○ 市川市老人保健福祉計画・介護保険事業計画 進捗状況報告
	第4回	平成 25 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画の策定について（答申案報告） ○ 市川市障害者計画(第2次実施計画)・第2期市川市障害福祉計画 進捗状況報告

※太字は市川市社会福祉審議会における地域福祉計画に関連する審議内容

（2）市川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

開催日		協議内容	
平成 23 年度	第1回	平成 23 年 8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正副会長の選出について ○ 市川市地域福祉計画について ○ 市川市地域福祉計画改定のためのアンケート調査の実施について
	第2回	平成 23 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市川市地域福祉計画改定のためのアンケート調査の実施について
	第3回	平成 24 年 1 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市川市地域福祉計画改定のためのアンケート調査結果の中間報告について
平成 24 年度	第1回	平成 24 年 5 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画（案）について
	第2回	平成 24 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画（案）について
	第3回	平成 24 年 7 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画（案）について
	第4回	平成 24 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画（案）について
	第5回	平成 24 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画（案）について
	第6回	平成 24 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画（案）について
	第7回	平成 25 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案の検討について

(3) 庁内推進連絡会

開催日		協議内容
第1回	平成24年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画策定に向けて ・ 計画掲載予定事業の説明 ・ 市川市地域福祉計画の位置づけ ・ 関連計画スケジュール ・ 関連会議スケジュール
第2回	平成25年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期市川市地域福祉計画の説明 ・ 掲載事業の確認 ・ 第3期計画における計画推進体制（庁内推進連絡会）について

(4) 地区推進会議

開催日			協議内容
第1回	北部地区	平成24年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について ○ 第2期地域福祉計画行政施策の実施状況 ○ 第2期地区別計画について
	中部地区	平成24年7月2日	
	南部地区	平成24年6月27日	
第2回	北部地区	平成24年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ※ 地域懇談会として実施 ○ 地域福祉計画（素案）について
	中部地区	平成24年10月5日	
	南部地区	平成24年10月3日	
第3回	北部地区	平成25年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について（報告）
	中部地区		
	南部地区		

(5) 地域ケア推進連絡会

平成24年度の主要議題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社会福祉協議会事業について ○ 地域ケアシステム拠点における相談状況について ○ サロン活動について ○ 各種団体情報交換 ○ 第3期市川市地域福祉計画について ○ 第3期地域福祉活動計画（わかちあいプラン）について

8. 用語解説

ア行

◆ アウトプット（指標）、アウトカム（指標）

アウトプット指標とは、事業を実施することによって直接発生した成果物や事業量を表す指標のこと。アウトカム指標は、施策・事業の実施によって発生する効果・成果を表す指標のこと。

◆ e-モニター

本市が運営する登録制のアンケート制度。パソコンや携帯電話のメールでアンケートや情報を発信し、市民の声を市政に反映させるもの。

◆ 移送サービス

自力での移動が困難な高齢者や障害者（児）などに対して行う輸送・運搬サービスのこと。移動サービス、通院介助サービス、マイカーボランティア、運転ボランティア、福祉車両貸出も広義として含む。

◆ 移動支援

視覚障害者（児）、全身性障害者（児）、知的障害者（児）等を対象とする外出に対する支援。かつては障害の種別により「移動介護」「外出介護」「移動支援」等とされていたが、障害者自立支援法により、重度障害者の支援は「行動援護」「重度訪問介護」に整理され、それ以外の外出支援は「移動支援」として市町村地域生活支援事業に位置づけられた。「ガイドヘルプ」ともいう。

◆ NPO（Non Profit Organization）

民間非営利団体などと訳され、非営利（利潤追求や利益配分を行わない）で、自主的に公共的な活動を行う民間（政府機関の一部でもない）の組織、団体。NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づいて都道府県または内閣府の認証を受けて設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

カ行

◆ 介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護」に認定された被保険者への給付のこと。介護給付の内容は、居宅サービス（訪問介護等）、施設サービス（介護老人福祉施設等）及び地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護等）に大別される。各サービスに係る費用の約9割が給付される。給付は、各介護度別に定められた支給限度額以内でサービスの現物給付の形で行われる。

◆ 介護予防

介護が必要になることをできるだけ防いだり、介護が必要な状態になってもそれ以上悪化しないようにして、高齢者の自立を支援すること。介護保険の基本理念そのものと言える。

◆ 緩和ケア

がんの治療等の際に、体の痛みや不調、精神的な不安等を可能な限り取り除きながら治療を行っていくこと。

◆ 救急医療体制（1次、2次、2.5次、3次）

1次から3次の体制が整えられており、1次救急医療は休日・夜間等の救急患者の診療を中心とするもので、重症患者を2次、3次の救急医療機関に転送する役割を担う。2次救急医療は手術や入院の必要な重症救急患者に対応するもの。2.5次救急医療は、1次、2次の救急医療機関の後方病院的役割を担う。3次救急医療は心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷等の極めて重症な救急患者の救急医療を行うもの。

◆ 緊急通報装置

急病等の緊急事態が起きた際に、ボタンを押すだけであんしん電話受信センター及び市消防局へ通報できる装置のこと。自宅のNTT電話回線を利用してNTTから貸与する形で設置する。自宅内の各部屋へ移動しても利用できるように、装置本体とともにペンダント型の装置も貸与している。本市では、ひとり暮らしの高齢者・障害者等一定の要件に該当する人に対し、装置の設置費用を助成している。

◆ ケアマネジメント

要介護者やその家族等への情報提供やさまざまな相談に応じるとともに、個々のニーズを的確に把握し、総合的、効果的なサービス提供が継続的に受けられるようにする作業のこと。

◆ ケアマネジャー（介護支援専門員）

援助のすべての過程において、利用者と社会資源の結びつけや関係機関・施設との連携等、生活困難な利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスの調整を図る（ケアマネジメント）役割をもつ援助者のこと。介護保険制度では、ケアマネジャーを「介護支援専門員」という。

◆ 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等の代理として、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。

◆ 高齢者虐待

高齢者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害行為のこと。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、養護者や養介護施設従事者等による「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」を高齢者虐待と位置づけており、虐待を発見した者の市町村への通報義務、市町村長権限による自宅や入所施設への立ち入り調査などが規定されている。

◆ コミュニティワーカー

79ページ参照。

◆ 孤立死（孤独死）

一般に、地域で誰にも看取られることなく息を引き取り、そのことに近隣住民が気づかず、相当日数を経過してから発見されること。

サ行◆ **災害時要援護者名簿登録制度**

災害が発生した時に支援を必要とする人が、あらかじめ自分の情報を市へ登録するとともに、登録名簿を地域の関係者と共有し、平常時の防災活動訓練、災害時における安否の確認や避難の誘導等に活用するもの。

◆ **在宅医療**

住み慣れた家庭や地域で安心して療養することができるように、在宅の患者に対して提供される医療システムのこと。具体的には、医師による訪問診療、看護師による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

◆ **在宅介護支援センター**

地域包括支援センターのランチ（住民に身近な窓口）として、地域で暮らす高齢者やその家族に対して、介護等に関するさまざまな相談に応じるとともに、サービスの利用調整、申請代行など、援助を必要とする高齢者の生活を支援する相談窓口のこと。本市では、市内11か所に在宅介護支援センターを設置している。

◆ **サロン（てるぼサロン）**

自分の家から通える範囲で誰でも気軽に参加できる集まりのことで、地域住民の息抜きやふれあいの場、情報交換や健康づくり、学びの場となっている。市川市社協では、「てるぼサロン」としてサロン活動を展開している。

◆ **自主防災組織**

「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域住民が自主的に結成する地域のための防災の組織のこと。

◆ **市民活動団体支援制度（1%支援）**

個人市民税納税者が自ら選んだ市民活動団体を市へ届出することにより、その納税額の1%相当額が市から団体へ補助金として交付される制度のこと。

◆ **社会福祉協議会**

5ページ参照。

◆ **社会福祉士**

社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上的の障害、または環境上の理由によって日常生活を営むのに支障がある人を対象に、各種相談に応じたり、助言や指導、援助を行う専門職のこと。

◆ **障害者地域生活支援センター**

障害者支援課の相談機関で、障害者が地域で暮らすことを支援する施設。主に相談支援、ピアカウンセリング、パソコン訓練・余暇活動、会議等へのスペース提供等の事業を行っている。

◆ **シルバー人材センター**

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事の認可を受けて市町村の区域ごとに設立された公益法人のこと。高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織で、定年退職者等の高齢者への臨時的かつ短期

的な就労の機会の提供、就労を希望する高齢者に対する無料の職業紹介及び就労に必要な知識・技術の講習等を行うことを主な業務としている。

❖ 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者等、判断能力の不十分な人を保護・支援する制度のこと。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度は家庭裁判所が成年後見人等を選任し、福祉サービスの利用や財産の取引等の契約を行うときに、本人の権利や財産を適正に守る。

夕行

❖ ターミナルケア

終末期の医療・看護・介護のことで、治療の見込みがなく、死期が近づいた患者に対し、延命治療を中心とするのではなく、患者の人格を尊重したケアを中心とした包括的な援助を行うこと。

❖ 団塊の世代

一般に、第二次大戦後数年間のベビーブーム世代（おおむね昭和22（1947）年～24（1949）年に生まれた年齢層）約700万人を指す。

❖ 地域ケアシステム

79 ページ参照。

❖ 地域資源

地域に存在する人材や各種団体、活動の場等のこと。

❖ 地域ケア推進連絡会

地域の問題を地域で検討する場として、市内14の小域福祉圏で開催している会議のこと。自治（町）会員や民生委員、NPO団体等、地域で活動している人であれば誰でも参加することができる。

❖ 地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できることを目指す仕組み。その実現のためには、できる限り要介護状態にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する必要がある。

❖ 地域包括支援センター

地域の高齢者等が安心して暮らせるように、日常のさまざまな相談を受け、介護保険やその他のサービス等を利用するための支援を行う拠点として設置されているものであり、市内4か所に設置している。地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域コーディネーター、保健師等が互いに連携し、専門性を生かして活動している。

❖ 地区社会福祉協議会

地域住民で組織する任意団体であり、市内全域で14団体が活動している。活動区域は市川市自治会連合協議会の地区連合会と一致し、単一自治会とも密接に連携して活動している。

❖ DV

「ドメスティック・バイオレンス」のことで、ここでは配偶者からの暴力を意味する。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では配偶者（事実婚を含む）または元配

偶者による身体的暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動である精神的・経済的・性的暴力を「配偶者からの暴力」と位置づけている。「市川市DV防止基本計画」では、これらに加えて配偶者以外の恋人等の親密な間柄にあるパートナーからの暴力（いわゆる「デートDV」）をDVとしている。

ナ行

◆ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

◆ 認知症

成人に起こる認知（知能）障害で、記憶や判断、言語、感情等の精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態のことをいう。代表的なものとして、「脳血管性認知症」や「アルツハイマー型認知症」がある。

◆ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。国は平成 17 年度から認知症サポーターの養成を行っており、その数は全国で 300 万人超となっている。

ハ行

◆ バリアフリー

高齢者や障害者を含むすべての人が日常生活や社会生活を営む上で存在する、あらゆる分野の障壁や障害物（バリア）を除去すること。例えば、道路や建築物の利用の妨げとなる段差の解消や手すりなどの「物理的なバリアフリー」、点字や手話通訳等による「文化・情報面でのバリアフリー」、障害者に対する無知や無関心からくる偏見や差別などをなくす「意識上のバリアフリー」などがある。

◆ ピア

「仲間」の意味で、同じような障害や体験をもつ仲間同士の活動を「ピア活動」という。ピア活動には、障害者団体・家族会等の活動や、当事者同士のカウンセリング（ピアカウンセリング）、クラブハウス（当事者主体の運営による相互支援の場）等のさまざまな形態がある。

◆ フォーマルサービス・インフォーマルサービス

62 ページ参照。

◆ 福祉コミュニティ

身近な地域社会で生じる援助が必要な福祉課題を、地域住民の支え合いや関係機関、事業者の連携を通じた支援等によって解決することを目指す仕組みをもつ地域社会（集団）のこと。

◆ 福祉避難所

障害者や寝たきりの高齢者、妊産婦等、一般の避難所での共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市町村が指定する避難所のこと。

❖ **プラットフォーム**

110 ページ参照。

❖ **ボトムアップ**

ここでは、地区別計画及び市川市社協の「わかちあいプラン」等の地域住民から取り上げられた主要課題を横断的かつ総合的に捉え、地域福祉計画の個別事業の展開に反映させていくことを指す。

❖ **ボランティアセンター**

ここでは、市川市社協が開設している「地域福祉ボランティアセンター」のこと。ボランティア活動の拠点として、情報の提供やボランティア登録の受け付け、ボランティアの支援を行っている。

マ行

❖ **南八幡メンタルサポートセンター**

障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせて関係機関との連絡調整等の援助を行うことを目的とする本市の施設。障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの機能も担っている。

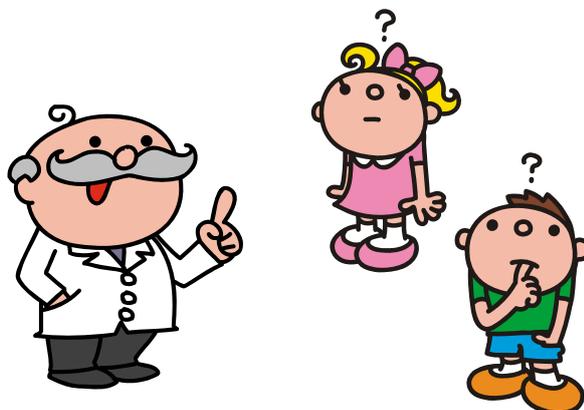
❖ **民生委員・児童委員**

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱される民間奉仕者。それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、児童福祉法に基づく「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

ヤ行

❖ **ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、言語、身体能力に関わらず、すべての人に使いやすいように考えられたデザインのこと。



9. 市川市地域福祉計画行政施策体系図

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

1 情報の提供と啓発	進行管理事業	1. 地域福祉に関する情報発信（地域ケアシステム推進事業）【重点】	地域福祉支援課		
	関連事業	2. 市民便利帳発行事業	広報広聴課		
		3. 広報紙発行事業			
2 地域におけるケア体制の充実	進行管理事業	4. 地域包括支援センター事業【重点】	地域福祉支援課		
		5. 在宅介護支援センター事業			
		6. 関係機関・事業者との連携・ネットワーク事業			
		7. 二次予防事業対象者把握事業			
		8. 通所型介護予防事業			
		9. 訪問型介護予防事業			
		関連事業		10. 二次予防事業評価事業	地域福祉支援課
				11. 地域ケア会議の充実事業	
				12. 地域福祉活動推進事業	
	13. 子ども家庭総合支援センター事業		子育て支援課		
	14. 障害者相談支援事業		障害者支援課		
	15. 市川市配偶者暴力相談支援センター		男女共同参画課		
	3 地域医療・福祉の充実	進行管理事業	16. 医療との連携事業【重点】	地域福祉支援課	
			17. 認知症を理解するための啓発活動事業		
			18. 認知症を支えるための事業		
関連事業		19. 急病診療所運営事業	疾病予防課		
		20. 2次救急医療運営事業	保健医療課		
		21. 2.5次救急医療運営事業			
4 権利擁護と見守り体制の充実	進行管理事業	22. 成年後見制度利用支援事業【重点】	地域福祉支援課		
		23. 日常生活自立支援（地域福祉活動推進事業）【重点】			
		24. 高齢者虐待相談窓口事業			
		25. 介護者家族等の支援（地域包括支援センター事業）			
	関連事業	26. 家族介護教室事業	地域福祉支援課		
		27. ケアマネジャーの質の向上（地域包括支援センター事業）			
		28. 子どもの権利保障啓発事業		子育て支援課	
		29. 家庭児童相談事業	障害者支援課		
		30. 障害者相談支援事業			
		31. 施設入所の緊急協議	男女共同参画課		
		32. 人権講演会の実施			
		(15). 市川市配偶者暴力相談支援センター（再掲）			
		5 サービスの質の向上	関連事業	33. 第三者機関評価事業	保育課
34. 福祉サービス苦情解決事業運営事業	子育て支援課				
35. 介護給付の適正化事業	介護保険課				
36. 介護サービス情報の提供事業					

基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり

6 福祉コミュニティの充実	進行管理事業	37. 地域ケアシステム推進事業【重点】	地域福祉支援課
		38. コミュニティワーカー事業【重点】	
	関連事業	39. コミュニティサポート事業	地域教育課
		40. ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
		41. 親子つどいの広場	
		42. 夏休み体験ボランティア事業	ボランティア・NPO課
7 地域における緊急支援	進行管理事業	43. 緊急通報装置設置事業	地域福祉支援課
		44. 火災警報器の設置事業	
	関連事業	45. 災害時要援護者名簿登録制度運用事業	高齢者支援課
		46. 家具転倒防止器具等の取付費補助事業	危機管理課
		47. 自主防災組織育成事業	
		48. 福祉避難所	障害者支援課
		49. 市川市災害ボランティアネットワークへのサポート	ボランティア・NPO課
8 ボランティア・NPO活動の推進	関連事業	50. 市民活動団体支援制度運営事業	ボランティア・NPO課
		51. ボランティア・NPO活動に関する情報提供	
		52. 地域ポイント制度運営事業	

基本目標Ⅲ 安全とるおいのあるまちづくり

9 快適空間のあるまち	関連事業	53. 防犯対策事業	防犯課
		54. 都市公園再整備事業	みどり整備課
		55. 通学路の防犯パトロール	指導課
		56. 防犯等設置補助金	地域振興課
10 道路・歩道のバリアフリー化	関連事業	57. 人にやさしい道づくり事業	道路建設課
		58. 電線類地中化事業	
		59. 交通バリアフリー推進事業	交通計画課
11 住環境の整備	進行管理事業	60. 住宅改修費の助成事業	地域福祉支援課 障害者支援課
	関連事業	61. リフォーム相談事業	街づくり推進課

基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

12 健康づくりの支援	関連事業	62. スポーツ推進事業	スポーツ課
		63. スポーツ推進委員活動事業	
		64. いきいき健康教室	高齢者支援課
		65. 教育相談	教育センター
		66. ライフカウンセラー設置事業	指導課
13 就労支援	関連事業	67. 障害者就労支援センター運営事業	障害者支援課
		68. シルバー人材センター事業	高齢者支援課
		69. ジョブ・サポートいちかわ	
		70. 雇用促進奨励金	雇用労政課
		71. ひとり親相談事業	
14 社会的な自立への支援	関連事業	72. 母子家庭自立支援事業	子育て支援課
		73. 障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業	障害者支援課
		74. 民間賃貸住宅家賃等助成事業	市営住宅課
		75. ホームレス自立支援事業	福祉事務所
15 移動の自由の確保	進行管理事業 関連事業	76. 高齢者福祉住宅事業	市営住宅課
		77. 移動サービスの支援事業	地域福祉支援課
		78. タクシー利用券交付事業	
		79. 移動支援事業	障害者支援課

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり

16 地域福祉に対する意識の啓発	進行管理事業	80. 地域福祉の啓発（地域ケアシステム推進事業）【重点】	地域福祉支援課
17 地域人材の確保と育成	進行管理事業	81. 「市川コミュニティ塾」モデル事業【重点】	地域福祉支援課
	関連事業	82. ボランティア養成・登録・活用（地域福祉活動推進事業）	
		83. 相談員育成（地域ケアシステム推進事業）	地域福祉支援課
18 地域資源の有効活用	進行管理事業	84. 地域活動拠点の再整備（地域ケアシステム推進事業）【重点】	地域福祉支援課
	関連事業	85. 地域ふれあい館管理運営事業	地域振興課
		86. 団地集会所の開放	市営住宅課
		87. 各施設での地域交流	保育園 幼稚園 障害者施設等
		88. 学校施設開放事業	地域教育課
		89. 地域資源のネットワークづくり事業	地域福祉支援課
19 情報管理の充実	進行管理事業	90. 個人情報適正活用支援（地域ケアシステム推進事業）【重点】 91. 地域活動情報管理（地域ケアシステム推進事業）	地域福祉支援課

第3期市川市地域福祉計画

平成25年3月

発行：市川市 福祉部 地域福祉支援課

〒272-0021 千葉県市川市八幡1-1-1

TEL：047-334-1111（代表） FAX：047-336-8026

ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/>